
第2章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

2.1 対象範囲

対象事業実施区域及びその周囲(以下、「事業実施区域及びその周囲」という。)の概況については、福岡市東区のうち図 2.1-1 に示す範囲(事業実施区域及びその周囲の約 1,000m)を対象とし、既存資料を基に情報を収集・整理した。

ただし、以下の項目については、それぞれの位置図に示す範囲とした。

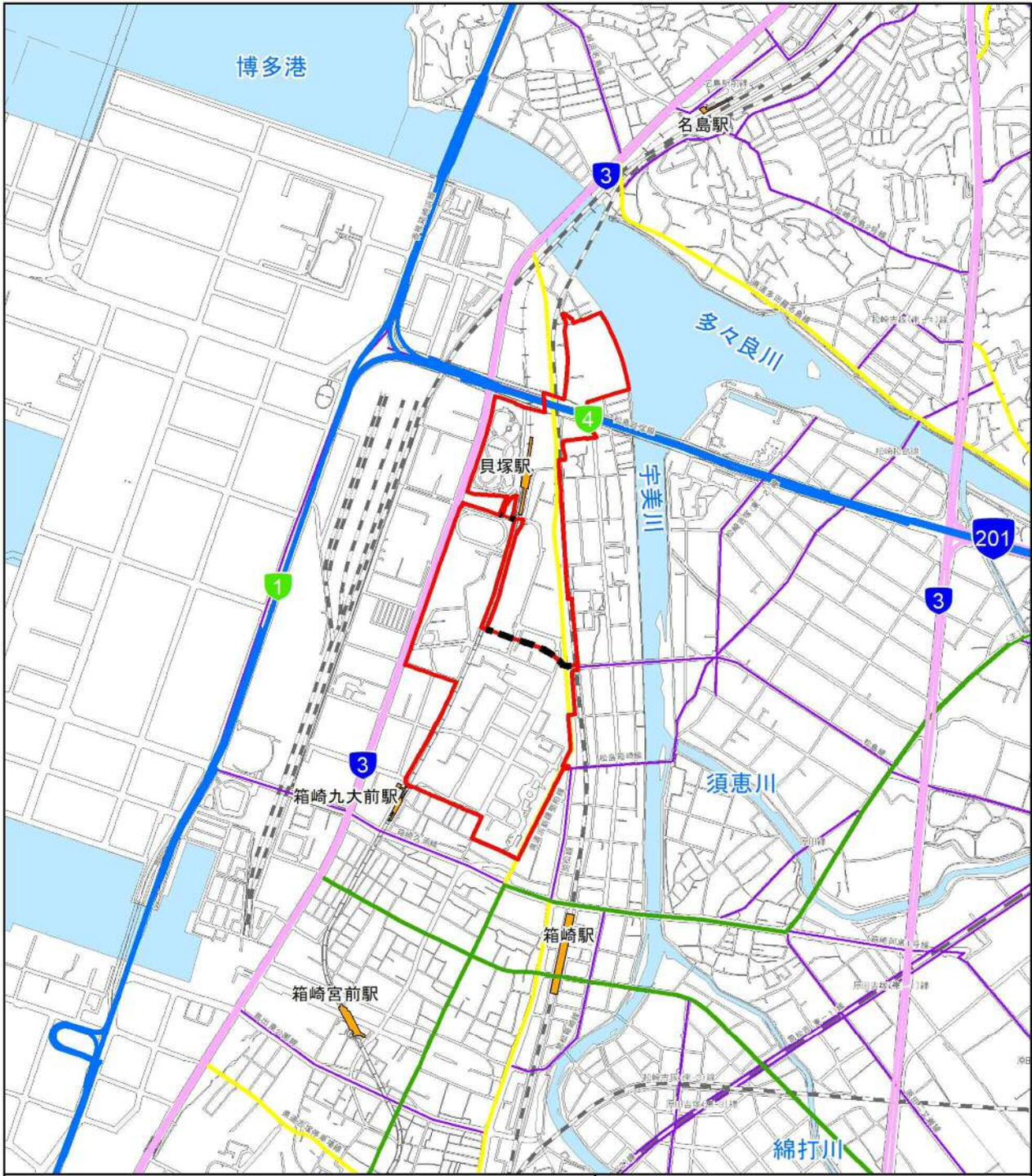
自然的状況については、大気質は気象観測所の福岡管区気象台が入るように、図 2.1-2 に示す範囲とした。

社会的状況については、地域地区の指定や、交通網・鉄道網を把握するため、図 2.1-3 に示す範囲とした。

学校・病院等の保全対象施設の位置図や第 8 章の現地調査位置図の範囲については、事業による影響を受ける恐れのある対象を把握する必要があることから、図 2.1-4 に示す範囲とした。

騒音・振動は幹線道路の自動車騒音状況を把握するため、幹線道路の継続測定点である一般国道 3 号線(現道)(福岡市東区千代 3 丁目 18-3)を含む図 2.2-9 に示す範囲とした。

地形・地質は対象事業実施区域と福岡平野との位置関係を把握するため、図 2.2-18～19 に示す範囲とした。



凡例

- | | |
|--|---|
| 事業実施区域 | 駅 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR |
| 福岡都市高速 | 新幹線 |
| 一般国道 | 私鉄 |
| 主要地方道 | 地下鉄 |
| 一般県道 | 水域 |
| 幹線市道 | |

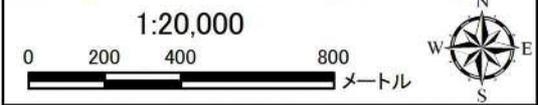
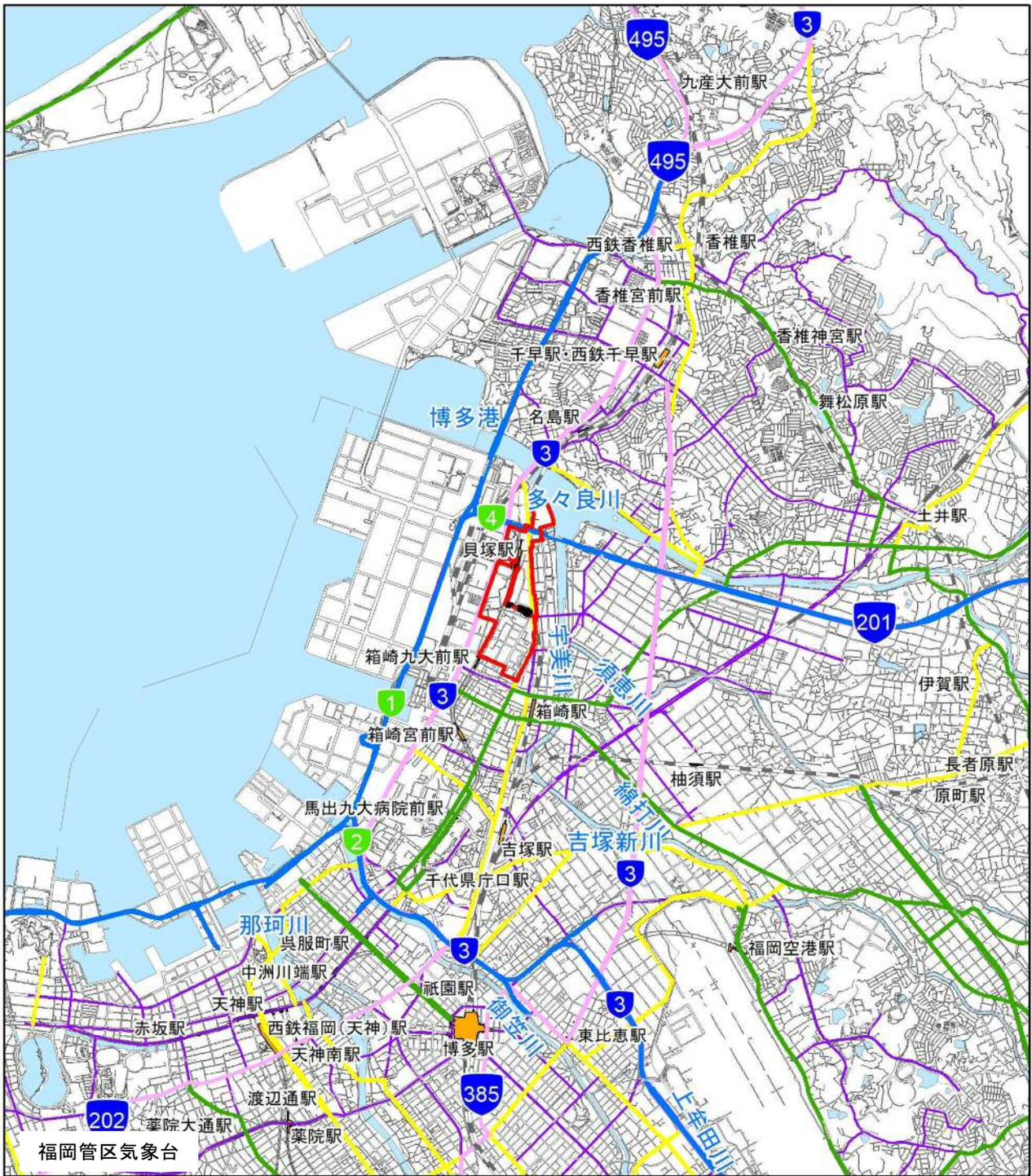


図 2.1-1 事業実施区域及びその周囲の範囲



凡例

- | | |
|--|---|
| 事業実施区域 | 駅 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR |
| 福岡都市高速 | 新幹線 |
| 一般国道 | 私鉄 |
| 主要地方道 | 地下鉄 |
| 一般県道 | 水域 |
| 幹線市道 | |

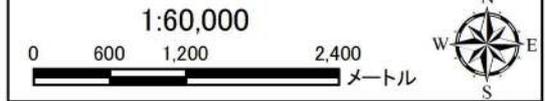
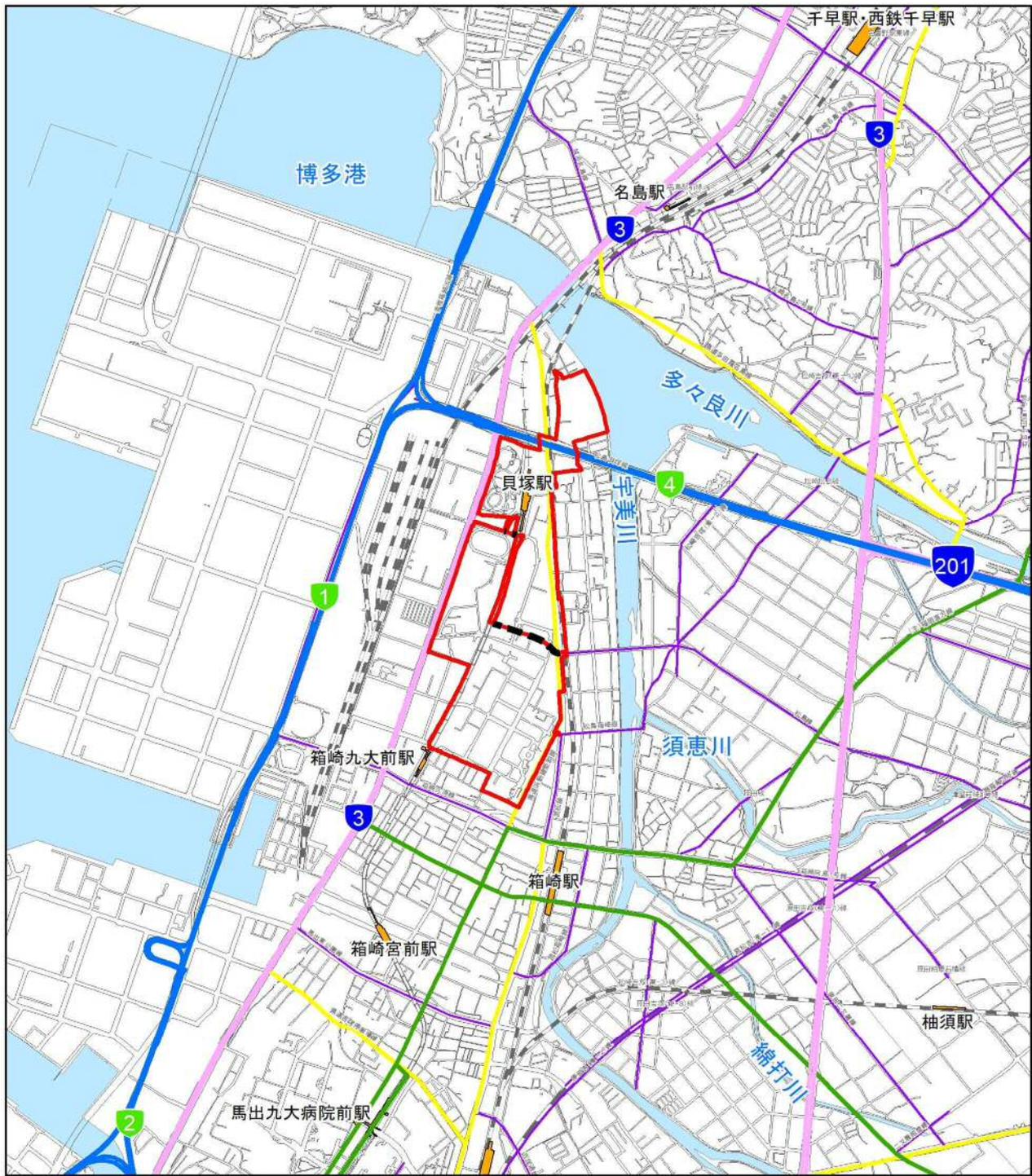


図 2.1-2 事業実施区域及びその周囲(大気質・気象を対象)



凡例

- | | |
|--|---|
| 事業実施区域 | 駅 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR |
| 福岡都市高速 | 新幹線 |
| 一般国道 | 私鉄 |
| 主要地方道 | 地下鉄 |
| 一般県道 | 水域 |
| 幹線市道 | |

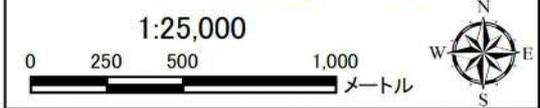
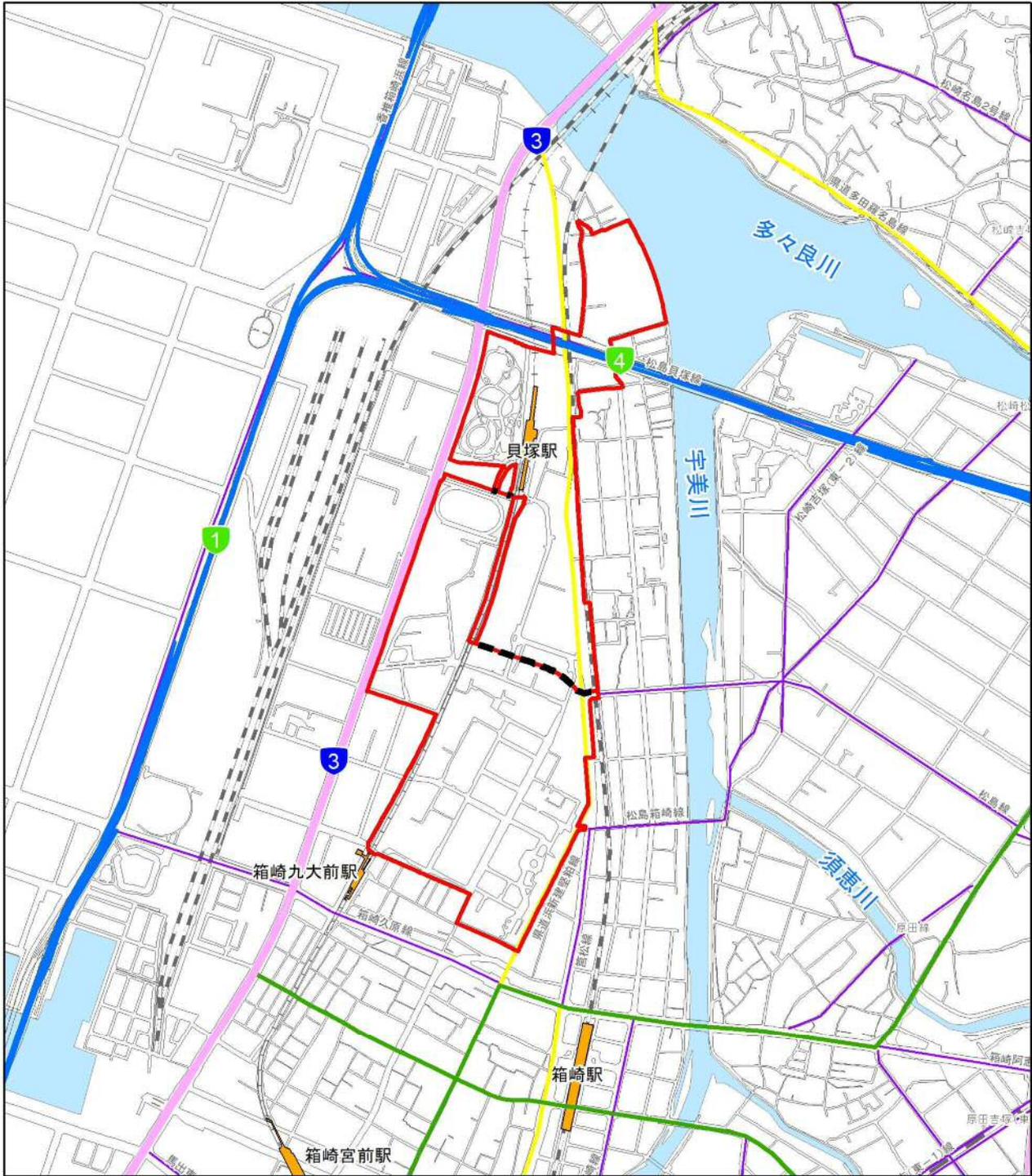


図 2.1-3 事業実施区域及びその周囲(社会的状況を対象)



凡例

- | | |
|--|---|
| 事業実施区域 | 駅 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR |
| 福岡都市高速 | 新幹線 |
| 一般国道 | 私鉄 |
| 主要地方道 | 地下鉄 |
| 一般県道 | 水域 |
| 幹線市道 | |

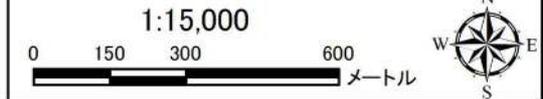


図 2.1-4 事業実施区域及びその周囲(学校・病院等を対象)、現地調査位置

2.2 自然的状況

2.2.1 大気環境の状況

(1) 気象

気象観測地点を図 2.2-1 に示す。

事業実施区域及びその周囲の気象の状況として、福岡管区気象台の平年値(統計期間昭和56年～平成22年(最多風速平成2年～22年))及び平成20年～29年の年間値を表 2.2-1(1)～(2)に示す。平年値で、年平均気温は17.0℃、平均相対湿度は68%、年間降水量は1,612.3mm、年最多風向は南東、年平均風速は3.1m/sである。

表 2.2-1(1) 気象の状況 平年値(福岡管区気象台)

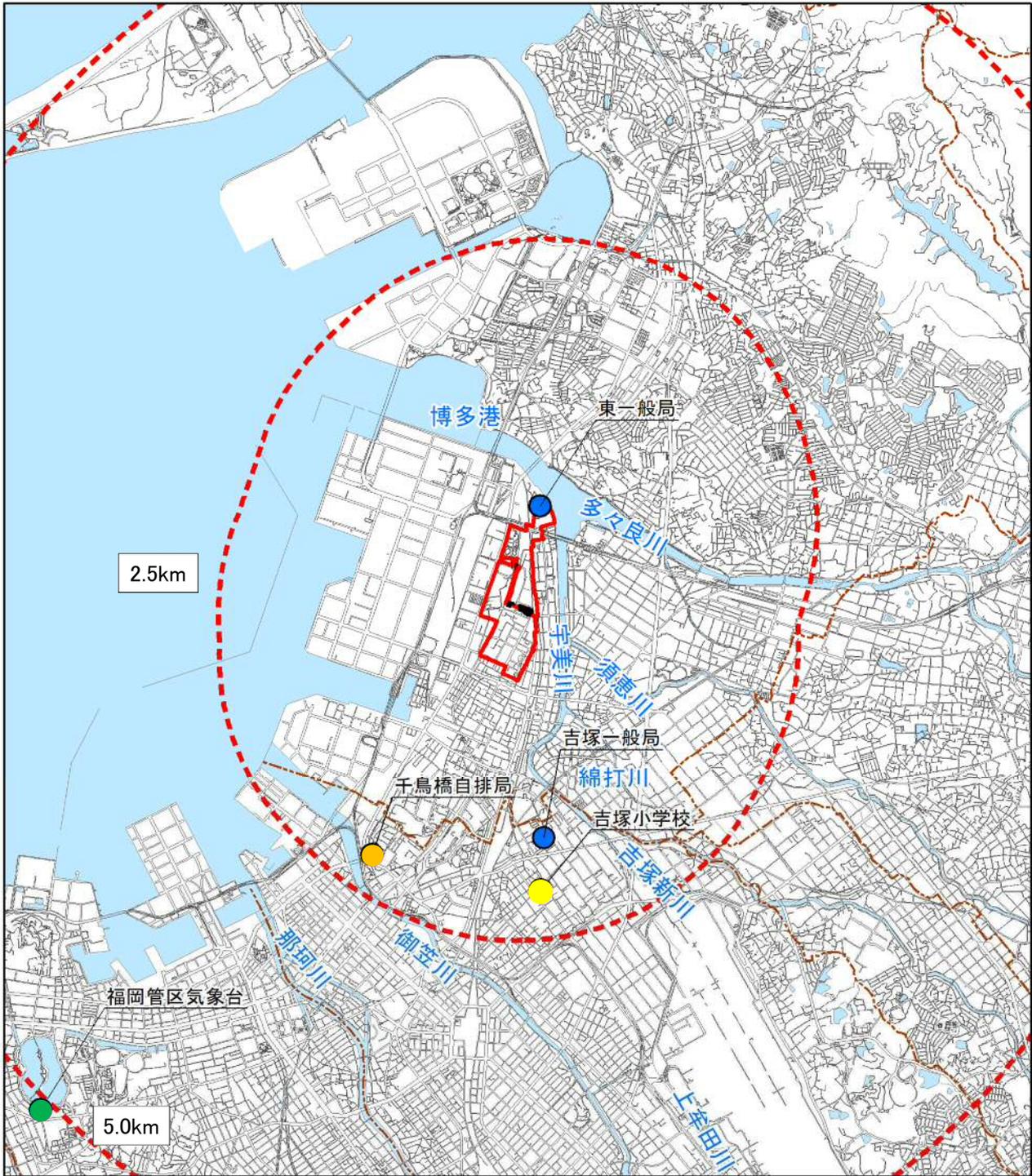
項目	現地気圧 (hPa)	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	相対湿度 (%)	平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)
統計期間	昭和56年～平成22年							平成2年～22年	昭和56年～平成22年
資料年数	30年							21年	30年
1月	1020.1	68.0	6.6	9.9	3.5	63	3.6	南東	102.1
2月	1018.8	71.5	7.4	11.1	4.1	63	3.0	南東	121.0
3月	1016.5	112.5	10.4	14.4	6.7	65	3.4	北	149.8
4月	1013.4	116.6	15.1	19.5	11.2	65	3.2	北	181.6
5月	1010.0	142.5	19.4	23.7	15.6	68	2.9	北	194.6
6月	1006.5	254.8	23.0	26.9	19.9	74	2.7	北	149.4
7月	1006.2	277.9	27.2	30.9	24.3	75	3.1	北	173.5
8月	1006.7	172.0	28.1	32.1	25.0	72	3.1	北	202.1
9月	1010.3	178.4	24.4	28.3	21.3	73	3.2	北	162.8
10月	1015.5	73.7	19.2	23.4	15.4	67	3.2	北	177.1
11月	1019.0	84.8	13.8	17.8	10.2	67	2.9	南東	136.3
12月	1020.5	59.8	8.9	12.6	5.6	64	3.2	南東	116.7
全年	1013.6	1612.3	17.0	20.9	13.6	68	3.1	南東	1867.0

出典：過去の気象データ検索(気象庁ホームページ)

表 2.2-1(2) 気象の状況 年間値(福岡管区気象台)

年	気圧(hPa)	降水量(mm)	気温(℃)			湿度(%)	風向・風速(m/s)			日照時間 (h)
	現地		平均				平均	最大風速		
	平均	合計	日平均	日最高	日最低	平均	風速	風速	風向	
平成20年	1013.7	1780.5	17.1	21.1	13.8	66.0	2.6	12.6	北	1840.2
平成21年	1013.1	1692.0	17.3	21.3	14.0	64.0	2.6	13.8	北	1807.0
平成22年	1013.9	1729.0	17.5	21.5	14.2	65.0	2.9	12.6	北	1833.1
平成23年	1014.0	1849.0	17.1	21.1	13.9	68.0	3.0	14.2	北	1819.9
平成24年	1013.2	1768.5	17.0	20.9	13.8	67.0	3.0	16.2	南南東	1799.0
平成25年	1013.5	1801.5	17.7	21.8	14.3	66.0	3.0	18.0	北	2058.5
平成26年	1013.8	1765.5	17.1	21.2	13.8	69.0	2.9	18.6	北	1809.8
平成27年	1013.9	1867.5	17.3	21.3	14.1	71.0	2.8	17.4	北	1872.0
平成28年	1013.8	2420.5	18.1	22.1	14.8	73.0	2.7	13.7	南	1831.5
平成29年	1014.0	1318.5	17.6	21.6	14.2	69.0	2.8	17.3	北	2069.1

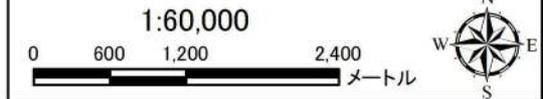
出典：過去の気象データ検索(気象庁ホームページ)



凡例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 市区町村界
- 水域
- 事業実施区域からの等距離線

- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局
- 降下ばいじん測定
- 気象台



注) 既存資料調査について、面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ] (平成 11 年 11 月、国土交通省)に基づき、気象は事業実施区域から概ね半径 5km 圏内の福岡管区気象台を対象とし、大気質は概ね半径 2.5km 圏内の測定局であり地形的に同質(宇美川と御笠川に囲まれた平野部)である東一般局、吉塚一般局、千鳥橋自排局を対象とした。

出典: 福岡市大気測定結果報告書(平成 29 年度(2017 年度)版)(平成 31 年 10 月、福岡市)
※福岡管区気象台を除く

図 2.2-1 気象及び大気質測定箇所的位置図

一般環境大気測定局である東局(箱崎中学校)における平成20年～29年度の風向頻度及び年平均風速を表2.2-2に10年間平均風向頻度を図2.2-2に示す。

東局は多々良川河口に近いことから、北北西や東南東が多く出現し、概ね多々良川に沿った風向を示している。

表 2.2-2 風向・風速観測結果(東局)

年度	風向頻度(%)																	年平均風速 (m/s)
	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CALM	
平成20年度	7.2	3.2	2.0	3.5	11.7	15.0	12.7	5.4	1.2	1.1	1.7	3.6	6.4	5.5	11.8	6.4	1.4	2.4
平成21年度	7.7	3.5	2.3	2.6	9.3	12.9	11.5	5.8	2.3	1.2	1.7	4.8	7.3	6.0	12.0	7.5	1.8	2.5
平成22年度	5.0	5.1	2.4	2.5	3.7	11.9	14.3	12.5	4.2	1.3	1.3	2.4	5.5	7.4	8.1	10.7	1.8	2.5
平成23年度	5.8	6.2	2.4	2.4	5.1	12.7	12.0	11.9	4.6	1.8	1.2	1.9	5.6	5.5	7.7	11.2	1.9	2.6
平成24年度	4.5	5.7	2.1	2.8	6.3	15.4	12.0	11.4	2.6	1.2	1.4	2.6	6.5	5.8	7.4	10.6	1.6	2.6
平成25年度	4.8	5.5	2.3	3.0	7.0	13.7	10.4	11.9	2.7	1.5	1.4	2.9	7.1	7.2	7.7	9.2	1.6	1.6
平成26年度	5.1	5.6	1.8	2.9	6.2	14.5	11.3	10.4	1.9	0.8	1.0	2.4	7.3	7.5	8.6	10.7	1.9	2.5
平成27年度	6.1	7.0	2.2	2.3	6.3	14.4	11.7	11.2	2.2	0.7	1.3	1.9	5.5	7.0	8.0	10.3	2.0	2.4
平成28年度	5.4	5.5	2.2	2.9	6.3	14.3	10.5	9.6	2.1	0.8	1.2	2.7	5.9	6.4	10.0	11.0	3.0	2.3
平成29年度	4.5	4.5	1.3	2.1	4.6	13.7	11.3	12.7	2.4	1.1	1.5	2.8	7.0	8.4	9.8	10.6	1.7	2.4
10年間平均	5.6	5.2	2.1	2.7	6.7	13.9	11.8	10.3	2.6	1.2	1.4	2.8	6.4	6.7	9.1	9.8	1.9	2.4

注)「CALM」は、風速が0.4m/s以下(静穏)のこと。

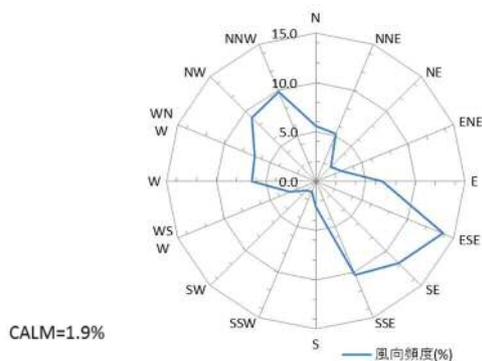


図 2.2-2 一般環境大気測定局(東局)における風配図

福岡管区気象台における平成20～29年度の全天日射量と雲量の観測結果を表2.2-3に示す。

10年平均では全天日射量の最大は5月の18.9J/m²、雲量の最大は6月の8.6である。

表 2.2-3 全天日射量と雲量の観測結果(福岡管区気象台)

項目	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全天日射量 (MJ/m ²)	平成20年度	17.5	19.5	13.2	20.6	15.7	14.3	13.2	8.2	7.4	6.5	9.5	14.4
	平成21年度	19.3	18.6	17.1	12.7	17.8	15.9	12.0	7.6	5.8	8.1	9.6	10.7
	平成22年度	15.6	17.9	15.6	15.6	18.8	14.6	10.5	10.2	6.2	6.7	10.2	14.4
	平成23年度	17.8	14.4	12.6	17.4	15.8	14.0	11.4	8.2	6.3	6.8	7.6	12.4
	平成24年度	17.3	17.0	13.5	15.7	16.7	13.2	13.2	8.6	6.0	7.9	10.3	13.5
	平成25年度	17.0	19.6	13.3	18.1	18.1	15.6	12.0	7.9	6.5	8.3	8.9	13.0
	平成26年度	15.7	21.2	13.6	14.7	10.7	14.2	12.4	8.7	6.5	7.1	9.8	15.5
	平成27年度	15.3	19.7	14.6	15.5	17.9	14.5	15.2	8.1	6.0	5.1	9.5	13.7
	平成28年度	15.5	19.1	15.5	20.9	21.7	11.4	10.5	9.1	7.4	9.1	11.9	14.4
	平成29年度	17.3	21.6	19.1	19.1	20.2	13.1	10.1	9.5	6.6	7.1	10.8	14.7
10年平均	16.8	18.9	14.8	17.0	17.3	14.1	12.1	8.6	6.5	7.3	9.8	13.7	
雲量	平成20年度	6.6	6.4	8.8	6.2	7.1	8.0	6.3	7.5	6.3	7.8	6.2	6.6
	平成21年度	5.0	6.4	7.9	8.9	7.0	5.5	5.7	6.8	7.3	6.6	7.3	7.6
	平成22年度	7.5	6.7	8.2	7.3	5.8	6.1	7.4	5.5	7.0	8.2	6.5	5.8
	平成23年度	5.4	7.9	9.0	7.8	7.6	6.5	6.6	6.9	7.7	7.8	8.6	6.6
	平成24年度	5.9	6.9	9.0	8.0	6.6	7.0	5.1	6.7	7.6	7.2	7.0	5.9
	平成25年度	6.3	5.8	8.8	6.5	5.5	4.9	6.2	6.7	7.2	6.0	7.5	6.5
	平成26年度	6.2	6.1	9.0	8.2	9.2	7.0	5.4	6.2	7.6	7.4	7.3	6.1
	平成27年度	7.6	6.5	8.8	7.7	6.4	7.4	3.9	8.1	7.4	8.4	7.7	6.4
	平成28年度	8.1	7.2	8.5	7.7	4.9	8.9	8.0	6.6	7.0	7.0	5.9	7.2
	平成29年度	6.1	6.4	8.0	8.2	6.7	7.7	7.3	5.8	7.7	7.7	6.8	5.3
10年平均	6.5	6.6	8.6	7.7	6.7	6.9	6.2	6.7	7.3	7.4	7.1	6.4	

(2) 大気質

事業実施区域及びその周囲には、図 2.2-1 に示すとおり一般環境大気測定局が 2 局、自動車排出ガス測定局が 1 局ある。また、吉塚小学校では降下ばいじんの測定が行われている。

各大気質測定箇所の測定項目を表 2.2-4 に示す。

表 2.2-4 大気汚染測定地点及び測定項目

局区分	測定局	用途地域	所在地	測定項目												
				二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類	降下ばいじん	
一般環境大気測定局	東	第1種住居	東区菅松4丁目21 (箱崎中学校校庭)		○	○	○		○							
	吉塚	準工業	博多区吉塚6丁目8 (東吉塚小学校校庭)	○	○	○	○	○	○						○	
自動車排出ガス測定局	千鳥橋	準工業	博多区千代5丁目1		○		○	○		○	○	○	○			
	吉塚小学校	準工業	博多区吉塚2丁目21-54													○

出典：福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定結果及び経年変化を表 2.2-5～6 及び図 2.2-3 に示す。
平成 29 年度の測定結果では、吉塚局は環境基準を達成している。

表 2.2-5 二酸化硫黄の測定結果(平成 29 年度)

測定局	年平均値	日平均値の 年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準	環境基準との比較
	(ppm)	(ppm)	(○:無、×:有)		(○:達成、×:非達成)
吉塚	0.001	0.004	○	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、かつ、 1時間値が0.1ppm以下であること。	○

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲内にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の2%除外値)を環境基準(0.04ppm)と比較して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。(長期的評価)

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

表 2.2-6 二酸化硫黄(年平均値及び日平均値の2%除外値)の経年変化

測定局	二酸化硫黄 (ppm)	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
吉塚	年平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001
	日平均値の2% 除外値	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.004

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

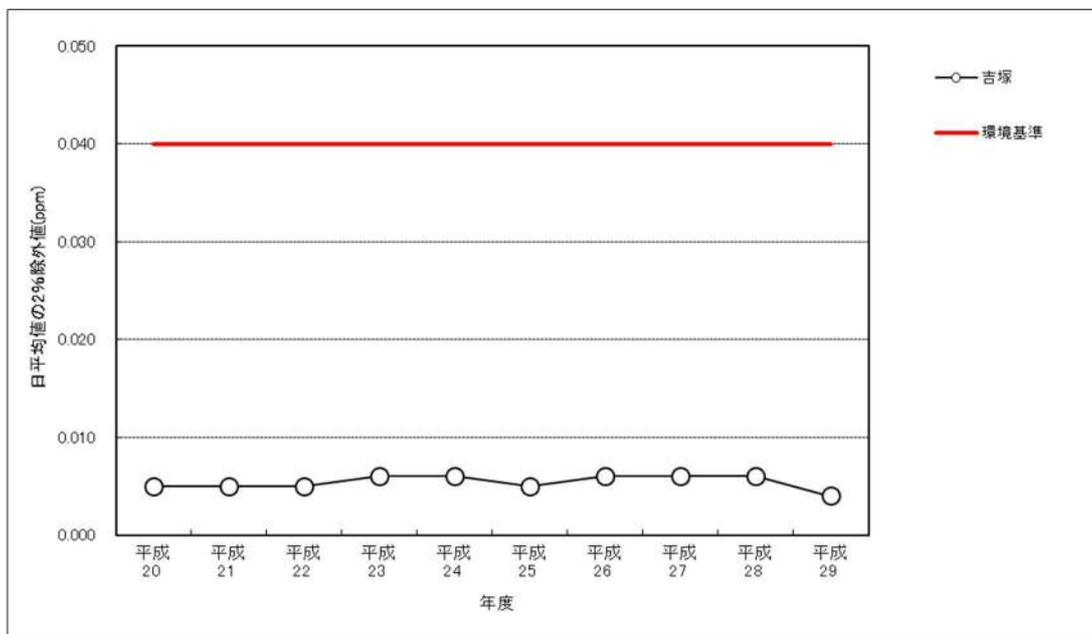


図 2.2-3 二酸化硫黄(日平均値の2%除外値)の経年変化

2) 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果及び経年変化を表 2.2-7～8 及び図 2.2-4 に示す。
平成 29 年度の測定結果では、各測定局ともに環境基準を達成している。

表 2.2-7 二酸化窒素の測定結果(平成 29 年度)

測定局	年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準	環境基準との比較
	(ppm)	(ppm)		(○:達成、×:非達成)
東	0.014	0.033	1時間値の1日平均値 が0.04ppmから 0.06ppmまでのゾー ン内またはそれ以下で あること。	○
吉塚	0.014	0.031		○
千鳥橋	0.019	0.034		○

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%にあたる測定値(1日平均値の98%値)を環境基準(0.06ppm)と比較して評価を行う。(長期的評価)

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

表 2.2-8 二酸化窒素(年平均値及び日平均値の年間 98%値)の経年変化

測定局	二酸化窒素 (ppm)	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
東	年平均値	0.015	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014
	日平均値の 98%値	0.036	0.038	0.039	0.032	0.033	0.034	0.031	0.032	0.031	0.033
吉塚	年平均値	0.013	0.011	0.014	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.014
	日平均値の 98%値	0.026	0.026	0.038	0.033	0.033	0.033	0.031	0.030	0.029	0.031
千鳥橋	年平均値	0.026	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019
	日平均値の 98%値	0.042	0.044	0.046	0.036	0.037	0.038	0.037	0.035	0.033	0.034

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

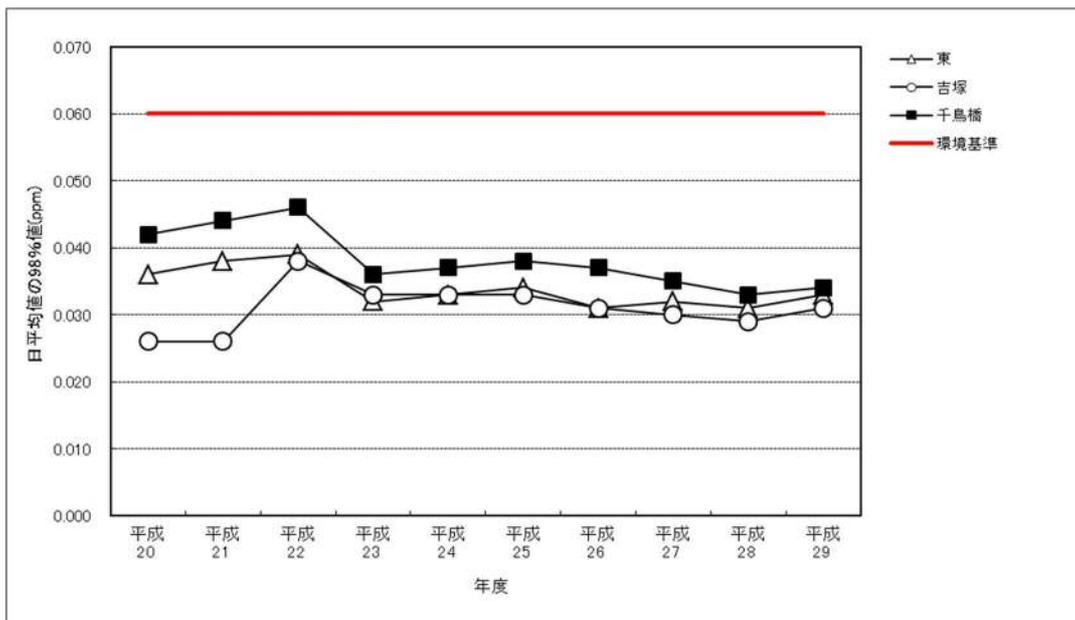


図 2.2-4 二酸化窒素(日平均値の年間 98%値)の経年変化

3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果及び経年変化を表 2. 2-9～10 及び図 2. 2-5 に示す。
平成 29 年度の測定結果では、各測定局ともに環境基準を非達成である。

表 2. 2-9 光化学オキシダントの測定結果(平成 29 年度)

測定局	年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数、時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数、時間数		環境基準 昼間の1時間値 が0.06ppm以下 であること。	環境基準との 比較 (○:達成、 ×:非達成)
		日数 (日)	時間数 (時間)	日数 (日)	時間数 (時間)		
東	0.035	93	566	0	0		×
吉塚	0.034	83	476	0	0		×

注)環境基準との比較では、昼間(5時～20時までの時間帯)の1時間値と環境基準(0.06ppm)とを比較して評価を行う。また、昼間の1時間値が0.12ppm以上は「光化学オキシダントに係る緊急時対策基本要綱」に基づく光化学オキシダント注意報の発令基準である。

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

表 2. 2-10 光化学オキシダント(昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数等)の経年変化

測定局	光化学オキシダント		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	
東	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数、時間数	日数 (日)	79	118	85	47	43	49	69	83	72	93	
		時間数 (時間)	474	770	467	209	175	287	365	446	404	566	
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数、時間数	日数 (日)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間数 (時間)	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値 の年平均値	(ppm)	0.032	0.037	0.033	0.030	0.031	0.031	0.034	0.034	0.033	0.035	
吉塚	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数、時間数	日数 (日)	76	120	74	52	63	72	73	66	66	83	
		時間数 (時間)	466	740	403	281	313	407	418	346	322	476	
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数、時間数	日数 (日)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間数 (時間)	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値 の年平均値	(ppm)	0.032	0.036	0.032	0.030	0.033	0.033	0.035	0.032	0.033	0.034	

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

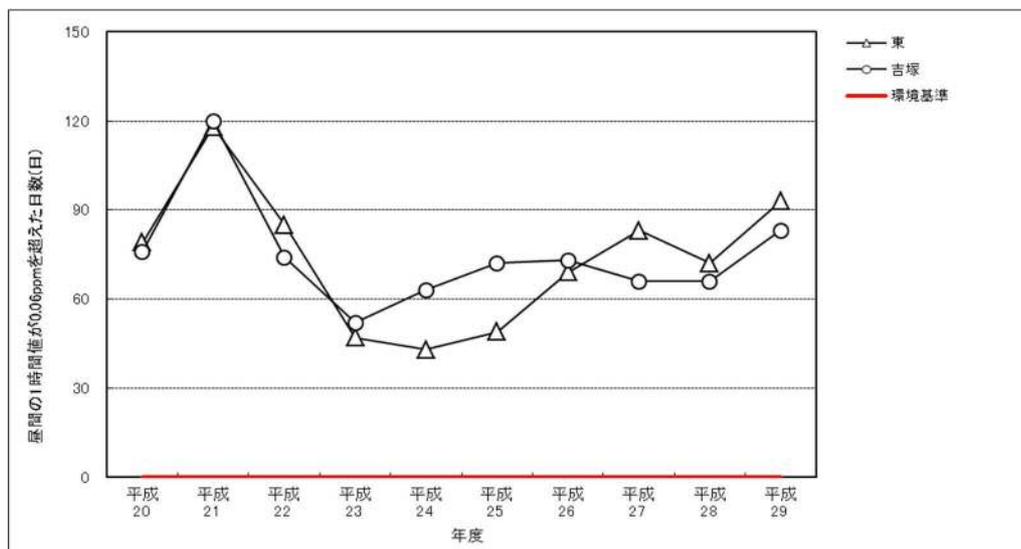


図 2. 2-5 光化学オキシダント(昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数)の経年変化

4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果及び経年変化を表 2.2-11～12 及び図 2.2-6 に示す。
平成 29 年度の測定結果では、各測定局ともに環境基準を達成している。

表 2.2-11 浮遊粒子状物質の測定結果(平成 29 年度)

測定局	年平均値	日平均値の 年間2%除外 値	日平均値が0.1mg/m ³ を 超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準	環境基準と の比較
	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(○:無、×:有)		(○:達成、 ×:非達成)
東	0.022	0.044	○	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、 かつ、1時間値が0.20mg/ m ³ 以下であること。	○
吉塚	0.020	0.046	○		○
千鳥橋	0.022	0.049	○		○

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲内にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の2%除外値)を環境基準(0.10mg/m³)と比較して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。(長期的評価)

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

表 2.2-12 浮遊粒子状物質(年平均値及び日平均値の2%除外値)の経年変化

測定局	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
東	年平均値	0.026	0.021	0.021	0.021	0.020	0.021	0.019	0.020	0.022	0.022
	日平均値の2%除外値	0.058	0.056	0.069	0.053	0.050	0.056	0.040	0.046	0.042	0.044
吉塚	年平均値	0.028	0.029	0.028	0.025	0.030	0.027	0.023	0.021	0.020	0.020
	日平均値の2%除外値	0.055	0.066	0.073	0.057	0.067	0.071	0.057	0.050	0.043	0.046
千鳥橋	年平均値	0.030	0.028	0.025	0.024	0.022	0.025	0.024	0.023	0.022	0.022
	日平均値の2%除外値	0.057	0.063	0.072	0.058	0.056	0.061	0.057	0.049	0.050	0.049

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

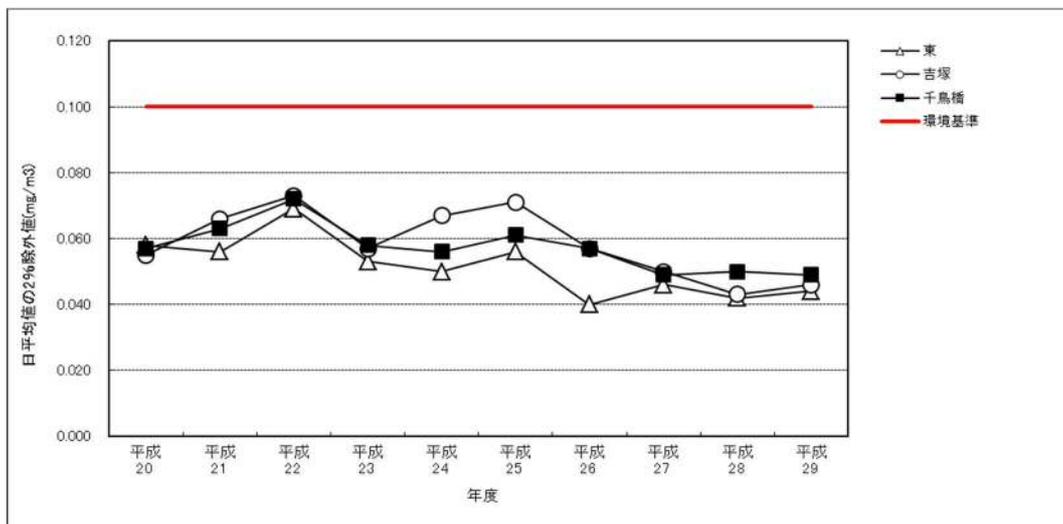


図 2.2-6 浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)の経年変化

5) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定結果及び経年変化を表 2. 2-13～14 及び図 2. 2-7 に示す。

平成 29 年度の測定結果では、吉塚局は環境基準を達成し、千鳥橋局は環境基準を非達成である。

なお、微小粒子状物質の測定は、平成 23 年度から開始されている。

表 2. 2-13 微小粒子状物質の測定結果(平成 29 年度)

測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準	環境基準との比較
	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)		(○:達成、 ×:非達成)
吉塚	13.9	31.6	4	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	○
千鳥橋	15.3	33.5	6		×

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた平均値を環境基準($15 \mu\text{g}/\text{m}^3$)と比較して評価を行う。ただし、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%にあたる測定値(1日平均値の98%値)が環境基準($35 \mu\text{g}/\text{m}^3$)を超過した場合は非達成とする。(長期的評価)

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

表 2. 2-14 微小粒子状物質(年平均値及び日平均値の年間98%値等)の経年変化

測定局	微小粒子状物質($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
吉塚	年平均値	19.2	16.9	17.3	17.8	16.7	15.4	13.9
	日平均値の年間98%値	42.5	43.1	45.8	41.1	37.5	31.0	31.6
	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	3	20	25	14	11	2	4
千鳥橋	年平均値		25.1	19.0	18.6	17.2	15.8	15.3
	日平均値の年間98%値		47.6	48.1	43.6	36.0	31.2	33.5
	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数		7	26	16	10	1	6

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

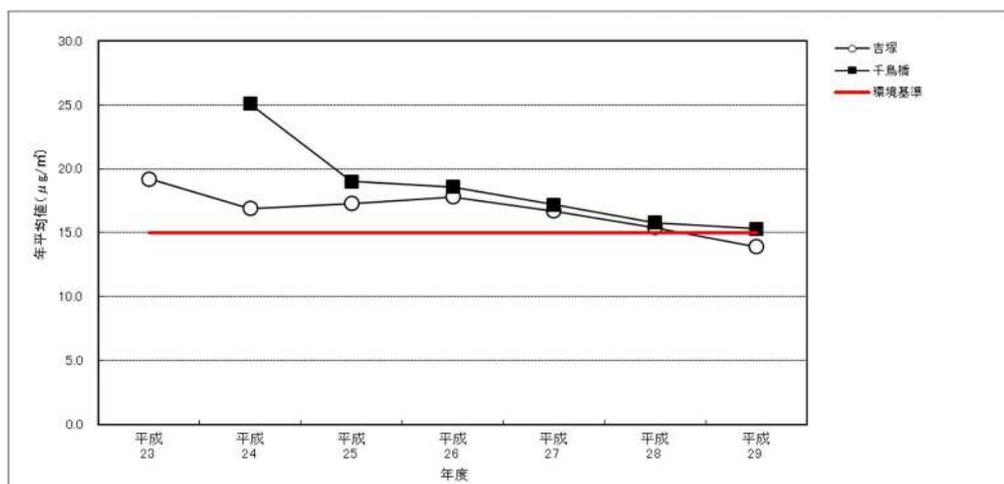


図 2. 2-7 微小粒子状物質(年平均値)の経年変化

6) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の測定結果を表 2. 2-15 に示す。

平成 20 年～29 年度の測定結果では、吉塚局と千鳥橋局は各項目ともに環境基準を達成している。

表 2. 2-15 有害大気汚染物質の測定結果

測定物質	測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準	環境基準との比較 (○:達成、×:非達成)
ベンゼン	吉塚	平成20年	1.7	1年平均値が 0.003mg/m ³ (3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。	○
		平成21年	1.6		○
		平成22年	1.2		○
		平成23年	1.1		○
		平成24年	1.1		○
		平成25年	0.97		○
		平成26年	0.94		○
	千鳥橋	平成27年	1.0		○
		平成28年	0.81		○
		平成29年	0.83		○
トリクロロエチレン	吉塚	平成20年	0.081	1年平均値が 0.2mg/m ³ (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。	○
		平成21年	0.076		○
		平成22年	0.051		○
		平成23年	0.041		○
		平成24年	0.051		○
		平成25年	0.031		○
		平成26年	0.046		○
	千鳥橋	平成27年	0.078		○
		平成28年	0.055		○
		平成29年	0.024		○
テトラクロロエチレン	吉塚	平成20年	0.24	1年平均値が 0.2mg/m ³ (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。	○
		平成21年	0.24		○
		平成22年	0.17		○
		平成23年	0.16		○
		平成24年	0.16		○
		平成25年	0.11		○
		平成26年	0.14		○
	千鳥橋	平成27年	0.16		○
		平成28年	0.11		○
		平成29年	0.059		○
ジクロロメタン	吉塚	平成20年	1.7	1年平均値が 0.15mg/m ³ (150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。	○
		平成21年	1.5		○
		平成22年	1.2		○
		平成23年	1.1		○
		平成24年	0.99		○
		平成25年	0.90		○
		平成26年	0.94		○
	千鳥橋	平成27年	0.89		○
		平成28年	0.81		○
		平成29年	0.65		○

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた平均値を各環境基準(1年平均値)と比較して評価を行う。

出典：福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定結果を表 2. 2-16 に示す。

平成 20 年～29 年度の測定結果では、吉塚局は環境基準を達成している。

表 2. 2-16 ダイオキシン類の測定結果

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準	環境基準との比較
				(○:達成、×:非達成)
吉塚	平成20年	0.018	1年平均値が0.6pg- TEQ/m ³ 以下である こと。	○
	平成21年	0.024		○
	平成22年	0.014		○
	平成23年	0.022		○
	平成24年	0.019		○
	平成25年	0.015		○
	平成26年	0.014		○
	平成27年	0.013		○
	平成28年	0.019		○
	平成29年	0.014		○

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた平均値を環境基準(0.6pg-TEQ/m³)と比較して評価を行う。

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年3月、福岡市)

8) 降下ばいじん

降下ばいじんの測定結果及び月変化を表 2. 2-17～18 及び図 2. 2-8 に示す。
平成 20 年～29 年度の測定結果では、吉塚小学校は参考値を下回っている。

表 2. 2-17 降下ばいじんの測定結果

測定場所	年度	年平均値 (ton/km ² /月)	参考値	参考値との比較 (○: 下回る、×: 上回る)
吉塚小	平成20年	2.3	10ton/km ² /月以下 であること。	○
	平成21年	2.6		○
	平成22年	2.8		○
	平成23年	2.5		○
	平成24年	2.8		○
	平成25年	2.8		○
	平成26年	2.5		○
	平成27年	2.6		○
	平成28年	2.1		○
平成29年	2.5	○		

注)降下ばいじんは環境基準が無いため、「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」(寄与分としての10ton/km²/月)を設定する。

出典: 福岡市大気測定結果報告書(平成29年度(2017年度)版)(平成30年10月、福岡市)

表 2. 2-18 降下ばいじん(平成 29 年度)の月変化

単位: (ton/km²/月)

測定局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
吉塚小	3.5	1.5	1.8	1.2	1.4	1.4	6.7	1.7	1.9	2.7	2.4	4.0

出典: 福岡市大気測定結果報告書(平成 29 年度(2017 年度)版)(平成 30 年 10 月、福岡市)

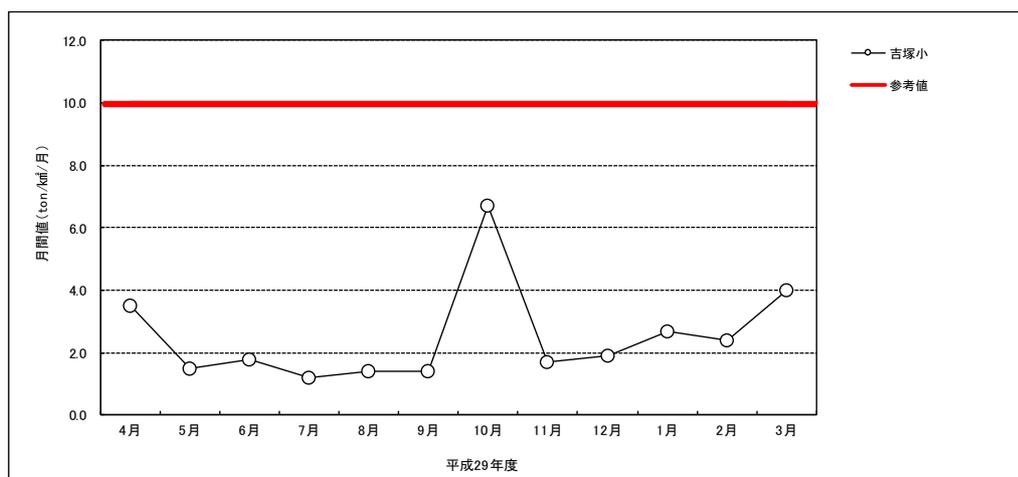


図 2. 2-8 降下ばいじん(平成 29 年度)の月変化

(3) 騒音

1) 自動車騒音

事業実施区域及びその周囲では、図 2.2-9 に示すとおり、平成 25～29 年度に 20 地点で自動車騒音が測定されている。平成 25～29 年度の測定結果を表 2.2-19(1)～(5)に示す。なお、平成 26 年度の国道 3 号博多区千代 3 丁目については、平成 25 年度までと平成 27 年度以降の測定地点(下り線側)と異なり、夜間工事のために上り方向に約 80m離れた上り線側に測定地点を移動している。

平成 25 年度の国道 3 号博多区千代 3 丁目 18-3(昼間 75dB、夜間 70dB)、国道 3 号東区原田 4 丁目 33(昼間 73dB、夜間 68dB)、一般国道 201 号福岡市東区多の津 3 丁目 9(昼間 70dB、夜間 66dB)は、環境基準値(昼間 70dB、夜間 65dB)を上回っている。

平成 26 年度の国道 3 号博多区千代 3 丁目(昼間 73dB、夜間 70dB)、国道 3 号東区原田 4 丁目 33(昼間 73dB、夜間 69dB)は、環境基準値(昼間 70dB、夜間 65dB)を上回っている。

平成 27 年度の国道 3 号博多区千代 3 丁目 18-3(昼間 72dB、夜間 67dB)、国道 3 号東区原田 4 丁目 33(昼間 71dB、夜間 69dB)、国道 3 号東区松崎 2 丁目 4(昼間 69dB、夜間 66dB)は、環境基準値(昼間 70dB、夜間 65dB)を上回っている。

平成 28 年度の国道 3 号博多区千代 3 丁目 18(昼間 74dB、夜間 69dB)、国道 3 号東区原田 4 丁目 33(昼間 71dB、夜間 70dB)、国道 3 号東区箱崎 5 丁目 4(昼間 72dB、夜間 66dB)は、環境基準値(昼間 70dB、夜間 65dB)を上回っている。

平成 29 年度の国道 3 号博多区千代 3 丁目 18(昼間 73dB、夜間 69dB)、国道 3 号東区原田 4 丁目 33(昼間 72dB、夜間 71dB)、国道 3 号東区名島 3 丁目 7(昼間 73dB、夜間 69dB)、福岡直方線東区原田 2 丁目 21(昼間 72dB、夜間 67dB)は、環境基準値(昼間 70dB、夜間 65dB)を上回っている。

表 2.2-19(1) 自動車騒音の測定結果(平成 25 年度)

平成25年度					単位: dB					
No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		要請限度	
	測定地点番号	路線名	評価区間番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	●	75	70	70	65	75	70
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	73	68	70	65	75	70
139	一般国道201号	10250-1	福岡市東区多の津3丁目9		70	66	70	65	75	70
168	香椎箱崎浜線	80010-10	福岡市東区箱崎4丁目10		60	54	70	65	75	70
169	松島貝塚線	80020-2	福岡市東区筥松		55	49	70	65	75	70

注) ● は、環境基準値を上回っていることを示す。

出典:平成 25 年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成 27 年 3 月、福岡市環境局)

表 2.2-19(2) 自動車騒音の測定結果(平成 26 年度)

平成26年度					単位: dB					
No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		要請限度	
	測定地点番号	路線名	評価区間番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目	●	73	70	70	65	75	70
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	73	69	70	65	75	70

注) ● は、環境基準値を上回っていることを示す。

出典:平成 26 年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成 28 年 1 月、福岡市環境局)

表 2.2-19(3) 自動車騒音の測定結果(平成27年度)

平成27年度 単位: dB

No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		要請限度	
	路線名	評価区間番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	●	72	67	70	65	75	70
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	71	69	70	65	75	70
13	一般国道3号(バイパス)	10180-4	福岡市東区松崎2丁目4		69	66	70	65	75	70
18	福岡直方線	40010-3	福岡市東区馬出2丁目3-36		65	60	70	65	75	70
26	浜新建堅粕線	60170-2	福岡市東区箱崎6丁目6		65	58	70	65	75	70
27	浜新建堅粕線	60180-1	福岡市東区箱崎1丁目4		66	61	70	65	75	70

注) ● は、環境基準値を上回っていることを示す。

出典: 平成27年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成28年8月、福岡市環境局)

表 2.2-19(4) 自動車騒音の測定結果(平成28年度)

平成28年度 単位: dB

No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		要請限度	
	路線名	評価区間番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18	●	74	69	70	65	75	70
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	71	70	70	65	75	70
14	一般国道3号(現道)	10060-1	福岡市東区箱崎5丁目4		72	66	70	65	75	70
23	福岡直方線	40010-9	福岡市東区原田3丁目4		69	64	70	65	75	70
28	福岡太宰府線	40340-1	福岡市東区箱崎1丁目10		61	54	70	65	75	70
29	福岡太宰府線	40340-2	福岡市東区筥松1丁目5		68	61	70	65	75	70
49	千代粕屋線	900300-1	福岡市博多区千代3丁目45		67	63	70	65	75	70
51	箱崎久原線	990100-1	福岡市東区箱崎3丁目9		69	64	70	65	75	70

注) ● は、環境基準値を上回っていることを示す。

出典: 平成28年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成29年11月、福岡市環境局)

表 2.2-19(5) 自動車騒音の測定結果(平成29年度)

平成29年度 単位: dB

No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		要請限度	
	路線名	評価区間番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
-	一般国道3号	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18	●	73	69	70	65	75	70
-	一般国道3号(博多バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	72	71	70	65	75	70
-	一般国道3号	10050-1	福岡市東区名島3丁目7		73	69	70	65	75	70
-	福岡直方線	40010-8	福岡市東区原田2丁目21		72	67	70	65	75	70
-	箱崎博多線	991704-1	福岡市博多区千代3丁目19		65	61	70	65	75	70
-	箱崎阿恵1号線	991706-1	福岡市東区原田1丁目25		68	63	70	65	75	70

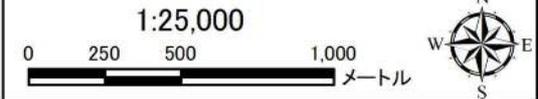
注) ● は、環境基準値を上回っていることを示す。

出典: 平成29年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成30年11月、福岡市環境局)



凡例

- | | | |
|--|---|---|
| 事業実施区域 | 駅 | 騒音・振動 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | 騒音 |
| 福岡都市高速 | 新幹線 | |
| 一般国道 | 私鉄 | |
| 主要地方道 | 地下鉄 | |
| 一般県道 | 水域 | |
| 幹線市道 | | |



出典：平成25年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成27年3月、福岡市環境局)
 平成26年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成28年1月、福岡市環境局)
 平成27年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成28年8月、福岡市環境局)
 平成28年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成29年11月、福岡市環境局)
 平成29年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成30年11月、福岡市環境局)

図 2.2-9 騒音・振動調査の位置図

2) 航空機騒音

事業実施区域及びその周囲では、図 2.2-10 に示すとおり平成 27～29 年度に 3 地点で航空機騒音が測定されている。平成 25～29 年度の測定結果を表 2.2-20 に示す。

福岡市東区郷口町(筥松小学校)で L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)が 67～68dB、福岡市東区筥松 1 丁目(筥松第 2 ポンプ場)で 65～66dB、福岡市東区箱崎 5 丁目(東箱崎小学校)で 64～65dB であり、いずれの地点も環境基準の L_{den} : 類型 II (62dB 以下)を非達成である。

表 2.2-20 航空機騒音の測定結果(平成 25～29 年度)

測定地点概要				(L _{den} , 単位dB)				
地点番号	測定機関	測定場所	地域類型	測定年	測定期間	測定期間中 平均値	環境基準 との比較	環境基準
1	国土交通省 大阪航空局	筥松小学校 福岡市東区郷口町16-1 (常時測定)	II	平成25年	H25.4～12	67	×	62
				平成26年	H26.1～12	68	×	
				平成27年	H27.1～12	67	×	
				平成28年	H28.1～12	68	×	
				平成29年	H29.1～12	67	×	
2	福岡県	筥松第2ポンプ場 福岡市東区筥松1丁目18-1 (常時測定)	II	平成25年度	H25.3.1～H26.3.29	65	×	62
				平成26年度	H26.3.30～H27.3.28	65	×	
				平成27年度	H27.3.29～H28.3.26	66	×	
				平成28年度	H28.3.27～H29.3.25	65	×	
				平成29年度	H29.3.26～H30.3.31	65	×	
3	福岡市	東箱崎小学校 福岡市東区箱崎5丁目11-20 (短期測定)	II	平成25年度	H25.6.3～6.9, 12.9, 12.21～12.26	64	×	62
				平成26年度	H26.5.14～5.20, 11.16～11.22	64	×	
				平成27年度	H27.5.13～5.19, 10.28～11.3	64	×	
				平成28年度	H28.5.14～5.15, 5.18～5.22, 11.11～11.17	64	×	
				平成29年度	H29.5.9～5.15, 10.12～10.18	65	×	

注) 常時測定：一年間を通じて測定。

短期測定：連続7日間の測定。

環境基本法における航空機騒音に係る環境基準が改正され、平成25年4月より評価指標がWECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)から L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)に変更された。(航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年12月27日環告第154号 最終改正 平成19年環告第114号))

航空機騒音に係る環境基準 L_{den} : 類型 I (57dB 以下)、類型 II (62dB 以下)。

地域類型は、福岡県告示第672号(平成4年4月6日)に基づき以下に示すとおり指定されている。

類型 I：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域。

類型 II：類型 I を当てはめた地域以外の地域。ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域(国土利用計画法)、河川区域(河川法)、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く。

L_{den} とは、時間帯補正等価騒音レベルであり、航空機の飛行音や地上音を時間帯によって重み付けし、一日の航空機騒音レベルを評価した指標である。単位はdB(デシベル)で表す。

出典：航空機騒音測定結果(国土交通省大阪航空局ホームページ)

平成26年度版 公害関係測定結果(大気・水質・土壌・騒音・振動)(平成25年度測定結果)(平成27年2月、福岡県)

平成27年度版 公害関係測定結果(大気・水質・土壌・騒音・振動)(平成26年度測定結果)(平成28年1月、福岡県)

平成28年度版 公害関係測定結果(大気・水質・土壌・騒音・振動)(平成27年度測定結果)(平成29年1月、福岡県)

平成29年度版 公害関係測定結果(大気・水質・土壌・騒音・振動)(平成28年度測定結果)(平成30年2月、福岡県)

平成30年度版 公害関係測定結果(大気・水質・土壌・騒音・振動)(平成29年度測定結果)(平成31年1月、福岡県)

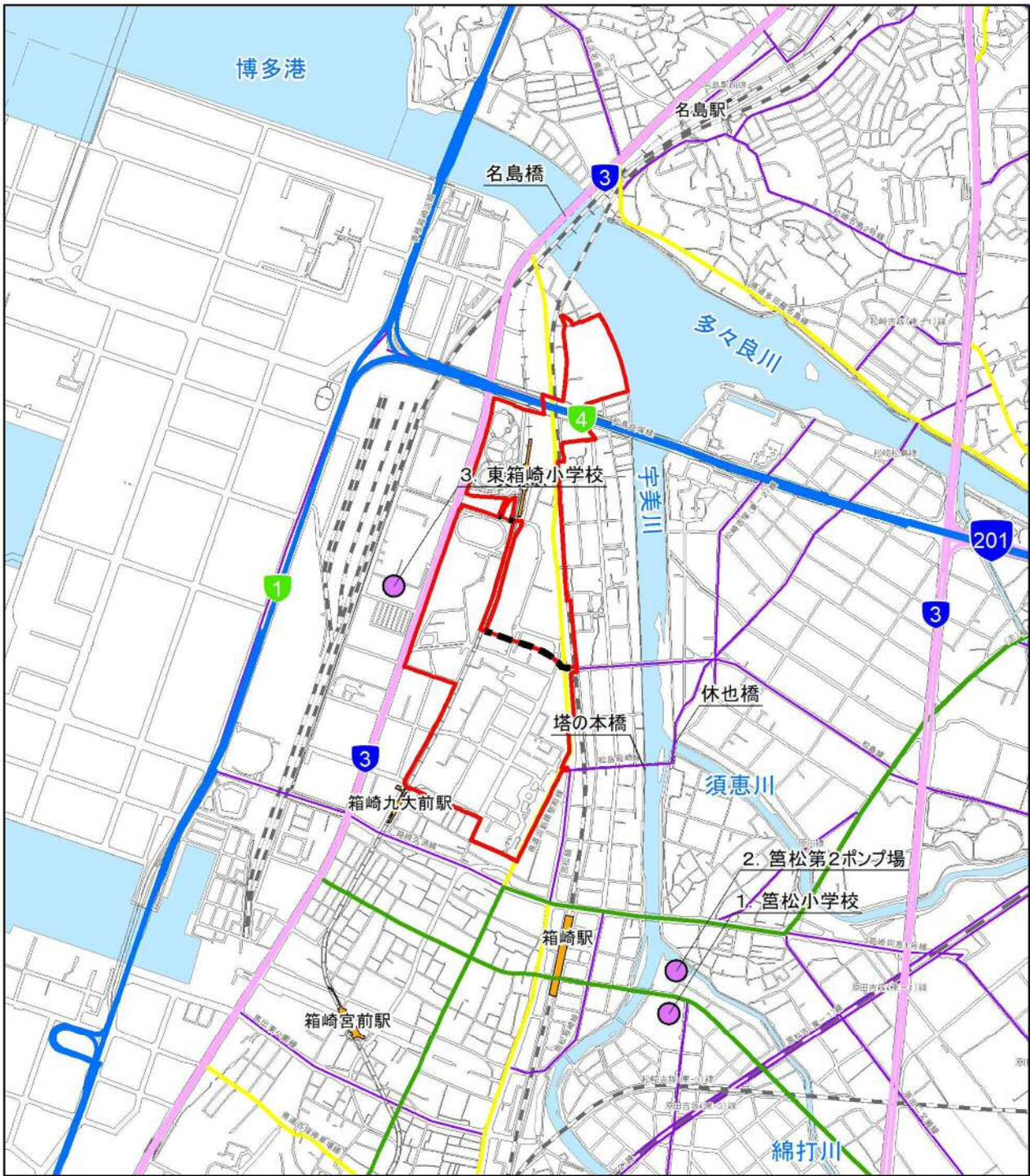
平成25年度の環境監視の結果(平成26年8月、福岡市環境局)

平成26年度の環境監視の結果(平成27年8月、福岡市環境局)

平成27年度の環境監視の結果(平成28年10月、福岡市環境局)

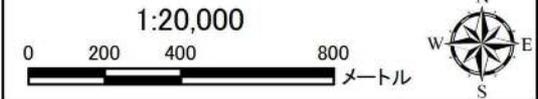
平成28年度の環境監視の結果(平成29年9月、福岡市環境局)

平成29年度の環境監視の結果(平成30年9月、福岡市環境局)



凡例

- | | |
|--|---|
| 事業実施区域 | 駅 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR |
| 福岡都市高速 | 新幹線 |
| 一般国道 | 私鉄 |
| 主要地方道 | 地下鉄 |
| 一般県道 | 水域 |
| 幹線市道 | 航空機騒音 |



出典：平成 26 年度の環境監視の結果(平成 27 年 8 月、福岡市環境局)
 平成 27 年度の環境監視の結果(平成 28 年 10 月、福岡市環境局)
 平成 28 年度の環境監視の結果(平成 29 年 9 月、福岡市環境局)
 平成 29 年度版公害関係測定結果(大気・水質・土壌・騒音・振動)
 (平成 28 年度測定結果)(平成 30 年 2 月、福岡県)
 航空機騒音測定結果(国土交通省大阪航空局)

図 2.2-10 航空機騒音調査の位置図

(4) 振動

事業実施区域及びその周囲では、図 2.2-9 に示すとおり 2 地点で道路交通振動が測定されている。平成 25～29 年度の測定結果を表 2.2-21 に示す。

平成 25 年～29 年の測定結果は、国道 3 号博多区千代 3 丁目 18-3 では昼間 40～48dB、夜間 34～44dB、国道 3 号東区原田 4 丁目 33 では昼間 41～44dB、夜間 40～42dB と要請限度(昼間 70dB、夜間 65dB)を下回っている。

なお、平成 26 年度の国道 3 号博多区千代 3 丁目については、平成 25 年度までと平成 27 年度以降の測定地点(下り線側)と異なり、夜間工事のために上り方向に約 80m 離れた上り線側に測定地点を移動している。

表 2.2-21 道路交通振動の測定結果(平成 25～29 年度)

測定地点概要				年度	測定結果 レベル(L ₁₀) (デシベル)		要請限度 (デシベル)		要請限度 との比較	
測定地点 番号	路線名	評価区間番号	測定地点住所		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	平成25年	46	42	70	65	○	○
			福岡市博多区千代3丁目	平成26年	40	34			○	○
			福岡市博多区千代3丁目18-3	平成27年	47	43			○	○
			福岡市博多区千代3丁目18	平成28年	48	44			○	○
				平成29年	48	44			○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	平成25年	43	42	70	65	○	○
				平成26年	43	41			○	○
				平成27年	42	41			○	○
				平成28年	44	41			○	○
				平成29年	41	40			○	○

出典：平成25年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成27年3月、福岡市環境局)
 平成26年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成28年1月、福岡市環境局)
 平成27年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成28年8月、福岡市環境局)
 平成28年度福岡市自動車騒音常時監視結果(自動車騒音・道路交通振動測定結果)(平成29年11月、福岡市環境局)
 平成29年度の環境監視の結果(平成30年9月、福岡市環境局)

2.2.2 水環境の状況

(1) 水象

1) 河川

事業実施区域及びその周囲の主な河川の状況は、表 2.2-22 及び図 2.2-11 に示すとおりである。

二級河川として多々良川、宇美川があり、事業実施区域の北東側で多々良川と宇美川が合流している。

表 2.2-22 主な河川の状況

河川名	河川総延長(m)	流域面積(km ²)	備考
多々良川	17,352	167.9	
宇美川	16,777	71.6	終点で多々良川と合流

出典:平成 30 年度版 福岡市地域防災計画(資料編)(平成 30 年 6 月 福岡市防災会議)

2) 湖沼

事業実施区域及びその周囲に湖沼はない。

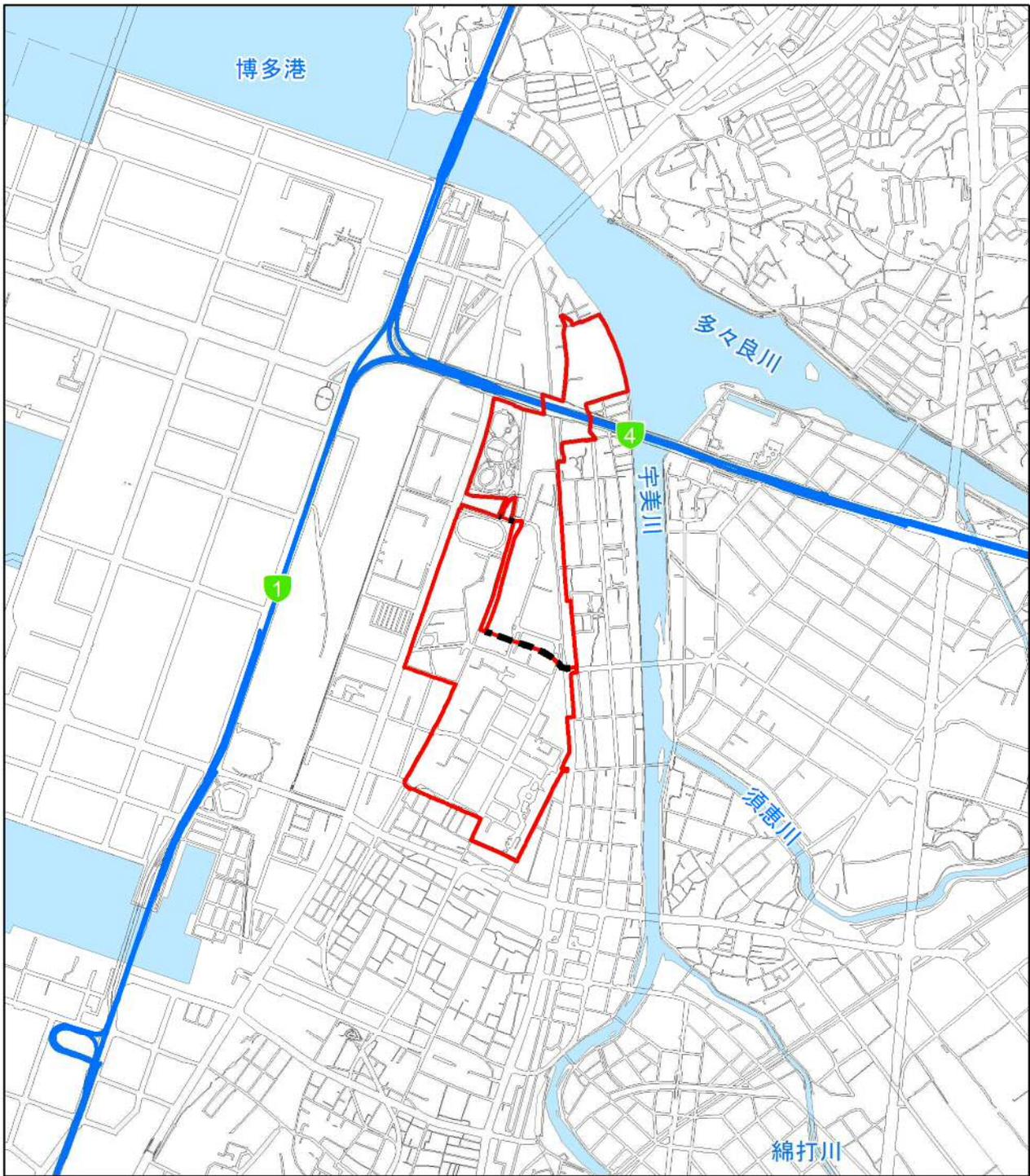
3) 海域

博多湾の諸元を表 2.2-23 に示す。

表 2.2-23 博多湾の諸元

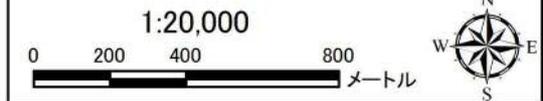
海表面積	海水容量	平均水深	干満の差	流域面積
133.3 km ²	1.4km ³	10.8m	2.20m	約 690km ²
平均水面	平均水面	平均水面	大潮時干満差	福岡市域外も含む

出典:博多湾環境保全計画(第二次)(平成 28 年 9 月、福岡市)



凡 例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 福岡都市高速
- 水域



出典：福岡県土整備事務所管内図
 (平成 28 年 3 月 福岡県福岡県土整備事務所)

図 2.2-11 河川の位置図

(2) 水質

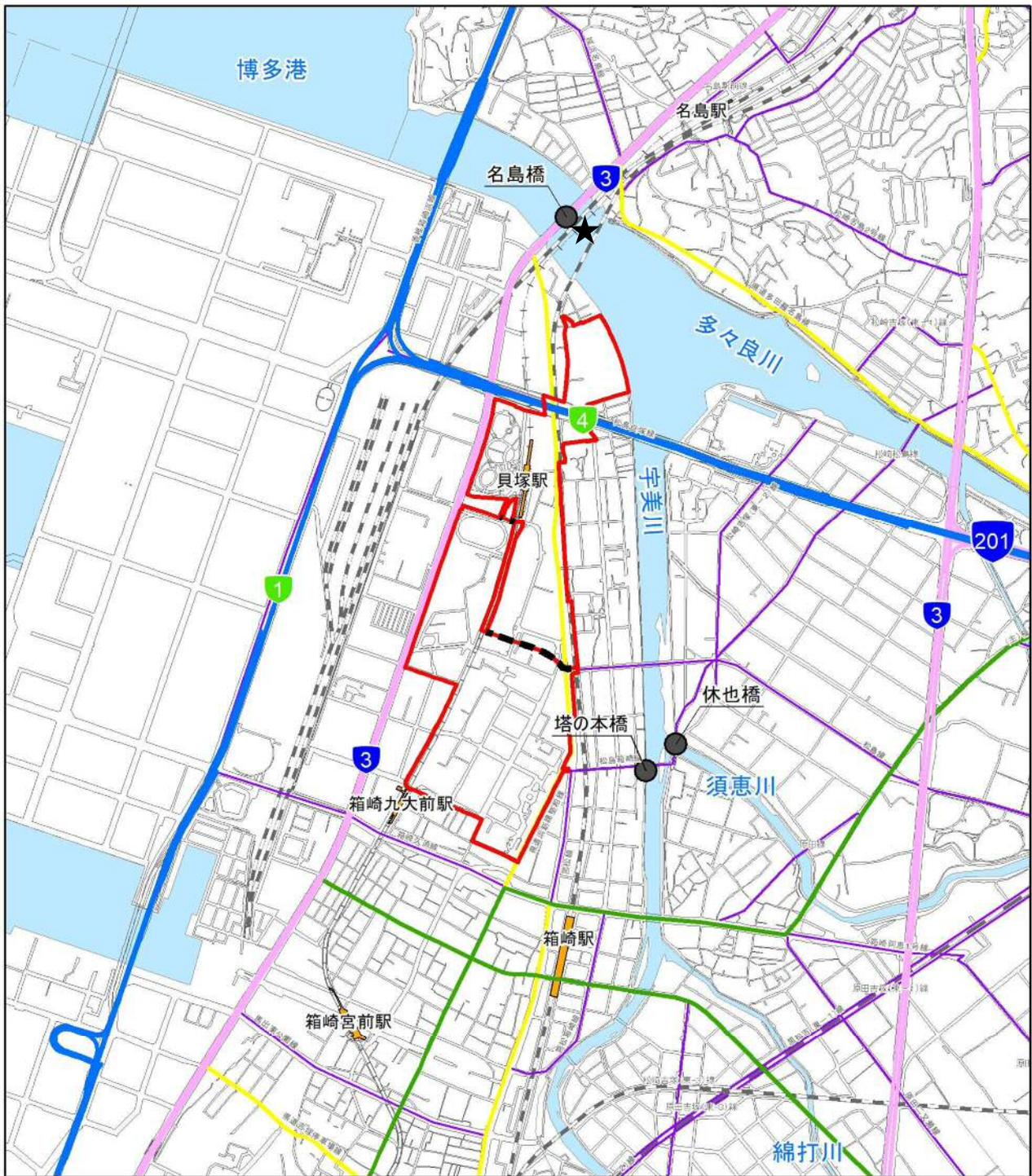
1) 河川の水質

事業実施区域及びその周囲では、図 2.2-12 に示すとおり 3 箇所水質調査が行われている。

調査結果を表 2.2-24(1)～(5) 及び表 2.2-25 に示す。

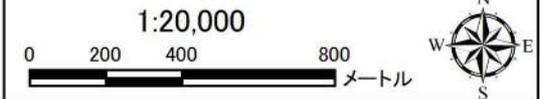
生活環境項目について、全ての項目で環境基準を達成している。

健康項目は、平成 25 年度及び平成 29 年度に多々良川で海水の影響と考えられるふっ素及びほう素が環境基準を非達成であった。これ以外の年度、項目については、海水の影響と考えられるほう素を除き環境基準を達成している。



凡例

- | | |
|--|--|
| 事業実施区域 | 駅 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR |
| 福岡都市高速 | 新幹線 |
| 一般国道 | 私鉄 |
| 主要地方道 | 地下鉄 |
| 一般県道 | 水域 |
| 幹線市道 | 水質・底質 |
| | ★ ダイオキシン類 |



出典: 福岡市水質測定結果報告書 平成 29 年度 (2017 年度) 版
(平成 31 年 2 月、福岡市環境局)

図 2.2-12 水質、底質調査の位置図

表 2. 2-24(1) 河川水質の状況(生活環境項目及び健康項目等)

平成25年度

測定項目	(単位)	多々良川	須恵川	宇美川	環境基準等
		名島橋 C類型(イ)	休也橋 C類型(イ)	塔の本橋 C類型(ロ)	
水素イオン濃度	—	7.8	8.0	7.7	6.5~8.5
溶存酸素量	(mg/L)	7.5	9.0	7.6	5以上
生物化学的酸素要求量	(mg/L)	1.3	1.8	1.2	5以下
化学的酸素要求量	(mg/L)	4.6	5.4	4.4	—
浮遊物質	(mg/L)	5	7	5	50以下
大腸菌群数	(MPN/100mL)	3,600	9,800	7,000	—
全窒素	(mg/L)	2.0	1.20	1.3	—
全磷	(mg/L)	0.15	0.11	0.10	—
全亜鉛(水生生物保全)	(mg/L)	0.010	0.012	0.013	—
ノニルフェノール(水生生物保全)	(mg/L)	0.00008	<0.00006	0.00007	—
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(水生生物保全)	(mg/L)	0.0017	0.0520	0.0023	—
鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.03以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.48	0.52	0.66	10以下
ふっ素	(mg/L)	0.90	0.55	0.36	0.8以下
ぼう素	(mg/L)	3.9	2.6	1.7	1以下
プロピザミド	(mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008以下
モリブデン	(mg/L)	0.007	0.009	0.010	0.07以下
アンチモン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
全マンガン	(mg/L)	0.026	0.044	0.044	0.2以下
ウラン	(mg/L)	0.0011	0.0009	0.0008	0.002以下
塩化物イオン	(mg/L)	11,000	4,900	5,200	—
硝酸性窒素	(mg/L)	0.43	0.49	0.62	—
亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.051	0.034	0.040	—
電気伝導度	(mS/m)	3,000	1,500	1,500	—
MBAS	(mg/L)	0.20	0.11	0.13	—
大腸菌群数	(MPN/100mL)	42	80	140	—

値は測定データ全体の平均値

注) 類型の後のイ、ロは達成期間の分類(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成)

■は、環境基準を超過していることを示す。

出典:福岡市水質測定結果報告書 平成25年度(2013年度)版(平成26年9月、福岡市環境局)

表 2. 2-24(2) 河川水質の状況(生活環境項目及び健康項目等)

平成26年度

測定項目	(単位)	多々良川	須恵川	宇美川	環境基準等
		名島橋 C類型(イ)	休也橋 C類型(イ)	塔の本橋 C類型(ロ)	
水素イオン濃度	—	7.7	7.8	7.7	6.5~8.5
溶存酸素量	(mg/L)	8.0	8.3	8.0	5以上
生物化学的酸素要求量	(mg/L)	1.3	1.4	1.1	5以下
化学的酸素要求量	(mg/L)	4.2	4.2	3.7	—
浮遊物質	(mg/L)	4	5	4	50以下
大腸菌群数	(MPN/100mL)	730	3,300	2,100	—
全窒素	(mg/L)	2.0	0.99	1.2	—
全磷	(mg/L)	0.11	0.097	0.090	—
全亜鉛(水生生物保全)	(mg/L)	0.014	0.010	0.016	—
ノニルフェノール(水生生物保全)	(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	—
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(水生生物保全)	(mg/L)	0.0009	0.0030	0.0027	—
鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
砒素	(mg/L)	—	<0.001	—	0.01以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	0.03以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.79	0.37	0.45	10以下
ふっ素	(mg/L)	0.80	0.67	0.59	0.8以下
ぼう素	(mg/L)	3.0	2.8	2.1	1以下
プロピザミド	(mg/L)	—	—	—	0.008以下
モリブデン	(mg/L)	<0.007	<0.007	<0.007	0.07以下
アンチモン	(mg/L)	—	—	—	0.02以下
全マンガン	(mg/L)	0.020	0.033	0.041	0.2以下
ウラン	(mg/L)	0.0011	0.0010	0.0009	0.002以下
塩化物イオン	(mg/L)	10,000	6,500	5,500	—
硝酸性窒素	(mg/L)	0.71	0.35	0.43	—
亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.082	0.025	0.027	—
電気伝導度	(mS/m)	2,800	1,700	1,600	—
MBAS	(mg/L)	0.22	0.15	0.12	—
大腸菌群数	(MPN/100mL)	31	39	59	—

値は測定データ全体の平均値

注) 類型の後のイ、ロは達成期間の分類(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成)

■は、環境基準を超過していることを示す。

出典:福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)

表 2. 2-24 (3) 河川水質の状況(生活環境項目及び健康項目等)

平成27年度

測定項目	(単位)	多々良川	須恵川	宇美川	環境基準等		
		名島橋 C類型(イ)	休也橋 C類型(イ)	塔の本橋 C類型(ロ)			
生活環境項目	水素イオン濃度	—	7.7	7.8	7.7	6.5~8.5	
	溶存酸素量	(mg/L)	7.2	8.2	7.2	5以上	
	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	1.4	1.4	1.0	5以下	
	化学的酸素要求量	(mg/L)	4.1	4.6	3.7	—	
	浮遊物質量	(mg/L)	5	5	6	50以下	
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	400	1,100	2,300	—	
	全窒素	(mg/L)	2.3	1.2	1.2	—	
	全燐	(mg/L)	0.13	0.10	0.10	—	
	全亜鉛(水生生物保全)	(mg/L)	0.015	0.010	0.019	—	
	ノニルフェノール(水生生物保全)	(mg/L)	0.0007	<0.00006	0.00006	—	
健康項目	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(水生生物保全)	(mg/L)	0.0007	0.0032	0.0015	—	
	鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.03以下	
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.5	0.58	0.57	10以下	
	ふっ素	(mg/L)	0.55	0.18	0.17	0.8以下	
	ほう素	(mg/L)	3.0	0.38	0.45	1以下	
	要監視項目	プロピザミド	(mg/L)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008以下
		モリブデン	(mg/L)	<0.007	<0.007	<0.007	0.07以下
アンチモン		(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	
全マンガン		(mg/L)	0.016	0.031	0.033	0.2以下	
ウラン		(mg/L)	0.0010	<0.0002	0.0002	0.002以下	
その他の項目	塩化物イオン	(mg/L)	10,000	4,500	4,600	—	
	硝酸性窒素	(mg/L)	1.50	0.57	0.56	—	
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.071	0.015	0.017	—	
	電気伝導度	(mS/m)	2,700	1,200	1,200	—	
	MBAS	(mg/L)	0.20	0.10	0.10	—	
大腸菌数	(MPN/100mL)	56	61	100	—		

値は測定データ全体の平均値

注) 類型の後のイ、ロは達成期間の分類(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成)

■は、環境基準を超過していることを示す。

出典:福岡市水質測定結果報告書 平成27年度(2015年度)版(平成29年2月、福岡市環境局)

表 2. 2-24 (4) 河川水質の状況(生活環境項目及び健康項目等)

平成28年度

測定項目	(単位)	多々良川	須恵川	宇美川	環境基準等		
		名島橋 C類型(イ)	休也橋 C類型(イ)	塔の本橋 C類型(ロ)			
生活環境項目	水素イオン濃度	—	7.7	7.9	7.6	6.5~8.5	
	溶存酸素量	(mg/L)	7.9	9.1	8.2	5以上	
	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	1.1	1.1	0.8	5以下	
	化学的酸素要求量	(mg/L)	4.0	4.5	3.8	—	
	浮遊物質量	(mg/L)	6	8	8	50以下	
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	2,400	4,200	5,500	—	
	全窒素	(mg/L)	2.0	1.4	1.3	—	
	全燐	(mg/L)	0.12	0.10	0.099	—	
	全亜鉛(水生生物保全)	(mg/L)	0.012	0.008	0.012	—	
	ノニルフェノール(水生生物保全)	(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	—	
健康項目	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(水生生物保全)	(mg/L)	0.0007	0.0022	0.0017	—	
	鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
	砒素	(mg/L)	—	—	—	0.01以下	
	トリクロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	0.03以下	
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	0.01以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.90	0.94	0.68	10以下	
	ふっ素	(mg/L)	0.77	0.15	0.24	0.8以下	
	ほう素	(mg/L)	2.1	0.28	0.61	1以下	
	要監視項目	プロピザミド	(mg/L)	—	—	—	0.008以下
		モリブデン	(mg/L)	<0.007	<0.007	<0.007	0.07以下
アンチモン		(mg/L)	—	—	—	0.02以下	
全マンガン		(mg/L)	0.038	0.016	0.053	0.2以下	
ウラン		(mg/L)	0.0008	<0.0002	0.0002	0.002以下	
その他の項目	塩化物イオン	(mg/L)	8,900	3,500	3,100	—	
	硝酸性窒素	(mg/L)	0.87	0.93	0.67	—	
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.034	0.012	0.016	—	
	電気伝導度	(mS/m)	2,400	1,000	940	—	
	MBAS	(mg/L)	0.18	0.08	0.08	—	
大腸菌数	(MPN/100mL)	120	100	150	—		

値は測定データ全体の平均値

注) 類型の後のイ、ロは達成期間の分類(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成)

■は、環境基準を超過していることを示す。

出典:福岡市水質測定結果報告書 平成28年度(2016年度)版(平成30年2月、福岡市環境局)

表 2. 2-24(5) 河川水質の状況(生活環境項目及び健康項目等)

平成29年度

測定項目	(単位)	多々良川	須恵川	宇美川	環境基準等
		名島橋	休也橋	塔の本橋	
		C類型(イ)	C類型(イ)	C類型(ロ)	
水素イオン濃度	—	7.7	7.8	7.7	6.5~8.5
溶存酸素量	(mg/L)	6.9	8.0	7.4	5以上
生物化学的酸素要求量	(mg/L)	1.0	1.4	1.1	5以下
化学的酸素要求量	(mg/L)	4.3	4.5	4.3	—
浮遊物質	(mg/L)	4	5	7	50以下
大腸菌群数	(MPN/100mL)	1,200	13,000	9,700	—
全窒素	(mg/L)	2.1	1.3	1.6	—
全磷	(mg/L)	0.25	0.14	0.14	—
全亜鉛(水生生物保全)	(mg/L)	0.015	0.017	0.022	—
ノニルフェノール(水生生物保全)	(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	—
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(水生生物保全)	(mg/L)	0.0009	0.0025	0.0020	—
鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
砒素	(mg/L)	—	—	—	0.01以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	0.03以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	—	—	—	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.81	0.67	0.69	10以下
ふっ素	(mg/L)	0.87	0.48	0.31	0.8以下
ほう素	(mg/L)	2.6	1.5	0.79	1以下
プロピザミド	(mg/L)	—	—	—	0.008以下
モリブデン	(mg/L)	<0.007	0.008	0.008	0.07以下
アンチモン	(mg/L)	—	—	—	0.02以下
全マンガン	(mg/L)	0.048	0.077	0.068	0.2以下
ウラン	(mg/L)	0.0018	0.0010	0.0007	0.002以下
塩化物イオン	(mg/L)	10,000	7,000	5,300	—
硝酸性窒素	(mg/L)	0.77	0.65	0.68	—
亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.045	0.028	0.019	—
電気伝導度	(mS/m)	3,000	2,000	1,500	—
MBAS	(mg/L)	0.20	0.15	0.13	—
大腸菌数	(MPN/100mL)	46	62	130	—

注) 類型の後のイ、ロは達成期間の分類(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成)

■は、環境基準を超過していることを示す。

出典:福岡市水質測定結果報告書 平成29年度(2017年度)版(平成31年2月、福岡市環境局)

表 2. 2-25 河川水質の状況(平成 25~29 年度)

(単位:mg/L)

河川	調査地点	年度	BOD			環境基準 (C類型)	環境基準 との比較
			最小~最大	平均値	75%値 ^{注)}		
多々良川	名島橋	平成25年	0.5~2.6	1.3	1.8	5以下	○
		平成26年	0.7~2.8	1.3	1.2		○
		平成27年	0.6~4.0	1.4	1.3		○
		平成28年	0.6~2.9	1.1	1.0		○
		平成29年	0.6~1.7	1.0	1.2		○
須恵川	休也橋	平成25年	0.7~5.6	1.8	1.6		○
		平成26年	0.6~2.6	1.4	1.5		○
		平成27年	1.0~1.9	1.4	1.4		○
		平成28年	0.7~2.0	1.1	1.4		○
		平成29年	0.7~2.3	1.4	1.7		○
宇美川	塔の本橋	平成25年	0.5~2.1	1.2	1.8		○
		平成26年	0.6~1.8	1.1	1.2		○
		平成27年	0.5~1.7	1.0	1.2		○
		平成28年	0.5~1.6	0.8	0.8		○
		平成29年	0.6~2.1	1.1	1.4		○

注)「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、

0.75 × n(その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。)番目のデータを表す。

出典:福岡市水質測定結果報告書 平成25年度(2013年度)版(平成26年9月、福岡市環境局)

福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)

福岡市水質測定結果報告書 平成27年度(2015年度)版(平成29年2月、福岡市環境局)

福岡市水質測定結果報告書 平成28年度(2016年度)版(平成30年2月、福岡市環境局)

福岡市水質測定結果報告書 平成29年度(2017年度)版(平成31年2月、福岡市環境局)

2) ダイオキシン類(河川)

事業実施区域及びその周囲では、図 2.2-12 に示す 1 箇所(名島橋)でダイオキシン類の調査が行われている。測定結果を表 2.2-26 に示す。平成 25 年～29 年度の調査では環境基準を達成している。

表 2.2-26 ダイオキシン類 (河川、平成 25～29 年度)

河川	調査地点	年度	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)	環境基準 との比較
多々良川	名島橋	平成25年	0.16	1 以下	○
		平成26年	0.14		○
		平成27年	0.073		○
		平成28年	0.26		○
		平成29年	0.22		○

注) 値は年 2 回測定の平均値

出典：福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度(2013 年度)版(平成 26 年 9 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 26 年度(2014 年度)版(平成 27 年 11 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 27 年度(2015 年度)版(平成 29 年 2 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 28 年度(2016 年度)版(平成 30 年 2 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 29 年度(2017 年度)版(平成 31 年 2 月、福岡市環境局)

(3) 水底の底質

1) 河川の底質

事業実施区域及びその周囲では、図 2.2-12 に示すとおり水質調査と同じ 3 箇所で底質調査が行われている。調査結果を表 2.2-27 に示す。

平成 25 年～29 年度の調査では、底質の暫定除去基準の対象項目である総水銀、PCB について、基準値を下回っている。

表 2.2-27 河川の水底の底質の状況

河川 調査地点	項目		年度					底質の暫定 除去基準	基準 ^{注)} との比較
			平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
多々良川 名島橋	pH	(-)	7.3	7.5	7.6	7.6	7.2	-	-
	COD	(mg/g)	18	5.1	5.1	6.1	2.2	-	-
	硫化物	(mg/kg)	460	18	97	20	23	-	-
	有機炭素	(mg/g)	28	7.0	13	2.1	1.7	-	-
	全窒素	(mg/kg)	1500	830	1000	380	370	-	-
	全りん	(mg/kg)	720	310	700	270	280	-	-
	カドミウム	(mg/kg)	0.25	0.08	0.53	0.05	<0.05	-	-
	シアン	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	-	-
	有機りん	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	-	-
	鉛	(mg/kg)	19	6.6	17	3.5	4.9	-	-
	総クロム	(mg/kg)	38	54	49	31	31	-	-
	六価クロム	(mg/kg)	<2	<2	<2	<2	<2	-	-
	ひ素	(mg/kg)	4.0	3.0	5.4	2.9	2.8	-	-
	総水銀	(mg/kg)	0.07	0.03	0.16	0.01	0.01	25以下	○
	アルキル水銀	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
PCB	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	10以下	○	
須恵川 休也橋	pH	(-)	7.4	7.5	7.9	7.4	7.4	-	-
	COD	(mg/g)	2.3	0.6	1.0	0.7	0.9	-	-
	硫化物	(mg/kg)	13	11	3	3	2	-	-
	有機炭素	(mg/g)	1.3	1.0	1.5	1.8	0.7	-	-
	全窒素	(mg/kg)	210	300	250	300	280	-	-
	全りん	(mg/kg)	170	120	100	90	90	-	-
	カドミウム	(mg/kg)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	-	-
	シアン	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	-	-
	有機りん	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	-	-
	鉛	(mg/kg)	5.1	2.9	2.0	3.2	2.4	-	-
	総クロム	(mg/kg)	10	10	6	7	6	-	-
	六価クロム	(mg/kg)	<2	<2	<2	<2	<2	-	-
	ひ素	(mg/kg)	1.4	1.8	1.5	0.8	1.6	-	-
	総水銀	(mg/kg)	0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	25以下	○
	アルキル水銀	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
PCB	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	10以下	○	
宇美川 塔の本橋	pH	(-)	7.5	7.7	7.7	7.4	7.4	-	-
	COD	(mg/g)	5.3	0.6	3.2	2.0	2.7	-	-
	硫化物	(mg/kg)	58	8	19	17	18	-	-
	有機炭素	(mg/g)	4.5	1.0	4.8	4.3	4.1	-	-
	全窒素	(mg/kg)	380	220	240	310	420	-	-
	全りん	(mg/kg)	260	120	200	200	200	-	-
	カドミウム	(mg/kg)	0.10	0.05	0.06	<0.05	<0.05	-	-
	シアン	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	-	-
	有機りん	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	-	-
	鉛	(mg/kg)	10	4.0	8.3	6.4	6.9	-	-
	総クロム	(mg/kg)	17	9	12	10	12	-	-
	六価クロム	(mg/kg)	<2	<2	<2	<2	<2	-	-
	ひ素	(mg/kg)	1.9	1.6	1.8	1.4	2.4	-	-
	総水銀	(mg/kg)	0.03	0.01	0.02	0.01	0.01	25以下	○
	アルキル水銀	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
PCB	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	10以下	○	

注) 基準について、総水銀、PCBは底質の暫定除去基準を示す。

pH以外の項目は、乾燥固形物あたりの濃度である。

出典：福岡市水質測定結果報告書 平成25年度(2013年度)版(平成26年9月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成27年度(2015年度)版(平成29年2月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成28年度(2016年度)版(平成30年2月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成29年度(2017年度)版(平成31年2月、福岡市環境局)

2) ダイオキシン類(河川底質)

事業実施区域及びその周囲では、図 2.2-12 に示す 1 箇所(名島橋)でダイオキシン類の調査が行われている。測定結果を表 2.2-28 に示す。平成 25 年～29 年度の調査では環境基準を達成している。

表 2.2-28 ダイオキシン類(河川底質)

河川	調査地点	年度	ダイオキシン (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)	環境基準 との比較
多々良川	名島橋	平成25年	3.2	150 以下	○
		平成26年	1.2		○
		平成27年	6.7		○
		平成28年	0.47		○
		平成29年	0.16		○

出典：福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度(2013 年度)版(平成 26 年 9 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 26 年度(2014 年度)版(平成 27 年 11 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 27 年度(2015 年度)版(平成 29 年 2 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 28 年度(2016 年度)版(平成 30 年 2 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 29 年度(2017 年度)版(平成 31 年 2 月、福岡市環境局)

(4) 地下水の水位及び水質

1) 地下水の水質

a) 福岡市調査結果(事業実施区域周辺)

事業実施区域及びその周囲では、東区の各地区で年度ごとに概況調査が、東区原田では継続監視調査が行われており、平成25～29年度の調査結果を表2.2-29～30に示す。

平成29年度の東区原田での概況調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過しているが、他地区の調査では環境基準を達成している。東区原田の継続監視調査では、調査した項目は環境基準を達成している。なお、東区原田の概況調査と継続監視調査地点は異なる地点である。

表 2.2-29 地下水の概況調査(平成25～29年度)

調査年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	環境基準
調査項目	井戸場所	東区多々良	東区松島	東区松崎	東区箱崎	東区原田	
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン		検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
鉛		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素		<0.001	0.005	<0.001	0.002	0.001	0.01 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀		検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
PCB		検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
1,2-ジクロロエチレン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.006 以下
トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.03 以下(H26以前) 0.01 以下(H27以後)
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.003 以下
チオベンカルブ		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.02 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素		1.4	<0.02	<0.02	2.0	27	—
亜硝酸性窒素		0.035	<0.005	<0.004	<0.004	<0.004	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1.4	<0.025	<0.024	2.0	27	10 以下
ふっ素		<0.1	0.5	0.2	0.2	0.2	0.8 以下
ほう素		0.10	0.75	0.04	0.20	0.26	1 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注) ■は、環境基準を超過していることを示す。

出典: 福岡市水質測定結果報告書 平成25年度(2013年度)版(平成26年9月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成27年度(2015年度)版(平成29年2月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成28年度(2016年度)版(平成30年2月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成29年度(2017年度)版(平成31年2月、福岡市環境局)

表 2.2-30 地下水の継続監視調査(平成 25～29 年度)

単位:mg/L

調査井戸	年度	調査項目					
		クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
東区原田	平成25年	<0.0002	<0.0001	0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0005
		○	○	○	○	○	○
	平成26年	<0.0002	<0.0001	0.0002	<0.0005	<0.002	0.0007
		○	○	○	○	○	○
	平成27年	<0.0002	<0.0001	0.0002	<0.0005	0.001	<0.0005
		○	○	○	○	○	○
	平成28年	<0.0002	<0.0001	0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
	○	○	○	○	○	○	
平成29年	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005	
	○	○	○	○	○	○	
環境基準	0.002 以下	0.1 以下	0.04 以下	1 以下	0.03以下(H26以前) 0.01以下(H27以降)	0.01 以下	

注)上段:調査結果。下段:環境基準との比較(○は達成、×は超過)。

出典:福岡市水質測定結果報告書 平成25年度(2013年度)版(平成26年9月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成27年度(2015年度)版(平成29年2月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成28年度(2016年度)版(平成30年2月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成29年度(2017年度)版(平成31年2月、福岡市環境局)

b) 九州大学調査結果(関連事業)

九州大学が旧工学部2号館跡地において、土壤汚染調査を実施したところ、土壤汚染対策法に係る指定基準値を超える水銀・砒素・鉛・六価クロムが検出されたため、同法14条に基づく指定を行うよう申請した(平成28年6月27日)。(参考資料1 参照)

これを受け、同法に基づく区域指定(要措置区域及び形質変更時要届出区域)及び要措置区域において講ずべき指示措置(地下水の水質の測定)がなされた(平成28年8月15日)。

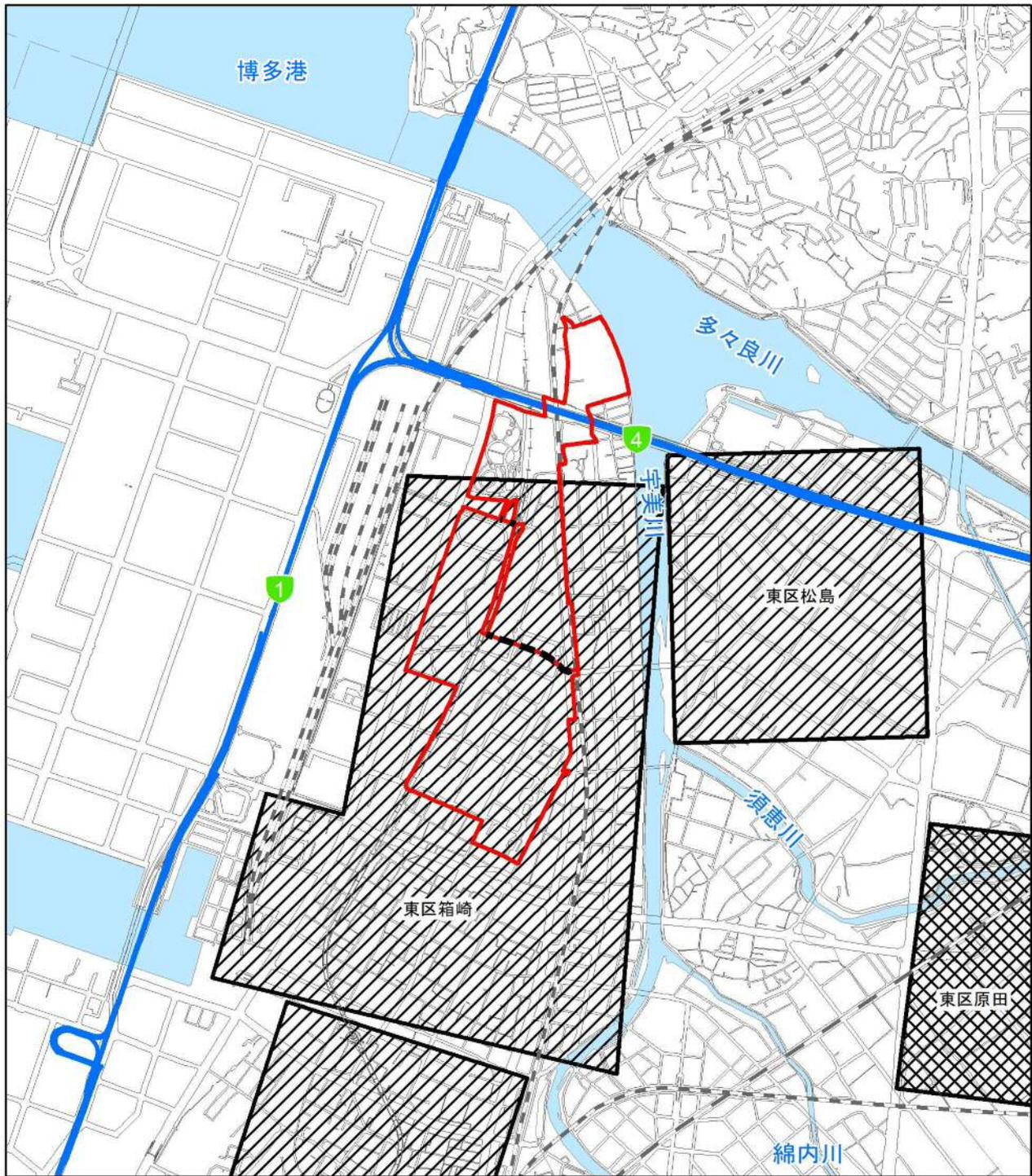
九州大学では、措置指示を受け、同区域内に設置した4カ所の観測井戸の水質検査を実施したところ、内1カ所から、砒素が基準値(0.01mg/L以下)を超えて検出(0.013mg/L)されたため、福岡市へ報告するとともに、調査結果を公表した(平成28年10月21日、11月4日)。(参考資料2、参考資料3参照)

これを受け、当該要措置区域において講ずべき指示措置が変更(地下水の水質の測定及び現位置封じ込め又は遮水工封じ込め)され(平成28年12月5日)、九州大学は措置指示に基づき、地下水の水質の測定及び原位置封じ込め等による対策を実施した後、汚染土の掘削除去を行い、地下水モニタリングを行っている。

なお汚染区画の掘削除去を行った後、随時福岡市へ措置完了報告書を提出し、平成30年11月1日に要措置区域の一部解除及び形質変更時要届出区域の全部解除がなされている。

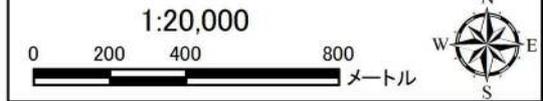
2) ダイオキシン類(地下水)

地下水のダイオキシン類は、事業実施区域及びその周囲では、平成25～29年度の間では平成27年度に東区松崎で測定されている。測定結果は0.034pg-TEQ/Lで環境基準値の1pg-TEQ/L以下を達成している。(出典:福岡市水質測定結果報告書 平成27年度(2015年度)版(平成29年2月、福岡市環境局))



凡例

- 事業区域境界
- 概況調査
- 計画地
- 継続監視調査
- 福岡都市高速
- 水域



出典：福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度(2013 年度)版(平成 26 年 9 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 26 年度(2014 年度)版(平成 27 年 11 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 27 年度(2015 年度)版(平成 29 年 2 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 28 年度(2016 年度)版(平成 30 年 2 月、福岡市環境局)
 福岡市水質測定結果報告書 平成 29 年度(2017 年度)版(平成 31 年 2 月、福岡市環境局)

図 2.2-13 地下水調査の位置図

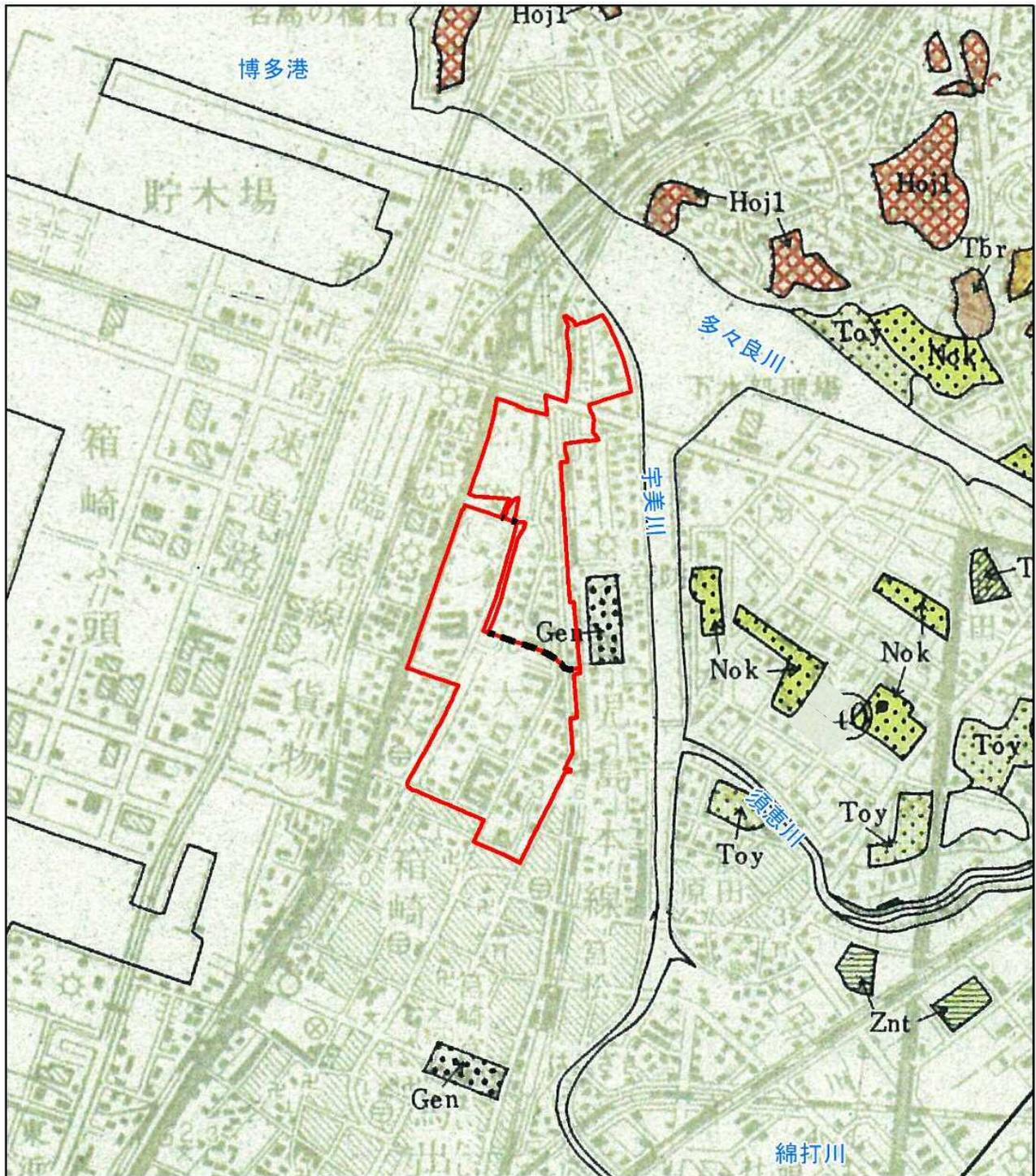
2.2.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌

1) 土壌

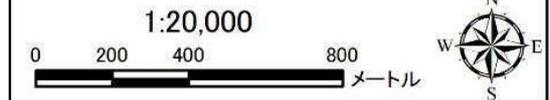
事業実施区域及びその周囲の土壌分類は、図 2.2-14 に示すとおりである。

市街地その他がほとんどであり、乾性褐色森林土が一部分布している他は、灰色低地土壌が点在している。



凡例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界



出典：土地分類基本調査図（土壤図）
 （昭和59年3月、国土庁土地局国土調査課）

図 2.2-14 土壤図

山地および丘陵地の土壌

乾性褐色森林土・赤色系



方城1統

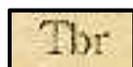
台地および低地の土壌

丘陵未熟土壌



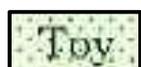
玄海統

細粒赤色土壌



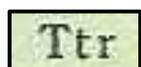
唐原統

中粗粒灰色低地土壌（灰色系）



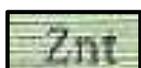
加茂統

細粒灰色低地土壌（灰褐色系）



多々良統

中粗粒灰色低地土壌（灰褐色系）



善通寺統



納倉統

土壌図凡例

2) 土壌汚染

a) ダイオキシン類(土壌)

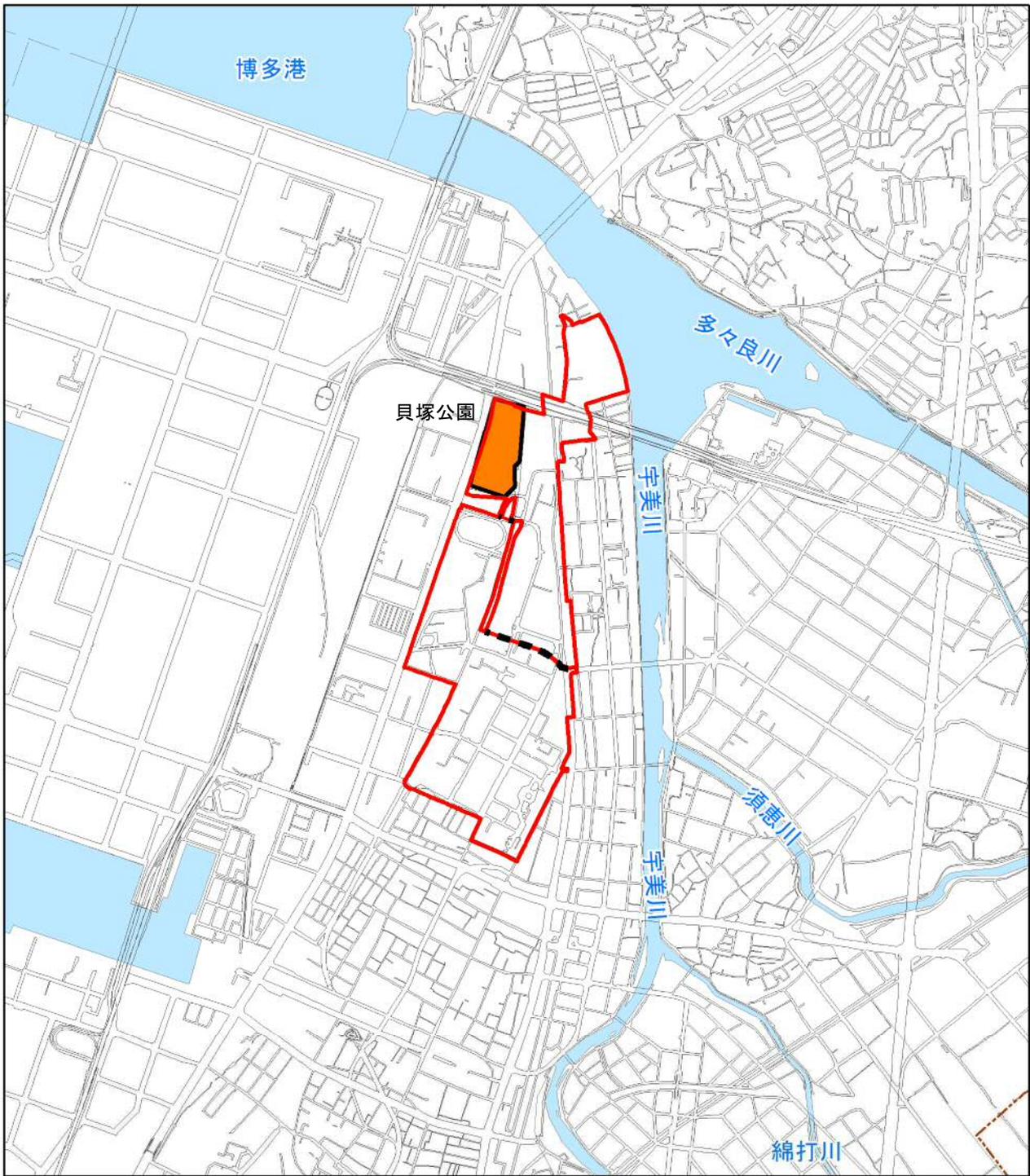
事業実施区域及びその周囲では図 2.2-15 に示すとおり、平成 25 年～29 年度では平成 27 年度に東区箱崎地区の 1 箇所にて測定が行われている。表 2.2-31 に測定結果を示す。環境基準を達成している。

表 2.2-31 ダイオキシン類(土壌、平成 27 年度)

単位: pg-TEQ/g

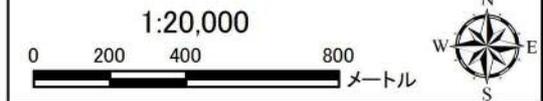
調査地点	測定結果	環境基準	環境基準との比較
東区箱崎 (貝塚公園)	1.9	1,000以下	○

出典:福岡市水質測定結果報告書 平成 27 年度(2015 年度)版
(平成 29 年 2 月、福岡市環境局)



凡 例

- 事業実施区域
- ダイオキシン類(土壌)
- 北エリア・南エリア境界
- 市区町村界
- 水域



出典：ダイオキシン類の調査結果(福岡市ホームページ)

図 2.2-15 ダイオキシン類(土壌)調査の位置図

b) 土壤汚染対策法に基づく調査

① 旧工学部 2 号館跡地

九州大学が旧工学部 2 号館跡地において、土壤汚染調査を実施したところ、土壤汚染対策法に係る指定基準値を超える水銀・砒素・鉛・六価クロムが検出されたため、同法 14 条に基づく指定を行うよう申請した(平成 28 年 6 月 27 日)。(参考資料 1 参照)

これを受け、同法に基づく区域指定(要措置区域及び形質変更時要届出区域)及び要措置区域において講ずべき指示措置(地下水の水質の測定)がなされた(平成 28 年 8 月 15 日)。

九州大学では、措置指示を受け、同区域内に設置した 4 カ所の観測井戸の水質検査を実施したところ、内 1 カ所から、砒素が基準値(0.01mg/L 以下)を超えて検出(0.013mg/L)されたため、福岡市へ報告するとともに、調査結果を公表した(平成 28 年 10 月 21 日、11 月 4 日)。(参考資料 2、参考資料 3 参照)

これを受け、当該要措置区域において講ずべき指示措置が変更(地下水の水質の測定及び現位置封じ込め又は遮水工封じ込め)され(平成 28 年 12 月 5 日)、九州大学は措置指示に基づき、地下水の水質の測定及び原位置封じ込め等による対策を実施した後、汚染土の掘削除去を行い、地下水モニタリングを行っている。

なお、汚染区画全ての掘削除去を行った後、随時福岡市へ措置完了報告書を提出し、平成 30 年 11 月 1 日に要措置区域の一部解除及び形質変更時要届出区域の全部解除がなされている。

② 旧工学系実験施設跡地

続いて旧工学系実験施設跡地において、土壤汚染調査を実施したところ、調査箇所の一部で土壤汚染対策法に係る指定基準値を超える水銀・砒素・鉛が検出されたため、九州大学は、同法 14 条に基づく指定を行うよう福岡市に申請した。(平成 29 年 3 月 24 日)。(参考資料 4 参照)

これを受け、同法に基づく区域指定(形質変更時要届出区域)がなされた(平成 29 年 5 月 22 日)。

なお、汚染区画の掘削除去を行った後、随時福岡市へ措置完了報告書を提出している。

③ 旧応用物質化学分子教室等跡地

また、旧応用物質化学分子教室等跡地において、土壤汚染調査を実施したところ、調査箇所の一部で土壤汚染対策法に係る指定基準値を超える水銀・砒素・鉛・六価クロムが検出されたため、九州大学は、同法 14 条に基づく指定を行うよう福岡市に申請した。(平成 29 年 10 月 12 日)。(参考資料 5 参照)

これを受け、同法に基づく区域指定(要措置区域及び形質変更時要届出区域)がなされた(平成 29 年 12 月 11 日)。

なお、汚染区画の掘削除去を行った後、随時福岡市へ措置完了報告書を提出し、平成 30 年 10 月 18 日に要措置区域及び形質変更時要届出区域の一部解除、平成 31 年 3 月 25 日に要措置区域及び形質変更時要届出区域の一部解除がなされている。

④ 工学系実験施設周辺道路

また、工学系実験施設周辺道路において、土壌汚染調査を実施したところ、調査箇所の一部で土壌汚染対策法に係る指定基準値を超える水銀・砒素・鉛・六価クロム・シアンが検出されたため、九州大学は、同法 14 条に基づく指定を行うよう福岡市に申請した。(平成 30 年 3 月 12 日)。(参考資料 6 参照)

これを受け、同法に基づく区域指定(要措置区域)及び要措置区域において講ずべき指示措置(地下水の水質の測定)がなされた(平成 30 年 5 月 31 日)。

なお、汚染区画の掘削除去を行った後、随時福岡市へ措置完了報告書を提出し、平成 31 年 3 月 7 日に要措置区域の一部解除及び形質変更時要届出区域の一部解除がなされている。

当該地域における区域指定の状況を表 2.2-32 に示す。(平成 31 年 3 月 25 日現在。解除台帳は、[参考資料 7](#) 参照)

表 2.2-32 土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域
(平成 31 年 3 月 25 日現在)

整理番号	指定年月日	指定番号	要措置区域等の所在地	区域の面積	基準に適合していない(していなかった)特定有害物質の種類
整-28-1	平成 28 年 8 月 15 日	要-4 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	100 平方メートル	砒素及びその化合物
整-29-1	平成 29 年 5 月 22 日	形-19 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	6600 平方メートル	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
整-29-3	平成 29 年 12 月 11 日	要-7 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 3 の一部 東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	1157 平方メートル	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
		形-20 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 3 の一部 東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	200 平方メートル	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
整-29-5	平成 30 年 5 月 31 日	要-8 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	100 平方メートル	砒素及びその化合物
	平成 29 年 12 月 11 日	形-21 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 3 の一部 東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	15,833 平方メートル	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物

注 1) 指定番号 要-○号: 要措置区域、形-○号: 形質変更時要届出区域

注 2) 事業実施区域に係る指定区域のみを表示している。

出典: 福岡市環境局ホームページ

3) 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染対策工事

九州大学では、箱崎キャンパス敷地内の汚染土壤について、土壤汚染調査によって判明した汚染土壤を掘削除去する計画で実施している。

工法としては、掘削した汚染土壤のうち、洗浄可能な汚染土壤については大学の敷地内に設置した仮設洗浄処理プラントで土壤汚染対策法に基づく基準値以内に洗浄後、敷地内へ埋め戻している。

洗浄に適さない汚染土壤や洗浄作業において凝集した汚染物質(脱水ケーキ)は大学の敷地外へ搬出し、土壤汚染処理施設にて適切に処理を行っている。しかしながら今後の解体工事、埋蔵文化財調査等の進捗状況により、掘削除去以外の対応が必要となる場合、本事業のスケジュールを考慮の上、土壤汚染対策法に基づき適切に対応する。



図 2.2-16 仮設洗浄処理プラント

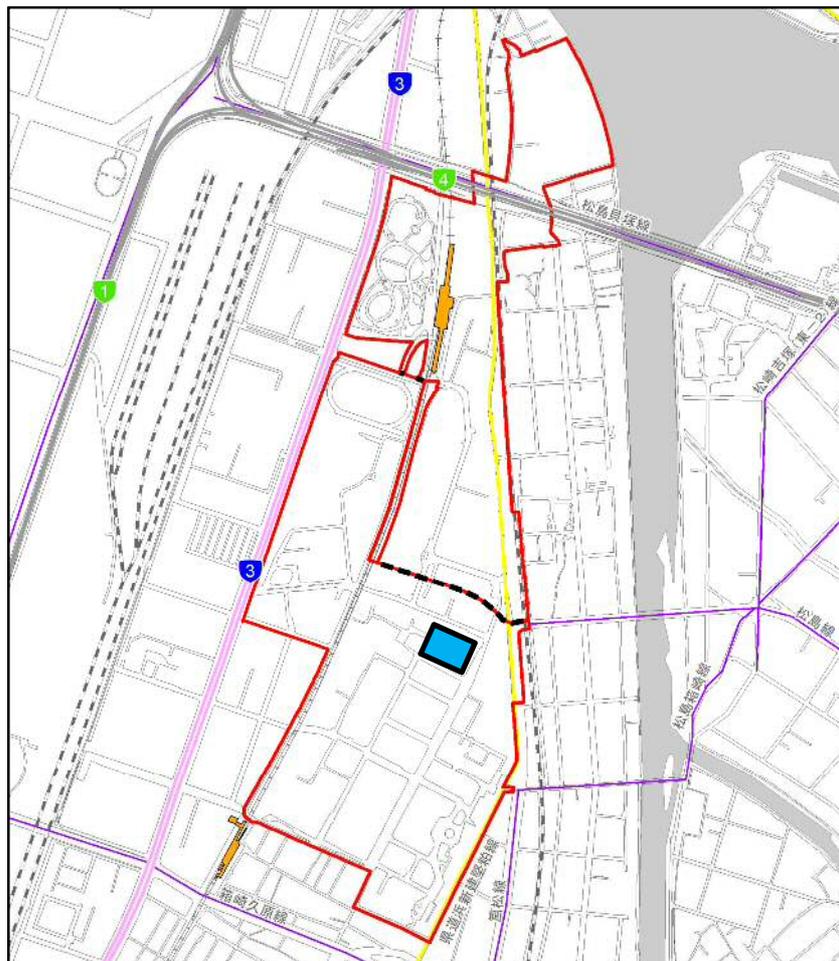


図 2.2-17 仮設洗浄処理プラント設置位置

(2) 地盤

事業実施区域及びその周囲で地盤沈下は発生していない。

また、「工業用水法」及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」による地下水採取を規制する地域には指定されていない。

2.2.4 地形・地質の状況

(1) 地形・地質

1) 地形

事業実施区域及びその周囲の地形分類は、図 2.2-18 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲は、博多湾沿岸の東部に位置し、博多湾へ流下する多々良川、御笠川、那珂川などにより形成される福岡平野の一部にあり、ほぼ平坦な海岸砂丘、砂浜と平野(三角州)、埋立地である。

2) 地質

事業実施区域及びその周囲の表層地質は、図 2.2-19 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲は、大部分が海浜砂層の砂であり、東側に沖積層の砂・泥・礫が分布する。名島周辺はシルト岩を伴う、砂岩、礫岩が見られる。

3) 重要な地形・地質

事業実施区域及びその周囲の重要な地形・地質を表 2.2-33 及び図 2.2-20 に示す。

事業実施区域の周囲に名島の檣石(ほばしらいし)、古第三紀岩石海岸が確認されている。

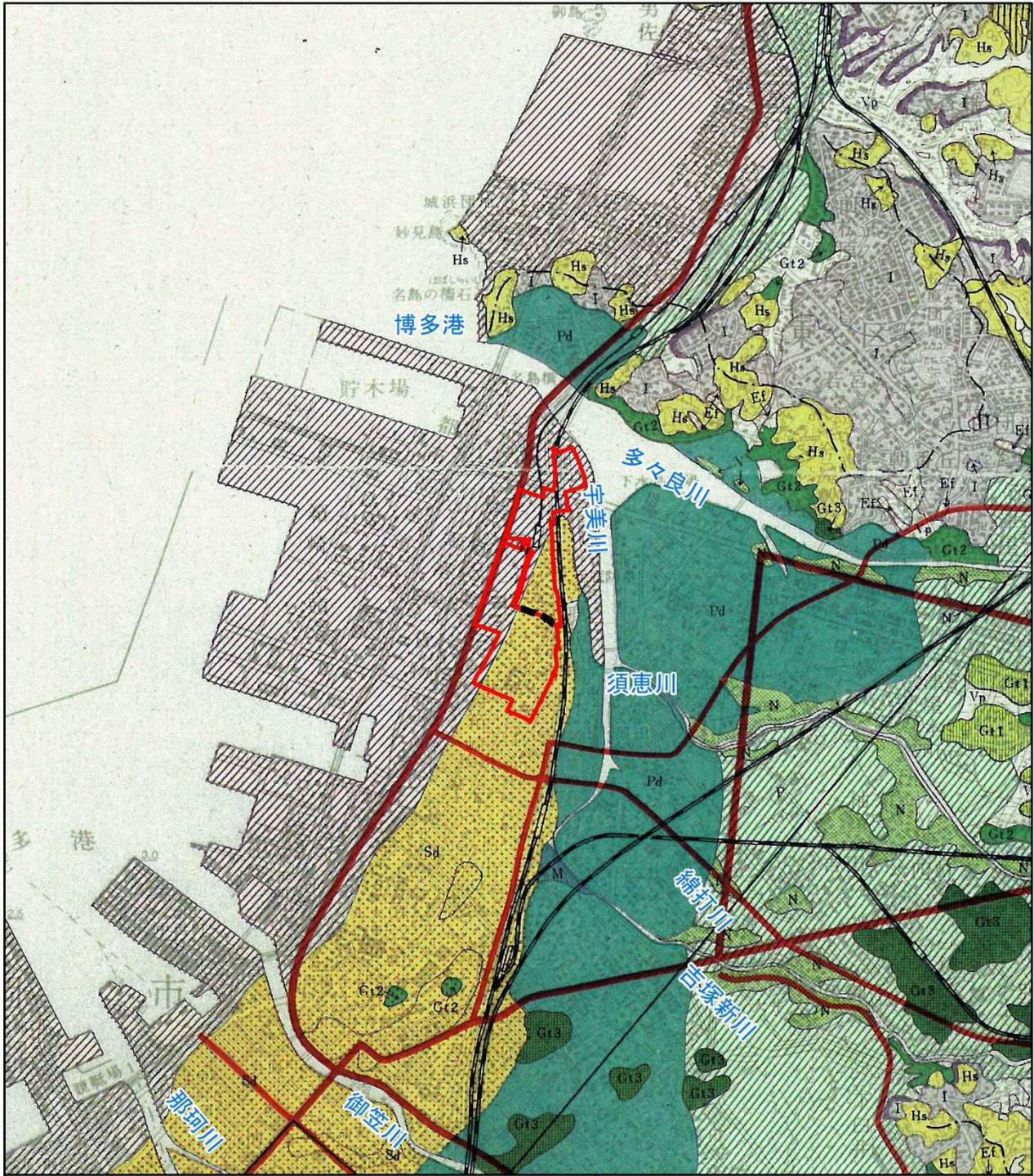
名島の檣石は、多々良川の河口、名島神社境内の海岸にある古第三紀漸新世前期(約 3,500 万年前)に形成された化石(珪花木)であり、昭和 9 年に天然記念物(国)に指定されている。

古第三紀岩石海岸は、新生代古第三紀に形成された砂岩・礫岩を主とする露出した岩石からなる海岸地形で、福岡市環境配慮指針に学術的価値の高い地質として掲載されている。

表 2.2-33 重要な地形・地質

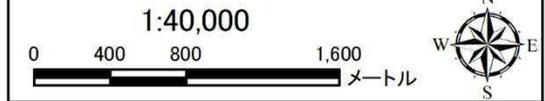
区 分		名 称
重要な地形・地質	国指定天然記念物	名島の檣石(ほばしらいし)
	学術的価値の高い地質	古第三紀岩石海岸

出典:福岡市環境配慮指針(改定版)(平成28年9月 福岡市環境局)



凡 例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界

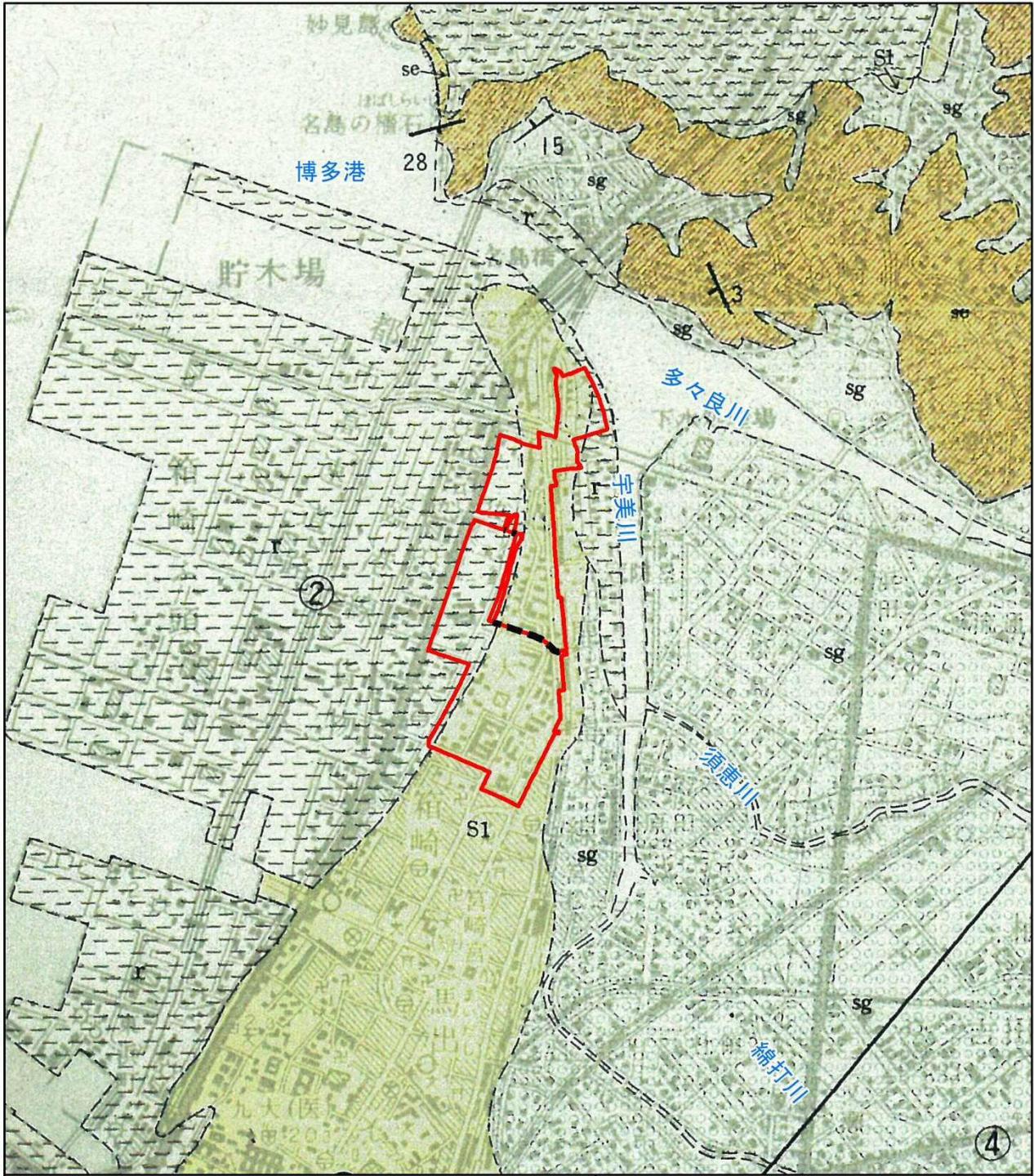


出典：土地分類基本調査図（地形分類図）
 （昭和59年3月、国土庁土地局国土調査課）

図 2.2-18 地形分類図



地形分類図凡例



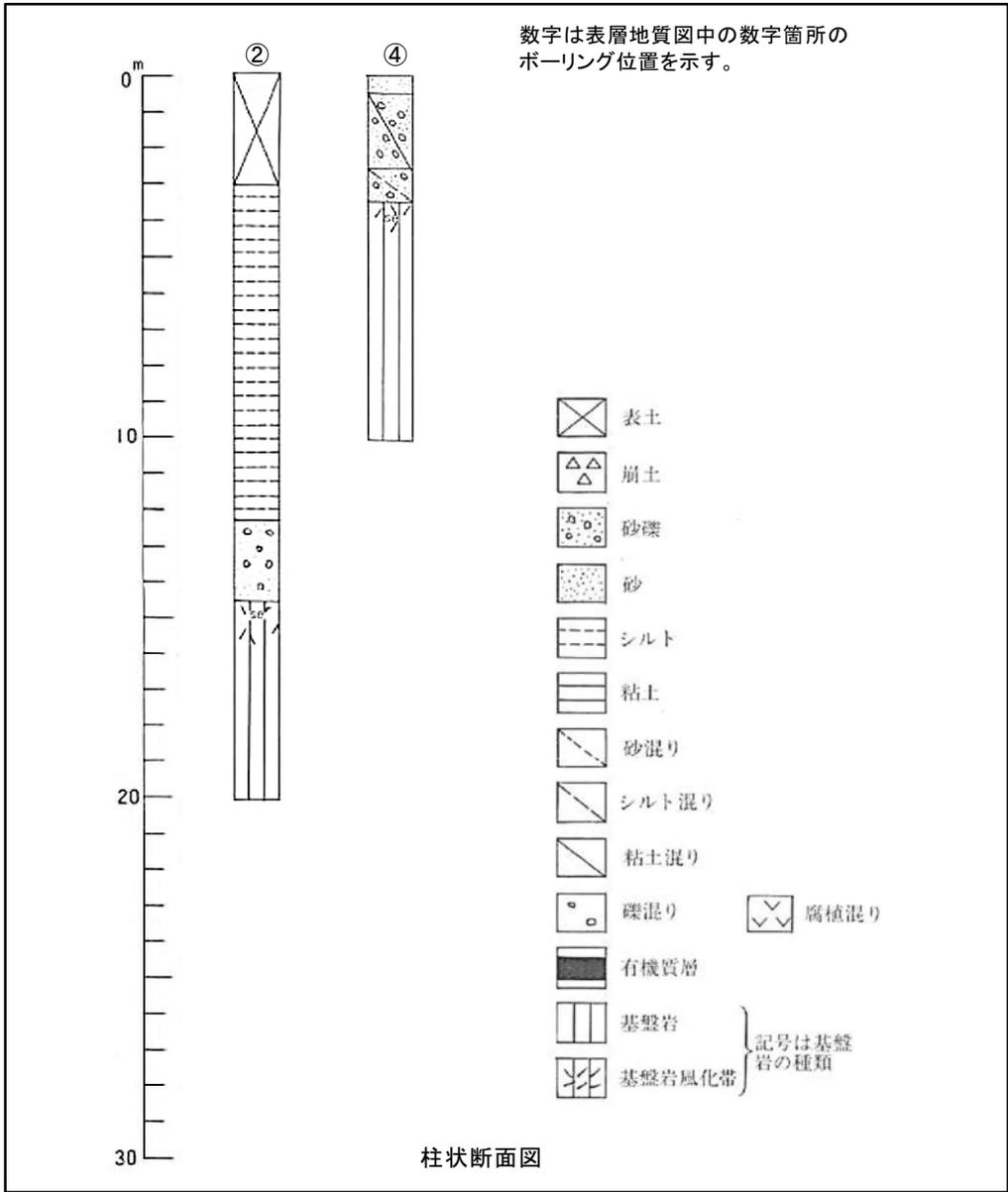
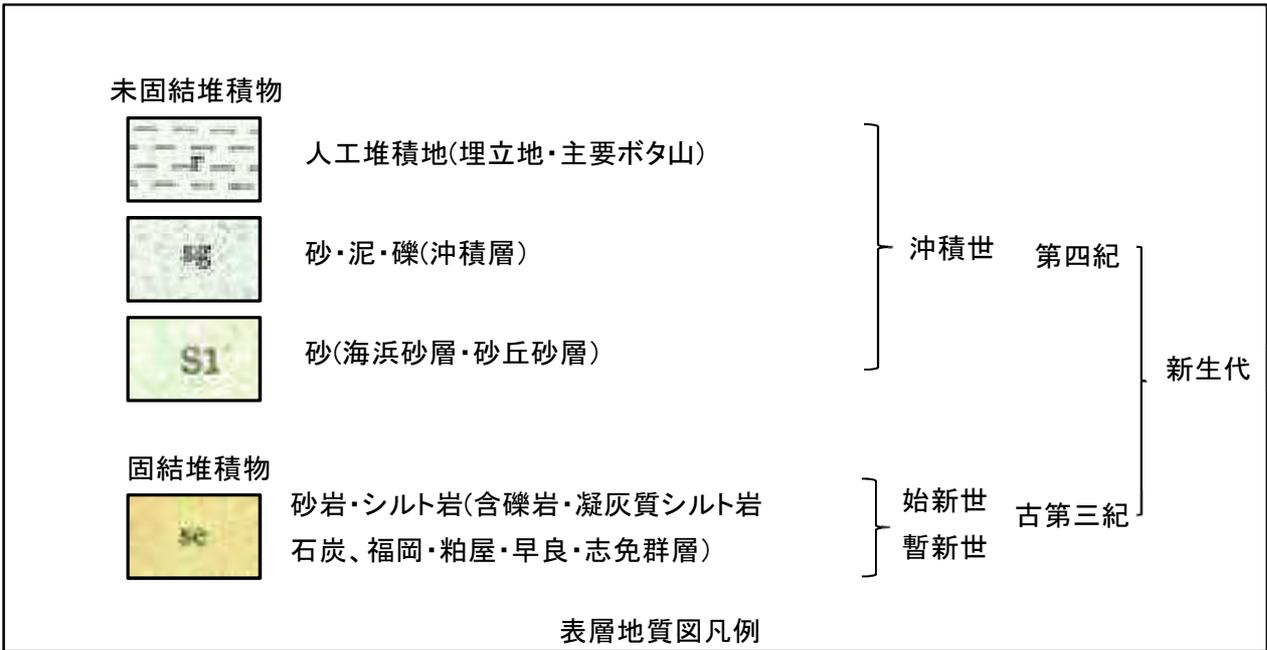
凡例

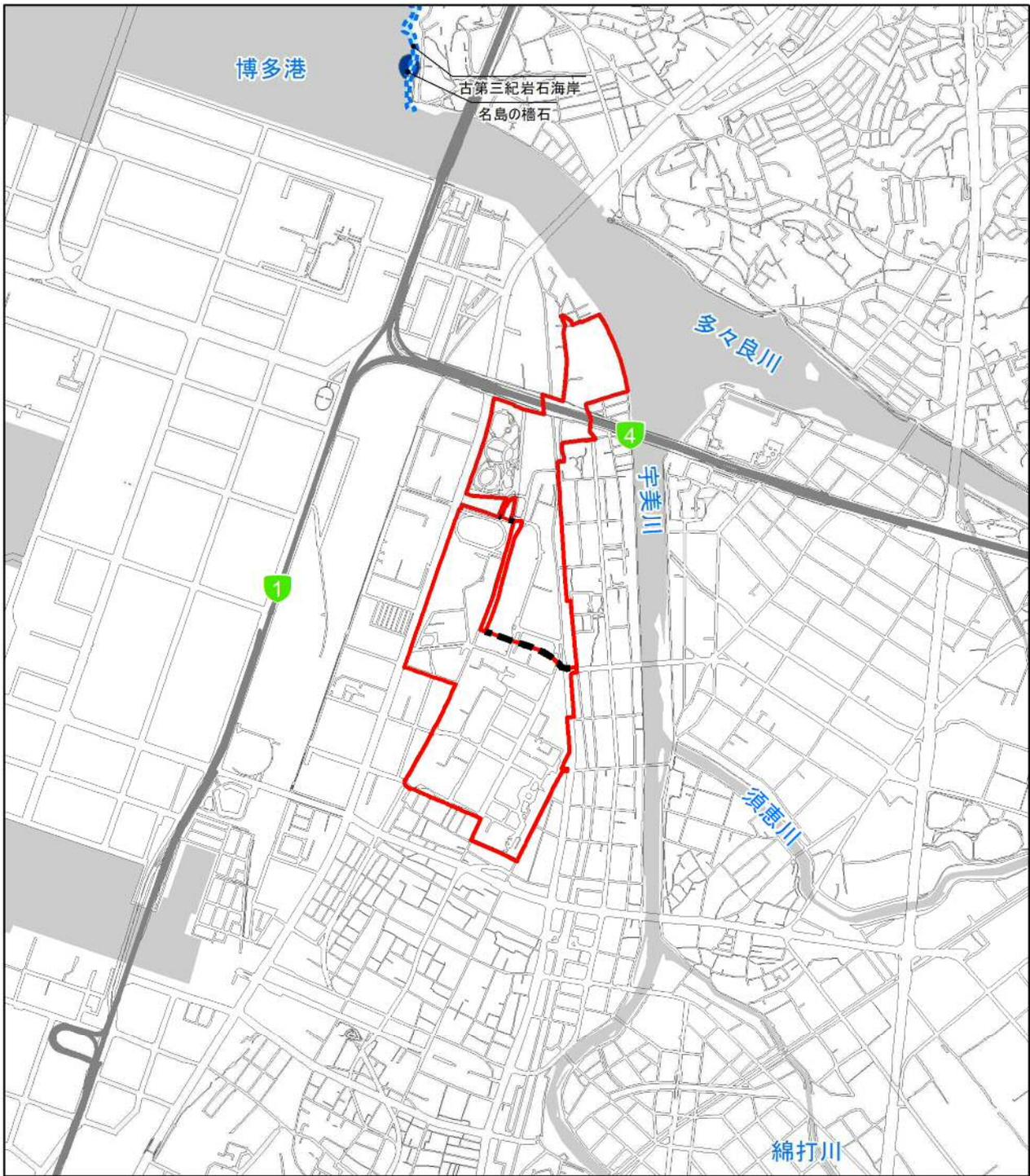
- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界



出典：土地分類基本調査図（表層地質図）
 （昭和59年3月、国土庁土地局国土調査課）

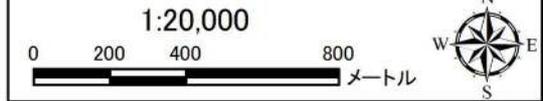
図 2.2-19 表層地質図





凡例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 福岡都市高速
- 水域
- 古第三紀岩石海岸
- 名島の檣石



出典：福岡市環境配慮指針(改定版)(平成28年9月、福岡市)

図 2.2-20 重要な地形・地質位置図

2.2.5 動物、植物、生態系の状況

(1) 動物の生息状況

事業実施区域及びその周囲の生息状況は、「福岡市環境配慮指針(改定版)」(平成28年9月 福岡市環境局)によると、以下に示すとおりである。

1) 哺乳類

事業実施区域及びその周囲における哺乳類の生息状況について、重要な種は確認されていない。

2) 両生類・爬虫類

事業実施区域及びその周囲における両生類・爬虫類の生息状況について、重要な種は確認されていない。

3) 鳥類

事業実施区域及びその周囲における鳥類の重要な種の生息状況は、表 2.2-34 及び図 2.2-21 に示すとおりである。

重要な種は、クロツラヘラサギ、カンムリカイツブリ、コアジサシ、ズグロカモメ、ダイシャクシギ、ハチクマ、ハヤブサ、ミサゴ、オオヨシキリ、キビタキ等の48種である。

表 2.2-34 事業実施区域及びその周囲の鳥類

目	科	種名	福岡市 環境配 慮指針	カテゴリー			
				環境省 RDB	福岡県 RDB	その他の指定状況	
カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ	●		NT		
コウノトリ	サギ	チュウサギ	●	NT	NT		
		カラシラサギ	●	NT	EN		
		アマサギ	●		NT		
		ササゴイ	●		NT		
	トキ	ヘラサギ	●	DD	EN		
		クロツラヘラサギ	●	EN	EN		
カモ	カモ	ツクシガモ	●	VU	NT		
		オシドリ	●	DD	NT		
		トモエガモ	●	VU	VU		
		シノリガモ	●		VU		
		ホオジロガモ	●		VU		
		アカハジロ	●	DD			
		マガン	●	NT		国指定天然記念物	
		ミコアイサ	●		VU		
タカ	タカ	ハイタカ	●	NT			
		ハチクマ	●	NT	NT		
		ミサゴ	●	NT			
	ハヤブサ	ハヤブサ	●	VU	VU		
		チドリ	シロチドリ	●	VU	NT	
			イカルチドリ	●		VU	
シギ	ウズラシギ	●		VU			
	ヘラシギ	●	CR	CR			
	シベリアオオハシシギ	●	DD				
	アカアシシギ	●	VU				
	カラフトアオアシシギ	●	CR	CR	国内希少野生動物種		
	ダイシャクシギ	●		VU			
	ホウロクシギ	●	VU	VU			
	オオジシギ	●	NT				
	オオソリハシシギ	●	VU	NT			
	オグロシギ	●		NT			
	ハマシギ	●	NT	NT			
	ツルシギ	●	VU				
	ミュビシギ	●		NT			
	セイタカシギ	セイタカシギ	●	VU			
	カモメ	ズグロカモメ	●	VU	VU		
		コアジサシ	●	VU	VU		
	スズメ	ウグイス	オオヨシキリ	●		NT	
			センダイムシクイ	●		VU	
ヒタキ		キビタキ	●				
		オオルリ	●		NT		
		コサメビタキ	●		DD		
ツリスガラ		ツリスガラ	●		NT		
サンショウクイ		サンショウクイ	●	VU	CR		
ツグミ		クログミ	●		NT		
ハト	ハト	アオバト	●			専門家の指摘*1	
アビ	アビ	シロエリオオハム	●		NT		
ツル	クイナ	クイナ	●		NT		

注) 出典: 福岡市環境配慮指針(改定版)(平成 28 年 9 月)

カテゴリー: 環境省 RDB: レッドデータブック 2014 - 日本の絶滅のおそれのある野生生物 - 2 鳥類(2014 年 9 月)

CR: 絶滅危惧 I A 類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)

EN: 絶滅危惧 I B 類(I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

VU: 絶滅危惧 II 類(絶滅の危険が増大している種)

NT: 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

福岡県 RDB: 福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011-植物群落・植物・哺乳類・鳥類-(平成 23 年 11 月)

CR: 絶滅危惧 I A 類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)

EN: 絶滅危惧 I B 類(I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

VU: 絶滅危惧 II 類(絶滅の危険が増大している種)

NT: 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

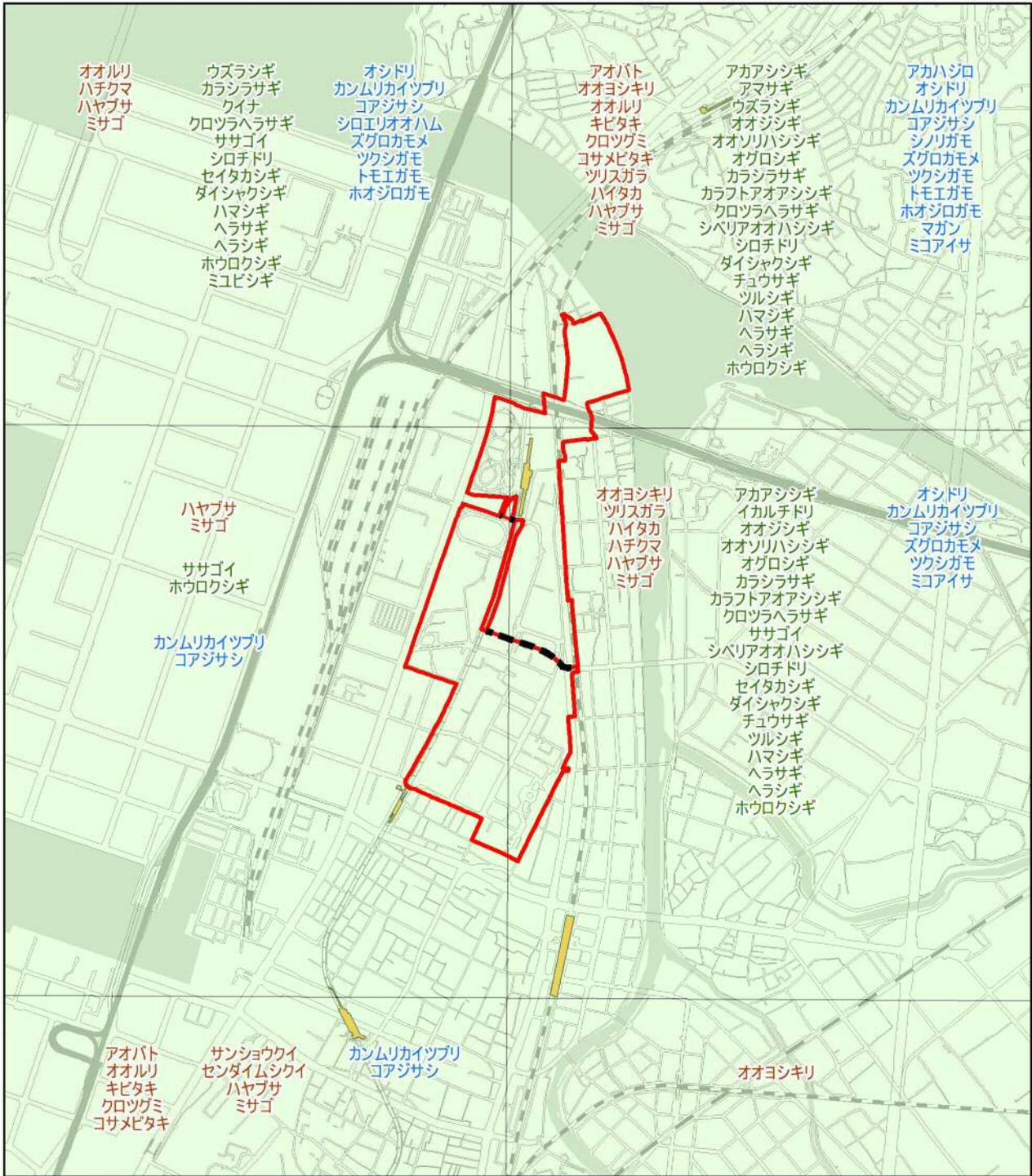
DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

天然記念物: 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律」において、国内希少野生動物種、国際希少野生動物種に該当する種及び亜種

専門家の指摘*1 福岡市では確認されることが少なくなった種



凡例

 事業実施区域	福岡都市高速	 鳥類
 北エリア・南エリア境界	駅	種名：陸鳥
	JR	種名：水辺鳥
	新幹線	種名：水鳥
	私鉄	
	地下鉄	

1:20,000
0 200 400 800メートル

出典：福岡市環境配慮指針（改定版）（平成28年9月、福岡市）

図 2.2-21 動物の分布状況（鳥類）

4) 昆虫類

事業実施区域及びその周囲における昆虫類の重要な種の生息状況は、「福岡市環境配慮指針(改定版)」(平成 28 年 9 月 福岡市環境局)によると、表 2.2-35 及び図 2.2-22 に示すとおりである。

重要な種は、ベニイトトンボ、アオヤンマの 2 種である。

表 2.2-35 事業実施区域及びその周囲の昆虫類

目	科	種名	福岡市 環境配 慮指針	カテゴリー		
				環境省 RDB	福岡県 RDB	その他の指定状況
トンボ	イトトンボ	ベニイトトンボ	●	NT		
	ヤンマ	アオヤンマ	●	NT	VU	

注) 出典: 福岡市環境配慮指針(改定版)(平成 28 年 9 月)

カテゴリー:

環境省 RDB: レッドデータブック 2014 - 日本の絶滅のおそれのある野生生物 - 5 昆虫類 (2015 年 2 月)

NT: 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

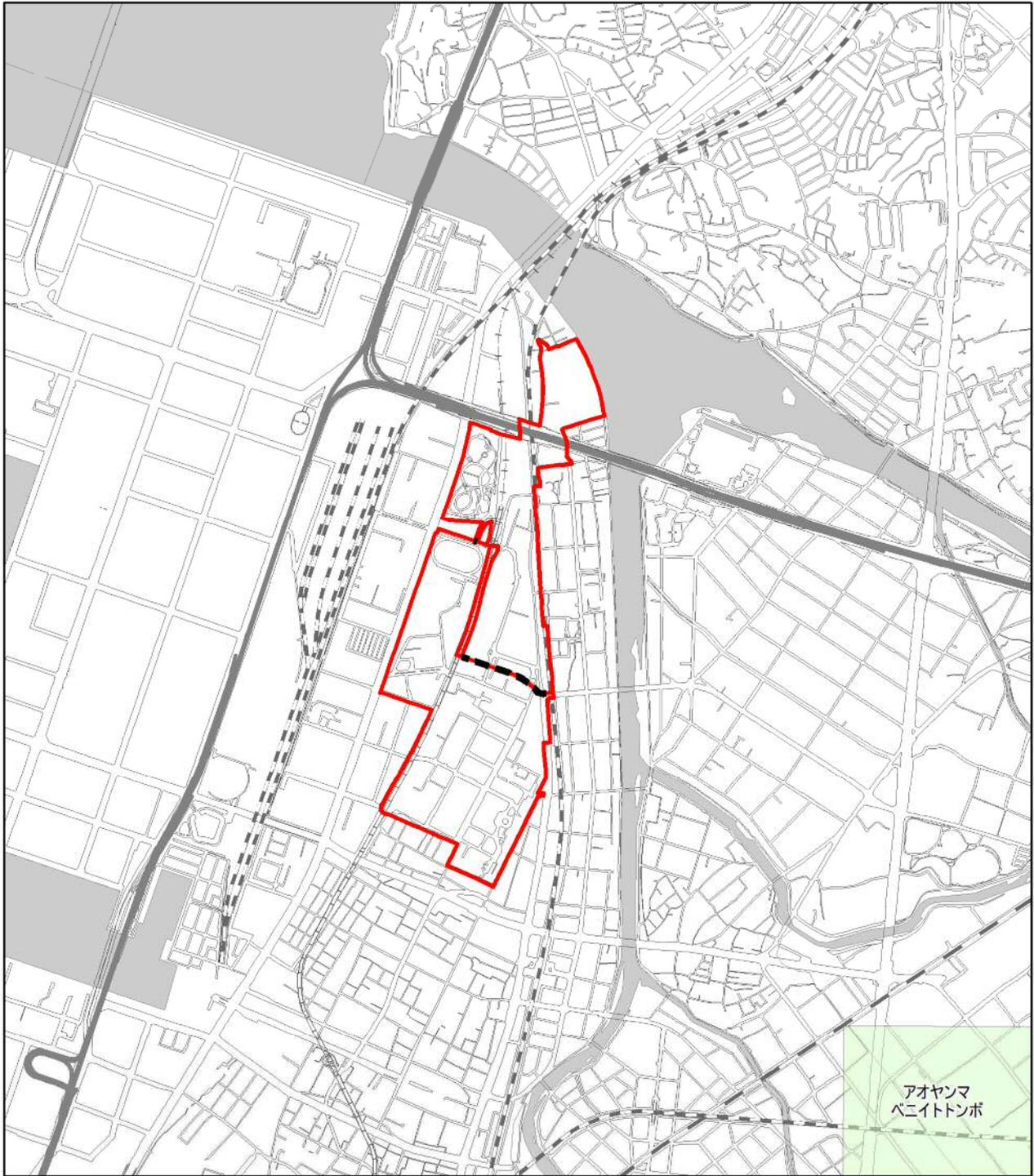
福岡県 RDB: 福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 - 爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等 - (平成 26 年 8 月)

VU: 絶滅危惧 II 類(絶滅の危険が増大している種)

その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況, 専門家の指摘

天然記念物: 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種



凡例

■ 事業実施区域

■ 北エリア・南エリア境界

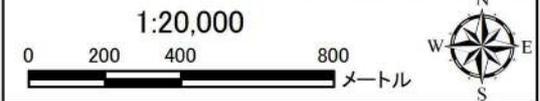
— 福岡都市高速

— JR

— 新幹線

— 私鉄

— 地下鉄



出典：福岡市環境配慮指針（改定版）（平成28年9月、福岡市）

図 2.2-22 動物の分布状況（昆虫類）

5) 魚類

事業実施区域及びその周囲における魚類の重要な種の生息状況は、「福岡市環境配慮指針(改定版)」(平成 28 年 9 月 福岡市環境局)によると、表 2.2-36 及び図 2.2-23 に示すとおりである。

重要な種は、アユ、エドハゼ、シロウオ、チワラスボ、トビハゼ、マサゴハゼ、ミナミメダカの 7 種である。

表 2.2-36 事業実施区域及びその周囲の魚類

目	科	種名	福岡市 環境配 慮指針	カテゴリー		
				環境省 RDB	福岡県 RDB	その他の指定状況
サケ	アユ	アユ	●		NT	
スズキ	ハゼ	エドハゼ	●	VU	VU	
		シロウオ	●	VU	NT	
		チワラスボ	●	EN	VU	
		トビハゼ	●	NT	VU	
		マサゴハゼ	●	VU	NT	
ダツ	メダカ	ミナミメダカ	●	VU	NT	

注)出典:福岡市環境配慮指針(改定版)(平成 28 年 9 月)

カテゴリー:

環境省 RDB:「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- 4 汽水・淡水魚類」(平成 27 年 2 月 環境省)

EN:絶滅危惧ⅠB類(ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

VU:絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)

NT:準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

福岡県 RDB:「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」(平成 26 年 8 月 福岡県)

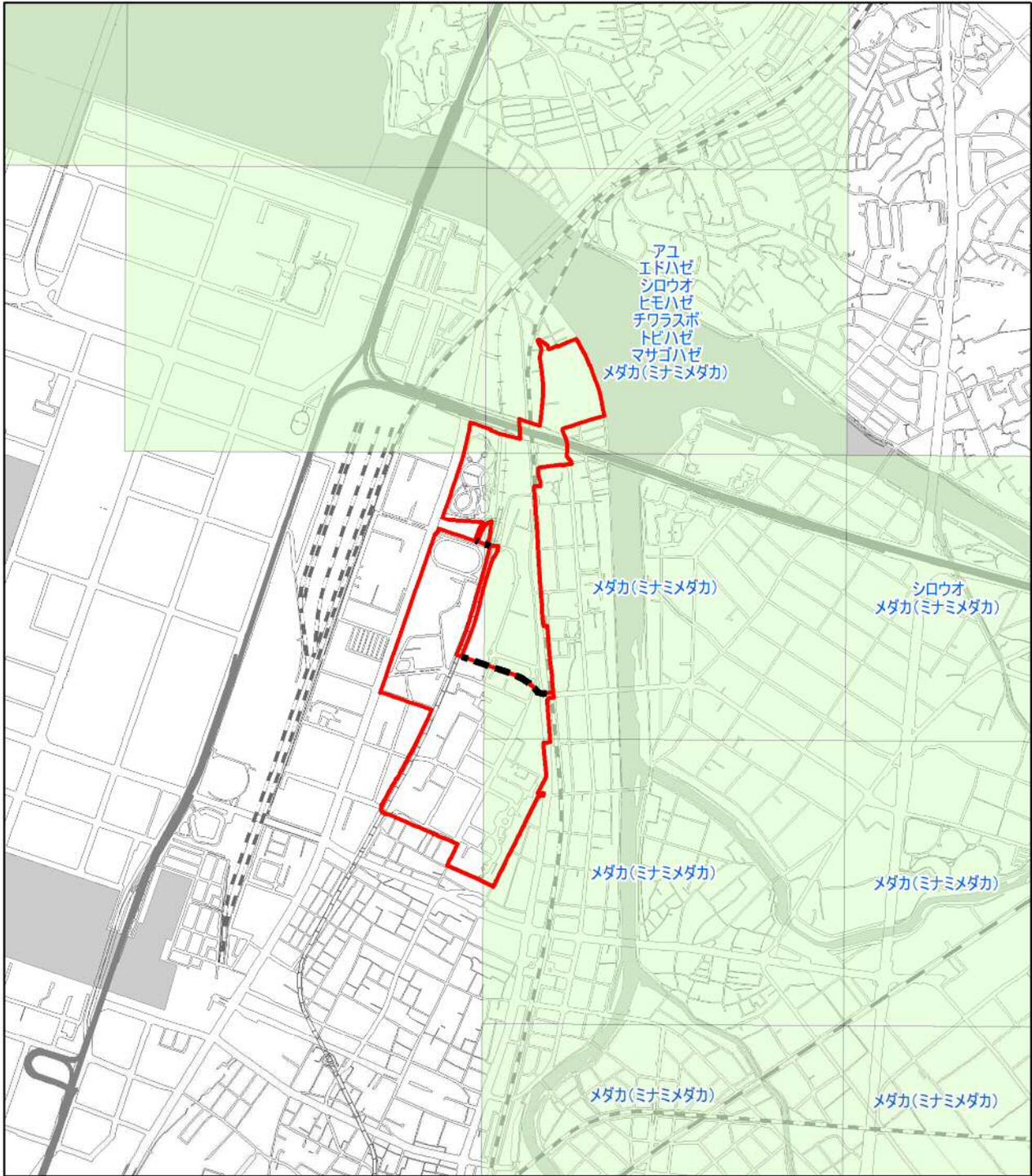
VU:絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)

NT:準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

その他の指定状況:天然記念物・種の保存法等の指定状況, 専門家の指摘

天然記念物:「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種



<p>凡 例</p> <p> 事業実施区域</p> <p> 北エリア・南エリア境界</p> <p> 福岡都市高速</p> <p> JR</p> <p> 新幹線</p> <p> 私鉄</p> <p> 地下鉄</p>	<p>1:20,000</p> <p>0 200 400 800</p> <p>メートル</p>	
<p>出典：福岡市環境配慮指針(改定版)(平成28年9月、福岡市) 平成30年6月確認</p>		

図 2.2-23 動物の分布状況(魚類)

6) 貝類、甲殻類その他

事業実施区域及びその周囲における貝類、甲殻類その他の重要な種の生息状況は、「福岡市環境配慮指針(改定版)」(平成28年9月 福岡市環境局)によると、表2.2-37~38及び図2.2-24に示すとおりである。

重要な種は、貝類はヒロクチカノコ、ウミニナ、オカミミガイ、クリイロカワザンショウ、テリザクラ、ワカウラツボ、ウネナシトマヤガイの7種である。

また、甲殻類その他は、アリアケガニ、オサガニ、ハクセンシオマネキ、ハマガニ、ヒメアシハラガニ、クシテガニ、ウモレベンケイガニ、ベンケイガニの8種である。

表 2-2-37 事業実施区域及びその周囲の貝類

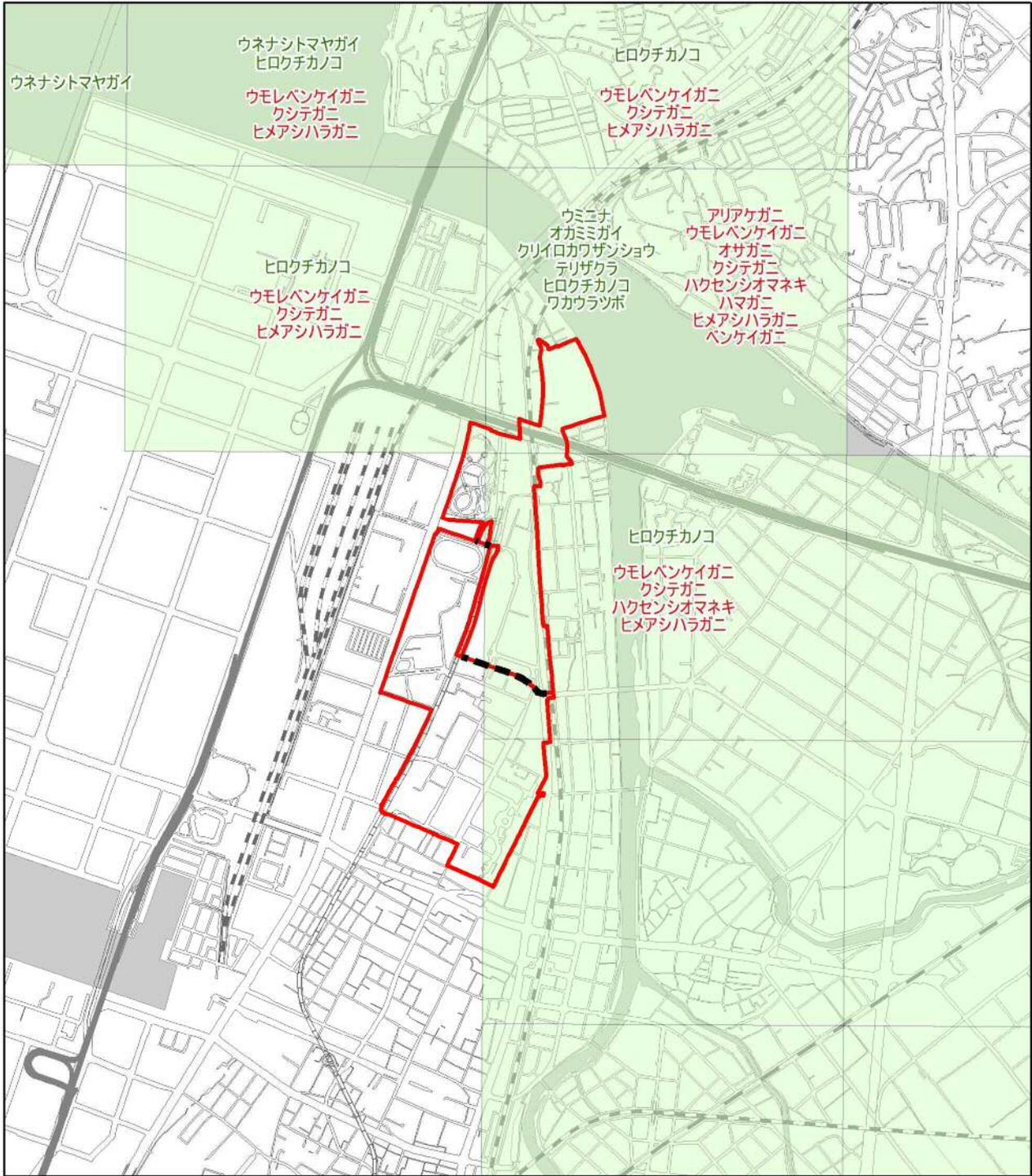
目	科	種名	福岡市 環境配 慮指針	カテゴリー		
				環境省 RDB	福岡県 RDB	その他の 指定状況
アマオブネガイ	アマオブネガイ	ヒロクチカノコ	●	NT	VU	
新生腹足	ウミニナ	ウミニナ	●	NT	NT	
	カワザンショウ	クリイロカワザンショウ	●	NT	NT	
	ワカウラツボ	ワカウラツボ	●	VU	NT	
異鰓	オカミミガイ	オカミミガイ	●	VU	VU	
ザルガイ	ニッコウガイ	テリザクラ	●	VU	VU	
マルスダレガイ	フナガタガイ	ウネナシトマヤガイ	●	NT		

注) 出典: 福岡市環境配慮指針(改定版)(平成28年9月)
 カテゴリー: 環境省 RDB: レッドデータブック 2014 - 日本の絶滅のおそれのある野生生物 - 6 貝類 (2014年9月)
 VU: 絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)
 NT: 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)
 福岡県 RDB: 福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 - 爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等 - (平成26年8月)
 VU: 絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)
 NT: 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)
 その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘
 天然記念物: 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種

表 2-2-38 事業実施区域及びその周囲の甲殻類その他

目	科	種名	福岡市 環境配 慮指針	カテゴリー		
				環境省 RDB	福岡県 RDB	その他の 指定状況
十脚	アリアケガニ	アリアケガニ	●		EN	
	ベンケイガニ	ウモレベンケイガニ	●		VU	
		ベンケイガニ	●		NT	
		クシテガニ	●		NT	
	オサガニ	オサガニ	●		NT	
	スナガニ	ハクセンシオマネキ	●	VU	VU	
	モクズガニ	ハマガニ	●		NT	
		ヒメアシハラガニ	●		NT	

注) 出典: 福岡市環境配慮指針(改定版)(平成28年9月)
 カテゴリー: 環境省 RDB: レッドデータブック 2014 - 日本の絶滅のおそれのある野生生物 - 7 甲殻類その他 (2014年9月)
 VU: 絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)
 福岡県 RDB: 福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 - 爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等 - (平成26年8月)
 EN: 絶滅危惧ⅠB類(ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)
 VU: 絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)
 NT: 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)
 その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘
 天然記念物: 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種



凡例

■ 事業実施区域

--- 北エリア・南エリア境界

— 福岡都市高速

— JR

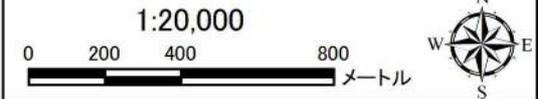
— 新幹線

— 私鉄

— 地下鉄

種名：貝類

種名：甲殻類その他



出典：福岡市環境配慮指針(改定版)(平成28年9月、福岡市)

図 2.2-24 動物の分布状況(貝類、甲殻類その他)

(2) 植物の生育状況

事業実施区域及びその周囲の植生の状況は、図 2-2-25 に示すとおり、公園、市街地、緑の多い市街地である。

なお、多々良川河口には、ヨシ群落が分布している。

植物の重要な種及び群落の生育状況は、「福岡市環境配慮指針(改定版)」(平成 28 年 9 月福岡市環境局)によると、表 2-2-39 及び図 2.2-26 に示すとおりであり、重要な種はイソホウキギ、カワヂシャ、コギシギシ、シバナ、ハマサジ、ウラギク、フクドの 7 種であり、貴重・希少植物群落はミミズバイースダジイ群集、ムサシアブミータブノキ群集の 2 群落及びヨシクラスである。

表 2.2-39 事業実施区域及びその周囲の植物

科	種名	福岡市 環境配 慮指針	カテゴリー		
			環境省 RDB	福岡県 RDB	その他の 指定状況
アカザ	イソホウキギ	●		VU	
ゴマノハグサ	カワヂシャ	●	NT	NT	
タデ	コギシギシ	●	VU	VU	
シバナ	シバナ	●	NT	EN	
イソマツ	ハマサジ	●	NT	VU	
キク	ウラギク	●	NT	EN	
	フクド	●	NT	VU	

注) 出典: 福岡市環境配慮指針(改定版)(平成 28 年 9 月)

カテゴリー: 環境省 RDB: レッドデータブック 2014 - 日本の絶滅のおそれのある野生生物 - 8 植物 1 (2015 年 3 月)

レッドデータブック 2014 - 日本の絶滅のおそれのある野生生物 - 9 植物 2 (2015 年 2 月)

VU: 絶滅危惧 II 類(絶滅の危険が増大している種)

NT: 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

福岡県 RDB: 福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 - 植物群落・植物・哺乳類・鳥類 - (平成 23 年 11 月)

EN: 絶滅危惧 I B 類(I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

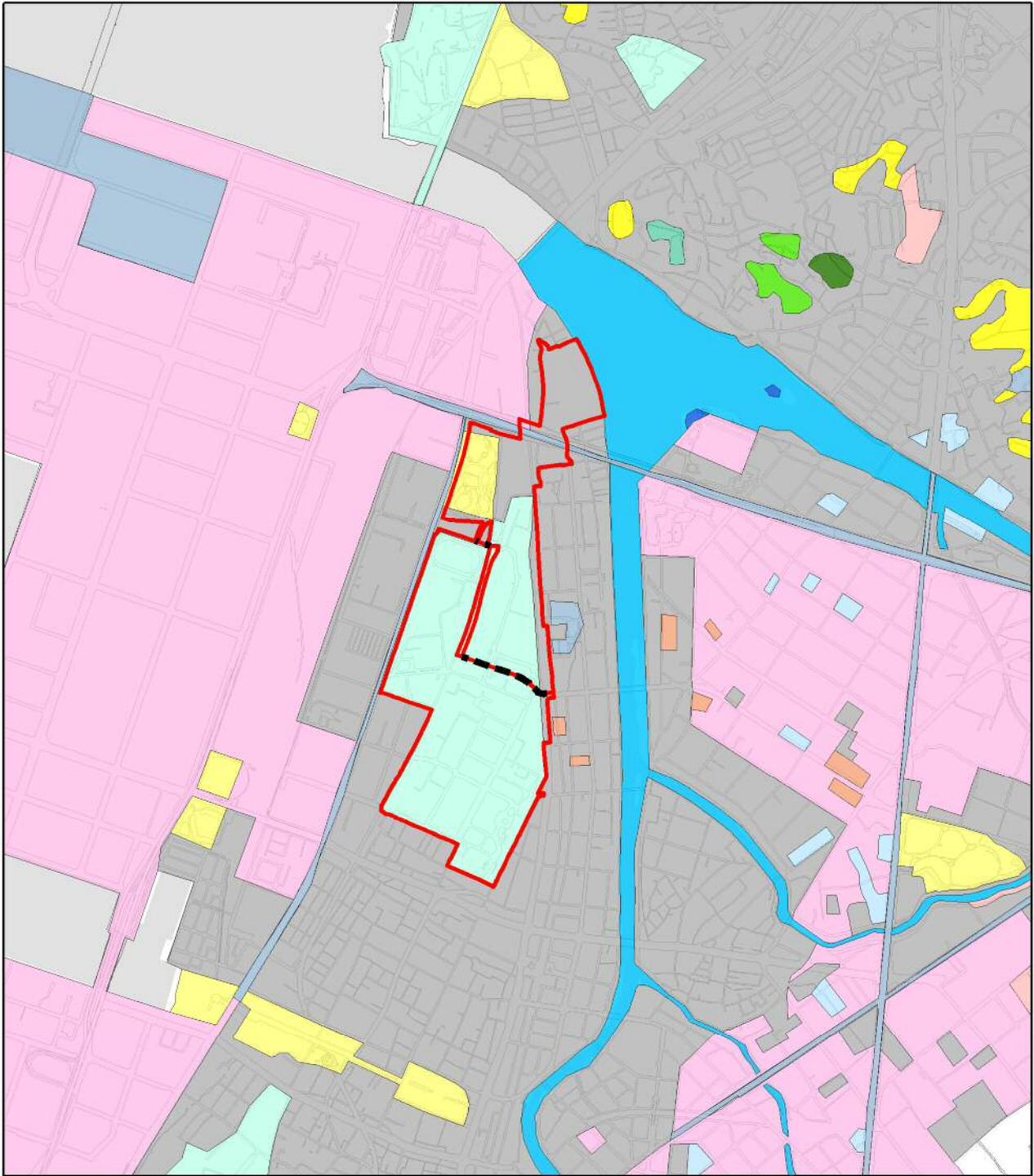
VU: 絶滅危惧 II 類(絶滅の危険が増大している種)

NT: 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

その他の指定状況: 天然記念物・種の保存法等の指定状況、専門家の指摘

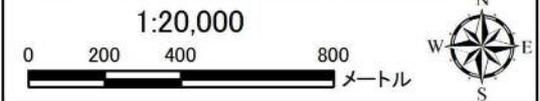
天然記念物: 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種



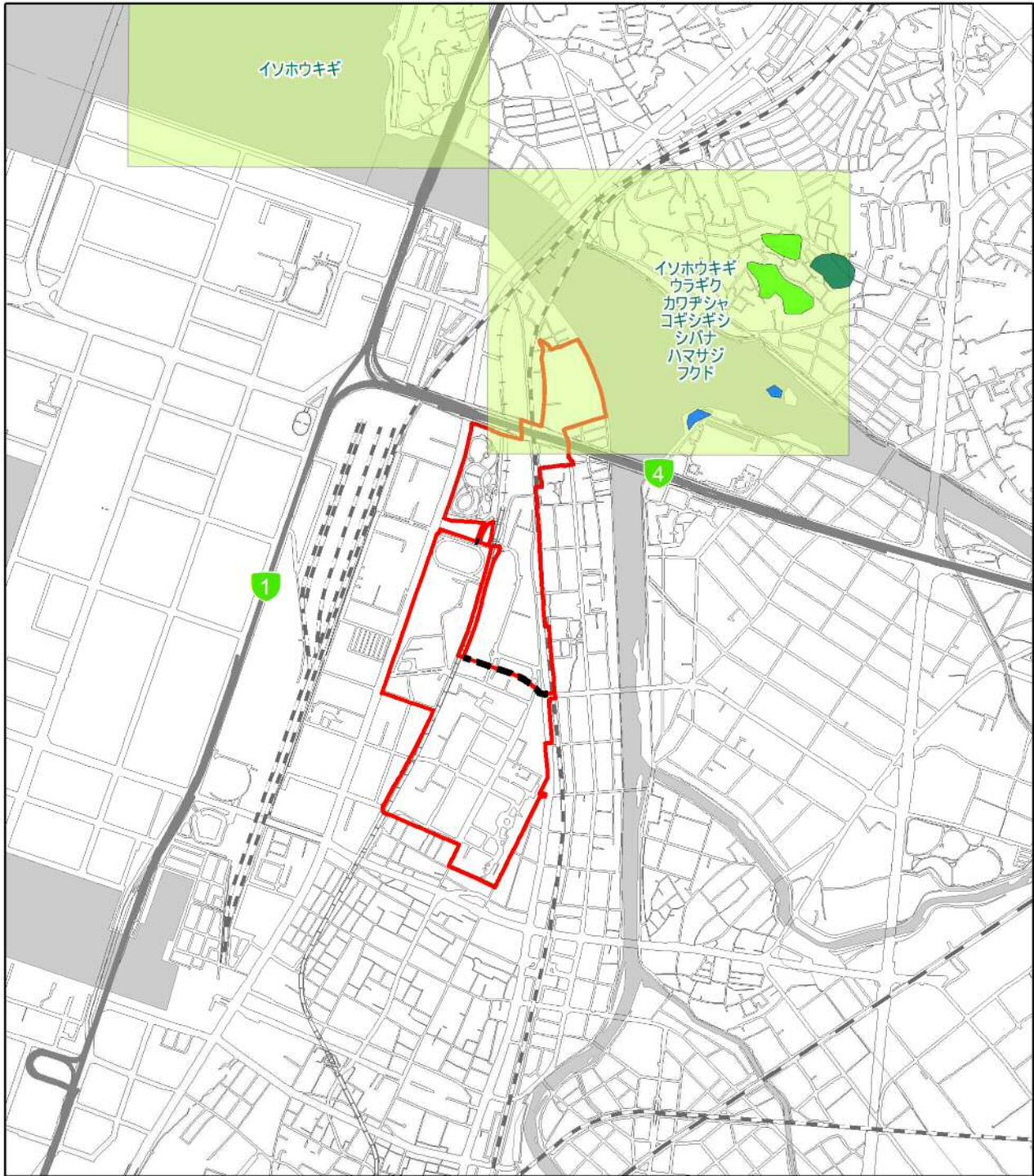
凡 例

- | | | | |
|--|--|--|---|
| 事業実施区域 | ミズバイ-スタジイ群集 | 竹林 | 公園・墓地等 |
| 北エリア・南エリア境界 | タブ-ムサシアブミ群集 | 畑雑草群落 | 工場地帯 |
| | シイ-カシ二次林 | 水田雑草群落 | 造成地 |
| | 路傍・空地雑草群落 | 市街地 | 開放水域 |
| | ヨシクラス | 緑の多い市街地 | 自然裸地 |



出典：平成 25 年度 自然環境調査(植生)報告書(平成 26 年 3 月 福岡市環境局)

図 2.2-25 現存植生図



凡 例

■ 事業実施区域

■ 北エリア・南エリア境界

— 福岡都市高速

— JR

— 新幹線

— 私鉄

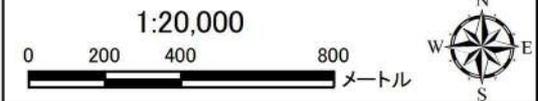
— 地下鉄

貴重・希少植物群落

■ ミズバイ-スダジイ群集

■ ムサシアブミ-タブノキ群集

■ ヨシクラス



出典：福岡市環境配慮指針(改定版)(平成28年9月、福岡市)

図 2.2-26 植物及び群落の分布状況

(3) 生態系の状況

事業実施区域及びその周囲における生態系は、各文献^{注1)}の引用により生物の生育・生息基盤環境について、地形、地質、土壌、植生、土地利用形態等の観点から類型区分を行い、表 2.2-40 に示す。

事業実施区域及びその周囲は、広く分布する「市街地」、「二次林」、「河川汽水域」に区分され、各環境類型区分の代表的な生物種を、文献(福岡市環境配慮指針(改定版)平成 28 年 9 月)の引用により表 2.2-41 に示す。

「市街地」は、植栽等の植物並びにアブラコウモリ、イタチ、ノネコ、アマガエル、ヤモリ、カナヘビ、スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ、メダカ、アメリカザリガニ等の動物が抽出される。

「二次林」は、タブ群落、シイ-カシ萌芽林等の植物並びにアブラコウモリ、イタチ、ノネコ、ヤマカガシ、スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ等の動物が抽出される。

「河川汽水域」は、ヨシ群落、塩生植物群落等の植物並びにミシシippアカミミガメ、コサギ、マガモ、コアジサシ、シロウオ、トビハゼ、ヤマトオサガニ等の動物が抽出される。

注 1) 文献の内訳は以下の通り。

地形、地質、土壌：「土地分類基本調査図」昭和 59 年 3 月 国土庁土地局国土調査課

植生、土地利用形態：「平成 25 年度自然環境調査(植生)報告書」平成 26 年 3 月 福岡市環境局

表 2.2-40 事業実施区域及びその周囲の自然環境の類型区分

類型区分	市街地	二次林	河川汽水域
地形区分	海浜砂丘、砂浜、平野(三角州)、埋立地	丘陵地	港、河川
地質区分	砂(海浜砂層)、砂・泥・礫(沖積層)	砂岩・シルト岩	—
土壌区分	市街地その他	乾性褐色森林土・赤色系	—
植生区分	緑の多い市街地、市街地、公園・墓地等、工場地帯	タブ群落、シイ-カシ萌芽林	ヨシ群落、開放水面

表 2.2-41 事業実施区域及びその周囲における類型区分毎の代表的な生物種

	市街地	二次林	河川汽水域
植物	植栽	タブ群落、シイ-カシ萌芽林	ヨシ群落、塩生植物群落
ほ乳類	アブラコウモリ、イタチ、ノネコ		—
両生類・は虫類	アマガエル、ヤモリ、カナヘビ	ヤマカガシ	ミシシippアカミミガメ
鳥類	スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ		コサギ、マガモ、コアジサシ
昆虫類	アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ		—
魚類	メダカ	—	シロウオ、トビハゼ
底生動物	アメリカザリガニ	—	ヤマトオサガニ

(4) 特定外来生物の状況

福岡市ではこれまで特定外来生物は、表 2. 2-42(1)～(2)に示す哺乳類 1 種、両生類 1 種、鳥類 2 種、魚類 3 種、クモ類 2 種、サソリ類 1 種、昆虫類 2 種、植物 6 種が確認されている。(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-chosei/hp/sizenkankyou/gairaiseibutuhou04048.html>)

これらのうち、人への危害の可能性があり、事業実施区域周辺で確認されているセアカゴケグモ・ハイイロゴケグモ(以下、ゴケグモ類という。)の発見情報等が福岡市のホームページで提供されている。(https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seikatsueisei/life/kurashinoeisei/seakagokegumo_2_2_2_2.html#06)

福岡市におけるセアカゴケグモは、平成 19 年 10 月に福岡市内のアイランドシティコンテナターミナルで初めて発見された後、平成 20 年 9 月には東区の「みなと 100 年公園」他でも発見され、現在では生息範囲が拡がり福岡市全区で確認されている。事業実施区域及びその周囲においては、箱崎小校区、東箱崎小校区、筥松小校区、松島小校区での生息が確認され、駆除の報告もなされている。

また、セアカゴケグモと同類のハイイロゴケグモについては、平成 20 年 9 月 29 日に「みなと 100 年公園」で福岡市内で初めて発見された。

福岡市におけるゴケグモ類の最新の発見状況は、図 2. 2-27 に示すとおりである。なお、ゴケグモ類の発見情報は、前述の福岡市ホームページで情報提供されている。

表 2. 2-42(1) 福岡市で確認された特定外来生物一覧

分類	名称	備考
哺乳類	アライグマ	ペットとして飼育されていた個体が逃げ出したり捨てられたりして国内に定着し、各地で農業被害や生活被害が発生している。
両生類	ウシガエル	食用として各地で放逐され、国内に広く定着している。大型できわめて捕食性が強く、口に入る大きさであれば、ほとんどの動物がエサとなる。
鳥類	ソウシチョウ	飼育が容易で、姿が美しく、声がきれいなため、多数の個体が飼育された。また、伝統的な化粧製品であるウグイスの糞粉の代替品として飼育されていた。それらの個体が逸出したり大量に放たれたりして野生化したとされる。本種と生息環境が類似するウグイスなどの鳥類や、捕食される小動物等への影響が懸念される。
鳥類	ガビチョウ	飼育個体の逃亡や故意の放出が野外への定着の主因である。羽色は焦げ茶が主体で、比較的地味。大きく、複雑な音色でよくさえずる。今後、個体数が増加すれば、在来種を駆逐する恐れがある。
魚類	カダヤシ	ボウフラ(蚊の幼虫)退治のため各地に放流され、定着している。各地でメダカと競合し、駆逐している。メダカに似ているが、尾ひれが丸く、シリビレの基部(下部後方にあるヒレ)が短い。
魚類	ブルーギル	釣り魚や観賞魚として持ち込まれ、各地の湖沼やため池、堀などに侵入・定着し、優先魚種の 1 種になっている。雑食性で様々な生物を捕食し、生態系の影響や、漁業被害の可能性も示唆されている。
魚類	オオクチバス	コクチバスとあわせ、通称ブラックバスと呼ばれる。釣り魚として人気種であり、各地で意図的な放流が行われてきた可能性も指摘されている。一部の観賞魚店では販売もされていた。オオクチバスが定着・急増した湖沼やため池では、捕食や競争により在来種にさまざまな影響を及ぼしている。

出典：福岡市ホームページ(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-chosei/hp/sizenkankyou/gairaiseibutuhou04048.html>)

表 2.2-42(2) 福岡市で確認された特定外来生物一覧

分類	名称	備考
クモ類	セアカゴケグモ	貨物や資材にまぎれて持ち込まれたと考えられる。 メスには毒がある。
クモ類	ハイイロゴケグモ	貨物や資材にまぎれて持ち込まれたと考えられる。 メスには毒がある。
サソリ類	キョクトウサソリ科	貨物や資材にまぎれて持ち込まれたと考えられる。 尾端に毒針がある。
昆虫類	ヒアリ	貨物や資材にまぎれて持ち込まれたと考えられる。 腹部に毒針がある。
昆虫類	アカカミアリ	貨物や資材にまぎれて持ち込まれたと考えられる。 腹部に毒針がある。 ヒアリと同様に、刺されると強い痛みを伴い、アレルギー症状がひどくなると重症化することがある。
植物	オオキンケイギク	観賞用や緑化のために持ち込まれた。強靱なため、一度定着すると在来の野草を駆逐してしまう。
植物	オオフサモ	1920年頃にドイツ人が持参し、野生化した。 抽水植物(根は水底の土壌中にあり、茎や葉の一部が水面上で育成)で、湖沼・河川・池・水路などの浅水中に群生する。大繁茂し、水流を妨げたり、在来種と競争して駆逐したりするとされている。
植物	ボタンウキクサ	観賞魚の浮き草等として熱帯魚店、ペットショップ、園芸店、ホームセンターなどで広く流通・販売があった。 浮遊性の水草で、水面を覆い尽くし、水中の光や酸素不足から他の植物や魚介類への影響が指摘されている。水路の通水障害も引き起こす。
植物	アレチウリ	輸入大豆に種子が混入していたためとされる。近年は輸入飼育用の穀物に混入し、全国の飼料畑や河川敷で多くみられる。 全国で大繁茂し、河原の固有種との競合や駆逐のおそれがある。 ※福岡市では、平成18年度の調査で一度発見されているが、平成23年度の調査では発見されず、定着状況は不明
植物	ブラジルチドメグサ	魚の飼育用や観賞用として輸入され、ペットショップやインターネット上で市販されていた。 泥に根を張って生活するとともに、水面を浮遊して分布を拡大する。水面を覆い尽くし、水中の光や酸素不足から他の植物や水生生物への影響のおそれが指摘されている。
植物	ナルトサワギク	開花期はほぼ一年中であり成長段階の早い時期でも開花結実する。 急速に分布を拡大し、在来種と競合するおそれがある。 アルカロイドの一種であるセネシオニンやセネシオフィリンなどを含むため、家畜等の草食動物に対して有毒である。

出典：福岡市ホームページ (<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-chosei/hp/sizenkankyou/gairaiseibutuhou04048.html>)

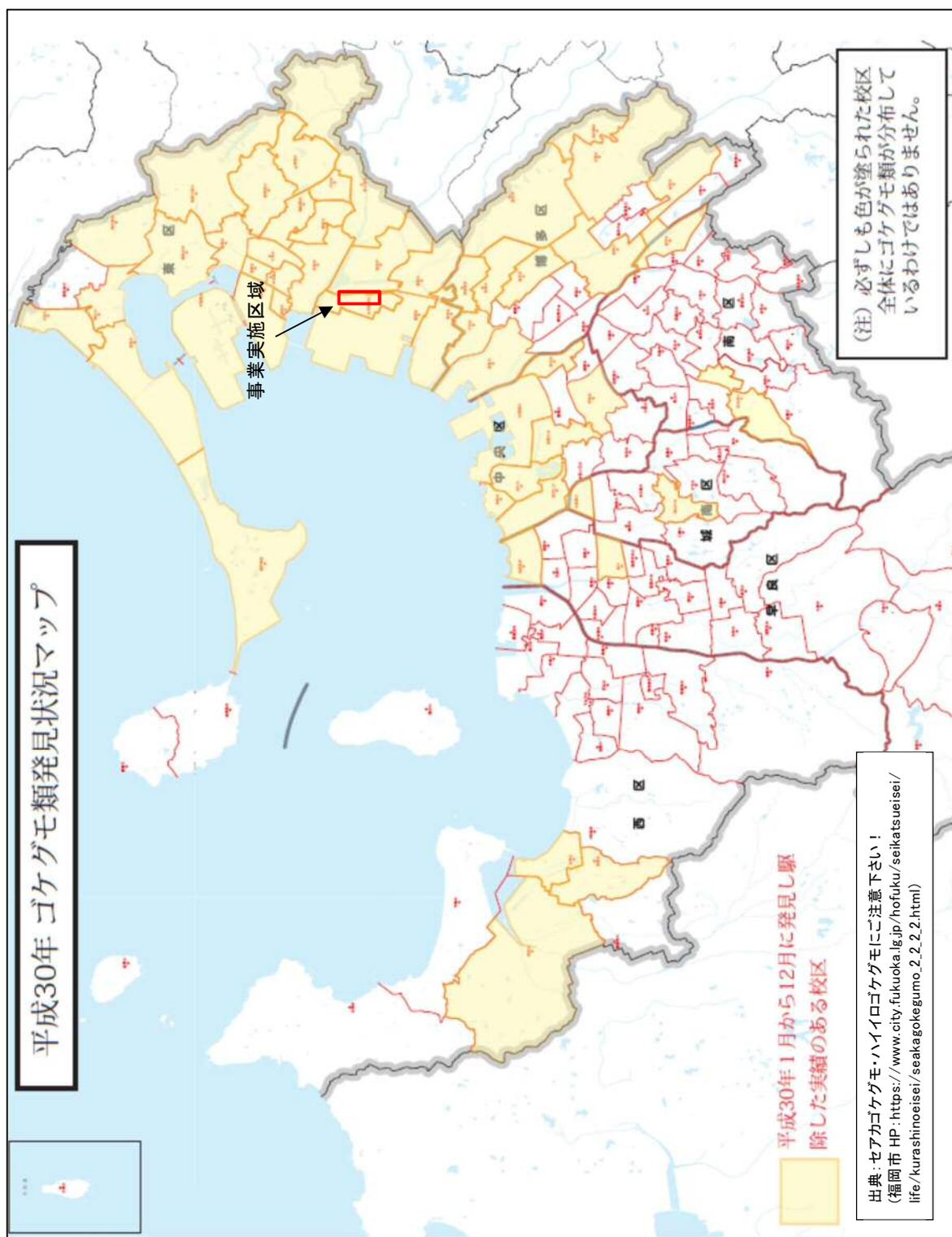


図 2.2-27 ゴケグモ類発見状況マップ (平成30年1月～平成30年12月)

(5) 専門家のヒアリング

事業実施区域及びその周囲における動物、植物、生態系の状況について、当該地域に詳しい専門家にヒアリングを行った。ヒアリング対象者を表 2.2-43、ヒアリング結果を表 2.2-44(1)～(4)に示す。

表 2.2-43 ヒアリング対象者

対象者	所属機関の属性	主な専門分野・研究対象
専門家 A	大学	園芸学
専門家 B	大学	魚類学
専門家 C	地元研究者	鳥類
専門家 D	大学	基礎生物学
専門家 E	大学	昆虫学
専門家 F	大学	植物、生態学、生物多様性保全
専門家 G	大学	動物学、動物発生学、細胞生物学

表 2.2-44(1) ヒアリング結果

対象者	項目	ヒアリング結果
専門家 A	植物	<ul style="list-style-type: none"> ・農学部の敷地に、貴重な竹や重要な種があると聞いている。 ・宇美川への影響について、工事中及び供用後に排水がある場合、モニタリングが必要である。また、水の流れが変わると、塩生湿性植物への影響が考えられる。 ・昆虫が利用する食樹等について、九州大学で詳細の調査を行っている。 ・樹木の保存について、地元の意向を聞きながら将来のまちづくり等で活用していくべき。また、生態系の保全ゾーンも創るべきである。
専門家 B	水生生物	<ul style="list-style-type: none"> ・宇美川、多々良川の河口の干潟には、ハゼ類が生息している。具体的には、チクゼンハゼ、エドハゼ、マサゴハゼ、タビラクチなど。このうち、エドハゼ、マサゴハゼ、タビラクチは干潟に産卵区域がある。 ・ヨシ原は、多々良川右岸と東部水処理センター付近の左岸にあり、距離は離れている。 ・ニッポンバラタナゴは多々良川水系で近年確認していないが全くいないというわけではない。上流の猪野川のタナゴ類はタイリクバラタナゴであった。事業実施区域周辺は汽水域だから分布はしていない。 ・多々良川河口干潟には、クロツラヘラサギ等水鳥の餌生物がある。 ・工事中の濁水の排水や干潟の改変に繋がる工事は行うべきではない。 ・中学校跡地等に重要な種を集めたビオトープができればいいと思う。

表 2.2-44(2) ヒアリング結果

対象者	項目	ヒアリング結果
専門家 C	鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・宇美川は博多湾に直接流れていたものを、箱崎方面へ曲げ多々良川下流へ合流するように造られた河川であり箱崎キャンパスの地盤は砂質である。 ・上流から流れてくる土砂は多々良川より宇美川のほうが多く、多々良川と宇美川の合流点は、過去掘削除去している。 ・東部水処理センター付近の水辺に塩生湿性植物を移植した。 ・毎年冬場に東部水処理センター付近でバードウォッチングを行っており、2 時間程度で 50 種類の鳥を確認できる。 ・和白干潟、人工島、あいたか橋北側の緑地等とのつながりを見ながら、ネットワークに配慮すべきと考えている。 ・人工島周辺のガンカモ類が減ったと言われているが、この地域だけではなく、渡り鳥のルート上の他国の状況も考えるべき。例えば、クロツラヘラサギは国内では増えているが、韓国では減っており、これは生息環境の変化によるものと考えられる。 ・工事中、一般的に鳥類は回避行動を取る。 ・猛禽類で工事中の大きな音で繁殖行動をやめる種もいる。 ・クロツラヘラサギ等渡り鳥の移動ルートは箱崎キャンパスの上空を通過するのではなく、宇美川河口及び多々良川河口の方向へ川に沿って飛んでいくことから、影響は小さいと考えている。 ・工事の際は、コチドリ、シロチドリ、コアジサシなどの水鳥の繁殖場所や時期を把握し、工事の時期を調整するなどの配慮が必要。また、貝塚公園については、シジューカラ、コゲラ、ヤマガラなどの繁殖場所や時期を把握する必要がある。
専門家 D	哺乳類	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査で哺乳類を確認していくしかないが、重要種としてイタチ(準絶滅危惧)、カヤネズミ(絶滅危惧Ⅱ類)、コウモリ類(テングコウモリ:絶滅危惧Ⅱ類)が考えられる。 ・イタチは、ほぼチョウセンイタチと考えられるが、ニホンイタチとの区別は糞のDNA鑑定で確認できる。 ・「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」(平成 23 年 11 月、福岡県)によると、アナグマは重要な種の対象外となった。 ・陸域生態系として、周辺の風致地区や公園等と結びつく地域のエコロジカルネットワークがあればいいと思う。

表 2.2-44(3) ヒアリング結果

対象者	項目	ヒアリング結果
専門家 E	昆虫類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域に分布する主な重要な昆虫類として、ミカドアゲハ、トラフカミキリ(福岡県絶滅危惧Ⅱ類)、ベニイトトンボ(環境省準絶滅危惧)、ハルゼミ(福岡県準絶滅危惧)が挙げられる。 ・昆虫類の食樹等は、ミカドアゲハについては、タイサンボク、タイワンオガタモノキ、トラフカミキリについてはクワ、ベニイトトンボは防火水槽等である。 ・ミカドアゲハについては、地区内で保全できればよいが、近年は市内でも増加傾向にあり、必ずしも保全が必要ということではない。 ・昆虫類を保全するには、発生木と吸蜜植物などの餌植物がセットになった環境が必要であり、(現在の環境を)そのまま残すことが望ましい。新たに生息環境を整備したとしても、(昆虫類が)定着するとは限らない。 ・箱崎キャンパス内の昆虫類相は、周辺とは異なる特殊な昆虫類相となっている。特に外来の植物では外来の昆虫類が確認されることが多い。また、外来性の昆虫類等としては、セアカゴケグモ等がキャンパス内で確認されている。 ・生態系としては、平地の松林にいる海浜性の昆虫相である。 ・海浜性の種としては、スナゴミムシダマシ、ヨコバイ類が挙げられる。 ・コウボウムギがあれば、スナヨコバイ(環境省準絶滅危惧、福岡県準絶滅危惧)が生息している可能性が高い。 ・多々良川河口の汽水域のヨシ原にヨドシロヘリハンミョウ(環境省絶滅危惧Ⅱ類、福岡県絶滅危惧ⅠB類)が生息している記録がある。 ・多々良川河口汽水域と事業実施区域では、昆虫類については生息環境が大きく異なるので、生態系構成種の交流はない。

表 2.2-44(4) ヒアリング結果

対象者	項目	ヒアリング結果
専門家 F	植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域に分布する主な重要な植物として、イヌドクサが挙げられる。多々良川河口の土手にも分布している。 ・ウマノスズクサ(環境省、福岡県は指定なし。市環境配慮指針に記載なし。ジャコウアゲハの食草)がキャンパス内の松林で確認した。 ・重要な植物ではないが、ツルボは研究のため日本各地から集めて植えていると思われる。 ・特徴的な植生としては、小松門南側の二次林が挙げられる。本植生はキャンパス内では唯一の自然に近い植生である。また、植栽ではあるがまとまった植生としては、中央図書館横の六角堂周辺、地蔵の森が挙げられる。 ・農学部周辺の植生は、ほとんどが植栽である。 ・もともと砂地であり、ハマヒルガオが多く見られる。また、外来種であるコバンソウ、ルリハコベも確認している。 ・汽水域の植生としては目立ったものは確認していないが、博多湾に面する地域にはシバナ群落やハマサジ、ウラギクが多く見られる。 ・キャンパス内の哺乳類は、タヌキ、チョウセンイタチ(恐らく)、両生類のカスミサンショウウオ(環境省・福岡県の絶滅危惧Ⅱ類)が挙げられる。 ・アブラコウモリ(哺乳類)、ヤモリ(爬虫類)も多く見られる。 ・鳥類は、冬の渡り鳥であるジョウビタキ、ヒヨドリ、ムクドリ類が挙げられる。 ・箱崎キャンパスは緑が多い地区であり、まちづくりを進める上で、植被率の設定、実がなる樹木の植樹が必要と考えている。これにより、鳥類を呼び込み、外来種の進入を抑制できると考えられる。 ・造成時の注意点として、客土すると土壌中の窒素等栄養塩が増えセイタカアワダチソウが出てくる。もともと砂地であることを踏まえ、貧栄養環境(砂地)を維持したほうがよい。
専門家 G	哺乳類	<ul style="list-style-type: none"> ・九州大学に生息する哺乳類は、チョウセンイタチ(外来種)、アブラコウモリ(イエコウモリ)である。 ・アブラコウモリは事業実施区域だけでなく福岡市内に広く分布する。 ・農学部の貝塚園場にまとまった森林がある。 ・その他の哺乳類として、ノネズミ、ドブネズミは確認しているがアカネズミはいない。また、アライグマもいないと思われる。 ・小型のシャーマントラップは、アカネズミは生息していないのであまり意味がない。クマネズミなどは大型のシャーマントラップがよい。 ・夜間自動撮影による調査を検討した方がよい。

2.2.6 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

1) 主要な眺望点

事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点の状況を、表 2.2-45 及び図 2.2-28 に示す。

事業実施区域を見渡すことができ、かつ、「不特定多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、多々良川緑地、地蔵松原公園、汐井公園(野球場)の3箇所である。

表 2.2-45 主要な眺望点

区 分	名 称
主要な眺望点	多々良川緑地
	地蔵松原公園
	汐井公園(野球場)

出典：福岡県観光情報クロスロードふくおか((公社)福岡県観光連盟)
注)平成 28 年 12 月時点の HP 掲載分で現状とは異なる。

2) 景観資源

事業実施区域及びその周囲の景観資源の状況を、表 2.2-46 及び図 2.2-28 に示す。

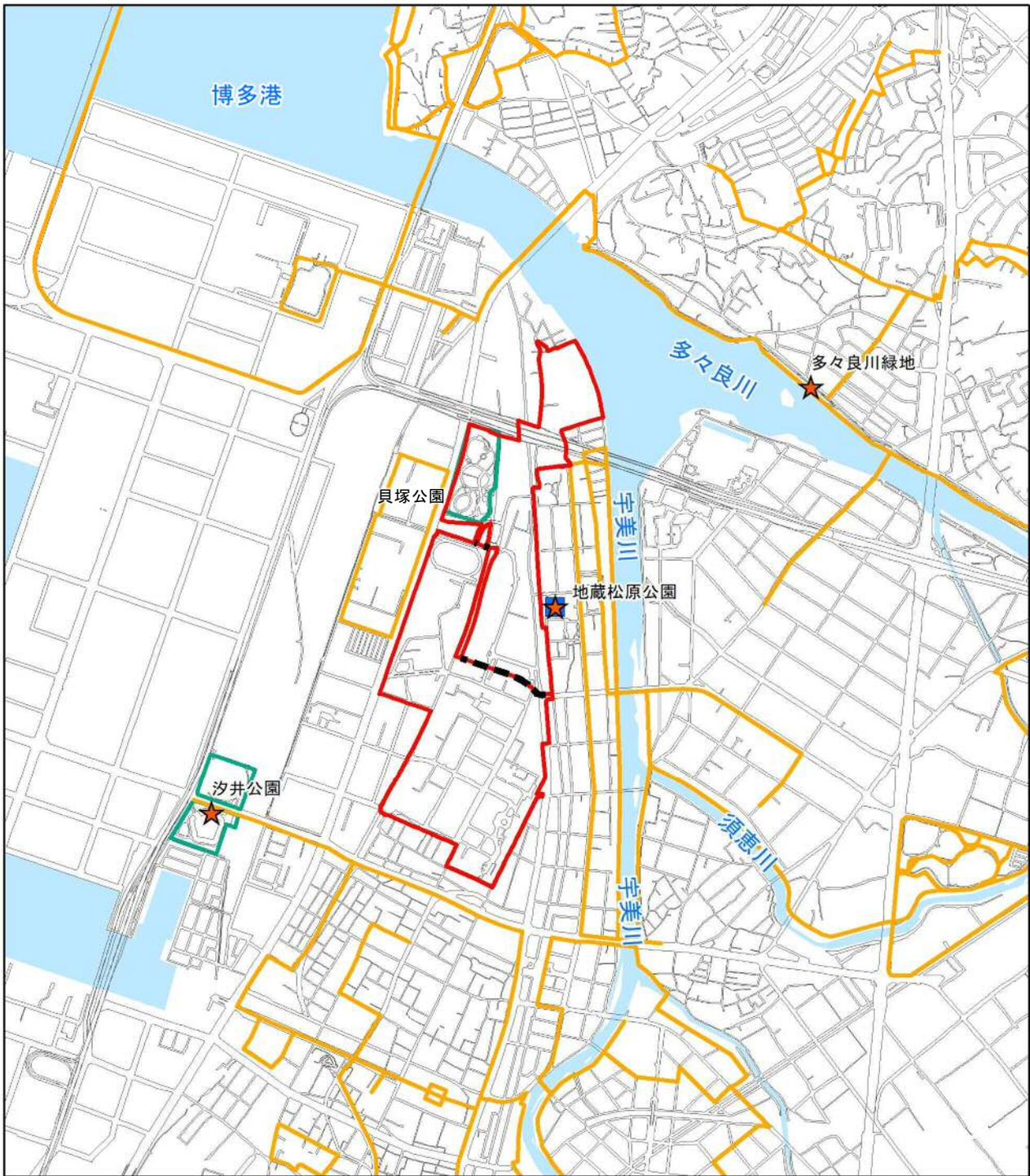
「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」により自然的構成要素として位置づけられる主な景観資源は確認されていない。

また、自然景観、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、県、市指定の史跡が点在しており、地蔵松原公園には元寇防塁(国指定史跡)が存在するため自然景観資源以外の主な景観資源となっている。

表 2.2-46 景観資源

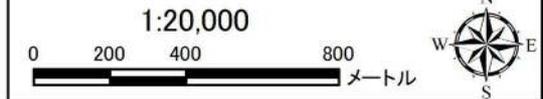
	区 分	名 称
景観資源	自然景観資源	—
	自然景観資源以外の 主な景観資源	元寇防塁(地蔵松原公園) 国指定史跡

出典：第 3 回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書(平成元年、環境庁)
福岡市歴史文化情報データベース(福岡市経済観光文化局)



凡例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 水域
- ★ 眺望点
- 東区ウォーキングルート
- 景観資源
- 公園



出典：福岡県観光情報「クロスロードふくおか」((公社)福岡県観光連盟) 福岡市歴史文化情報データベース」(福岡市経済観光文化局)

図 2.2-28 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場の状況を、表 2.2-47 及び図 2.2-28 に示す。

人が多く集まる場所として、貝塚公園、多々良川緑地、地蔵松原公園、汐井公園の4箇所及び東区ウォーキングコースが分布する。

表 2.2-47 人と自然との触れ合いの活動の場

区分	名称
公園・緑地	貝塚公園
	多々良川緑地
	地蔵松原公園
	汐井公園
ウォーキングコース	東区ウォーキングコース

2.2.7 一般環境中の放射性物質の状況

事業実施区域の周囲の一般環境中の放射性物質(放射線の量)の状況は、表 2.2-48 に示すとおり、図 2.2-1 に示す近傍の一般環境大気測定局である東局(箱崎中学校校庭)、吉塚局(東吉塚小学校校庭)で年 4 回測定されており、平成 25~29 年の放射線量は東局が 0.06~0.08 μ Sv/時、吉塚局が 0.06~0.07 μ Sv/時であり大きな変動はない。(公衆被曝線量限度は 1mSv/年。ICRP(国際放射線防護委員会)1990 年勧告より。1mSv=1,000 μ Sv。)

事業実施区域の放射線の量の調査結果(平成 29 年 1 月 12 日測定)は、表 2.2-49 に示すとおり平均で 0.05~0.07 μ Sv/時であり(参考資料 11)、東局や吉塚局の調査結果と同程度である。

また、過去に放射性同位元素の使用履歴のあった室内においても、平均値で 0.06~0.08 μ Sv/時と、他調査結果と同程度であることが確認されている。

なお、現在、九州大学で放射性同位元素及び核燃料物質を使用中の施設においては、九州大学が月 1 回放射線の量を測定し、関係法令の基準に適合していることを確認している(管理区域境界における線量:1.3mSv/3 月間、事業所及び周辺監視区域境界における線量:250 μ Sv/3 月間及び 1mSv/1 年)。

表 2.2-48 事業実施区域の周囲の放射線の量の資料調査結果

測定場所	測定年	測定結果(μ Sv/時)				
		3月	6月	9月	12月	
一般環境 大気測定局	東	平成25年	0.07	0.07	0.07	0.07
		平成26年	0.07	0.07	0.06	0.08
		平成27年	0.07	0.10	0.06	0.07
		平成28年	0.07	0.07	0.07	0.07
		平成29年	0.07	0.07	-	0.06
	吉塚	平成25年	0.07	0.07	0.07	0.07
		平成26年	0.07	0.06	0.07	0.06
		平成27年	0.07	0.07	0.06	0.06
		平成28年	0.07	0.07	0.07	0.07
		平成29年	0.07	0.07	-	0.07

注) μ Sv/時: マイクロシーベルト/時間(1mSv=1,000 μ Sv)

出典: 福岡市ホームページ(過去の空間放射線量測定結果)

表 2.2-49 事業実施区域の放射線の量の現地調査結果(平成 29 年 1 月 12 日測定)

測定場所	放射線の量 (μ Sv/時)	現場の状況
貝塚公園(対照点)	0.05	芝地
農学部三号館	0.05	アスファルト
農学部五号館	0.06	裸地
農学部六号館	0.06	裸地
アイソトープ総合センター	0.06	アスファルト
エネルギー量子棟	0.07	草地

注) 測定機器: シンチレーションセンサーバイメータ TCS-172B(日立アロカメディカル)、測定高さ: 地盤高+1m。

2.3 社会的状況

2.3.1 人口・産業の状況

(1) 人口

1) 人口、世帯数等

福岡市は1,582,101人、808,281世帯、4,609人/km²である。事業実施区域が位置する東区は316,302人で福岡市の人口の約2割を占め、150,907世帯、4,554人//km²である。(平成31年3月1日現在、出典：「ふくおかの統計・月報版 平成31年3月号」)

2) 人口、人口密度の推移

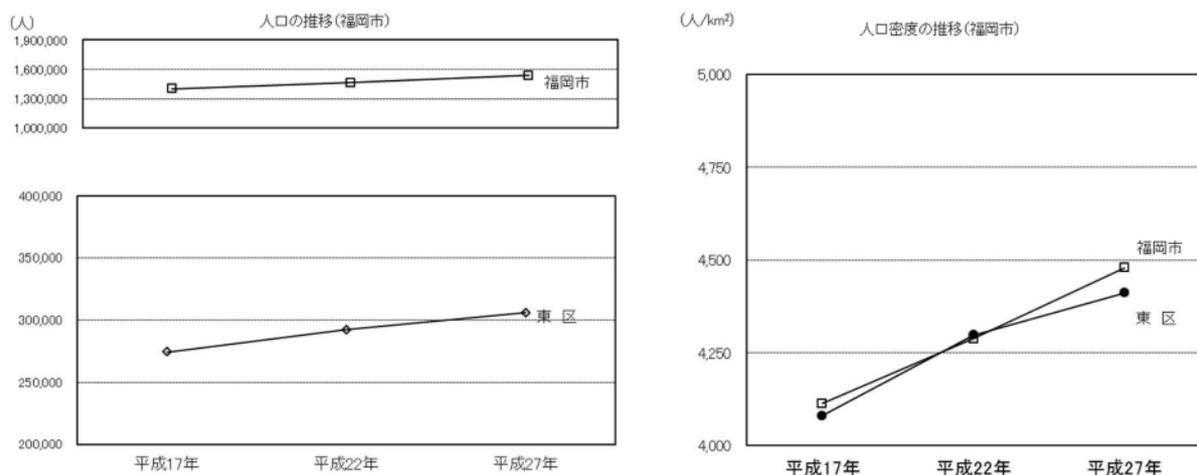
福岡市及び東区における人口・人口密度の推移を、表2.3-1及び図2.3-1に示す。

福岡市東区の平成22年から平成27年の人口増加率は4.7%である。また、人口密度も約4,500人/km²で増加傾向にある。

表 2.3-1 人口及び面積、人口密度の推移

行政区域	面積(km ²)			人口(人)			人口の増減率(%) 平成22年 ~平成27年	人口密度(人/km ²)		
	平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年		平成17年	平成22年	平成27年
福岡市	340.60	341.32	343.39	1,401,279	1,463,743	1,538,681	5.1	4,114	4,289	4,480
東区	67.26	67.98	69.36	274,481	292,199	306,015	4.7	4,081	4,298	4,412

出典：平成17年、平成22年及び平成27年国勢調査結果。



出典：平成17年、平成22年及び平成27年国勢調査結果

図 2.3-1 人口、人口密度の推移

(2) 産業

福岡市東区の平成 27 年度の就業者数は約 13 万人であり、サービス業を含む第 3 次産業の割合が高く 83.6%であり、次いで第 2 次産業が 15.9%、第 1 次産業が 0.5%の順である。

表 2.3-2 産業人口

行政区域	項目	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	総数
福岡市	就業者数(人)	4,142	92,515	519,335	51,903	667,895
	割合	0.7%	15.0%	84.3%	—	100.0%
東区	就業者数(人)	629	19,412	101,884	9,766	131,691
	割合	0.5%	15.9%	83.6%	—	100.0%

注) 下段は産業部門別割合を示す。

産業3部門別割合は、分母から「分類不能の産業」を除いて算出している。
出典:「平成27年国勢調査 都道府県・市区町村別主要統計表」(総務省統計局)

2.3.2 資源利用の状況

(1) 土地利用の状況

福岡市東区における平成30年1月1日現在の有租地面積(免税点以上の地目別土地面積)の構成は、表2.3-3に示すとおり、宅地の割合が最も多く65.8%である。

表 2.3-3 免税点以上の地目別土地面積の構成

行政区域	区分	計	(面積の単位:千㎡)								
			宅地	田	畑	山林	原野	池沼	軌道敷地	雑種地	免税点未満の面積
福岡市	面積	170,541	91,899	15,838	6,392	40,015	4,308	64	1,762	10,264	13,512
	構成比	100%	53.9%	9.3%	3.7%	23.5%	2.5%	0.0%	1.0%	6.0%	7.9%
東区	面積	33,880	22,296	1,338	1,224	4,115	811	36	1,008	3,051	1,370
	構成比	100%	65.8%	3.9%	3.6%	12.1%	2.4%	0.1%	3.0%	9.0%	4.0%

注)平成30年1月1日現在。

出典:「福岡市統計書(平成30年(2018年)版)」(平成31年3月 福岡市)

(2) 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

土地利用基本計画は、「国土利用計画法」(昭和49年6月法律第92号)に基づき土地利用に係る個別の規制法である「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月法律第58号)等に基づいた計画等に対する上位計画として策定されている。

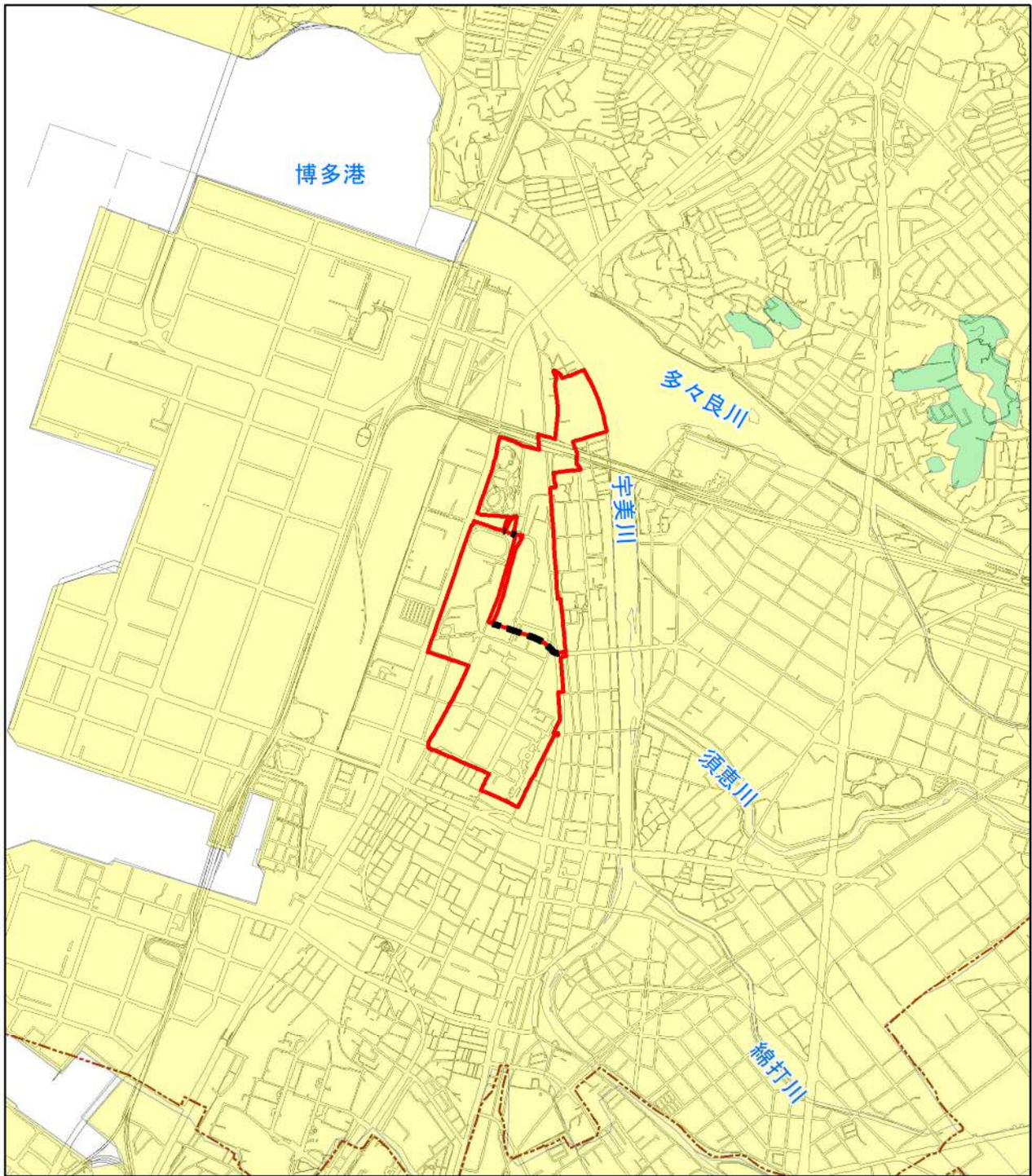
福岡市における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況を表2.3-4に示す。

事業実施区域及びその周囲における地域地区の指定状況は、図2.3-2に示すとおり、都市地域及び森林地域である。

表 2.3-4 土地利用基本計画に基づく地域の指定状況(福岡市)

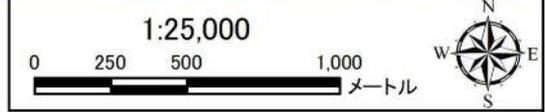
行政区分	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域
福岡市東区	○	○	○	○

出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)」(国土交通省)



凡 例

- 事業実施区域
- 都市地域
- 北エリア・南エリア境界
- 森林地域
- 市区町村界



出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)（国土交通省）

図 2.3-2 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

(3) 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

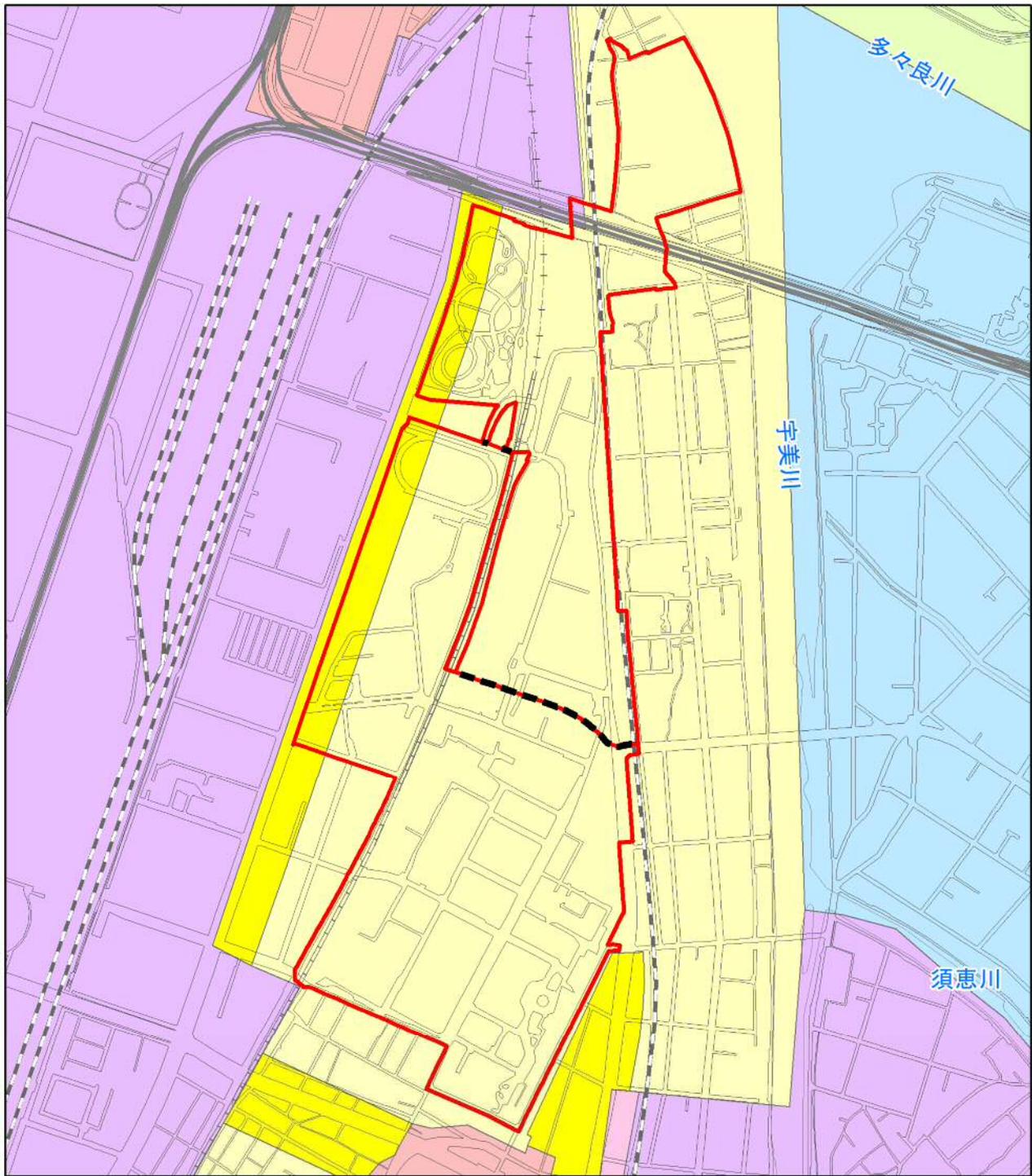
福岡市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況を表 2.3-5 に示す。

事業実施区域及びその周囲における用途地域は、図 2.3-3 に示すとおり、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域である。

表 2.3-5 都市計画法に基づく地域の指定状況(福岡市)

行政区域	都市計画区域			用途地域												
	総面積	市街化区域	市街化調整区域	総面積	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
福岡市	34,072	16,336	17,736	16,336	4,084	10	2,404	345	3,375	1,519	166	331	1,484	2,000	574	43

出典:「福岡市統計書(平成30年(2018年)版)」「平成31年3月 福岡市」



凡例

■ 事業実施区域

■ 北エリア・南エリア境界

— 福岡都市高速

— JR

— 新幹線

— 私鉄

— 地下鉄

■ 第一種中高層住居専用地域

■ 第一種住居地域

■ 第二種住居地域

■ 近隣商業地域

■ 商業地域

■ 準工業地域

■ 工業地域

1:10,000

0 100 200 400 メートル



出典：福岡都市計画総括図(平成 28 年 4 月 福岡市)

図 2.3-3 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

(4) 河川利用の状況

福岡市東区における平成 28 年度の河川利用の状況を表 2.3-6 に示す。
この結果によると、上水及び用水として多々良川から取水が行われている。

表 2.3-6 河川利用の状況(福岡市東区)

事業 主体名	水道 名	河川名		取水口	取水量 (m ³ /日)	関連ダム名		備考
		水系名	河川名	位置		名称	有効貯水量 (千 m ³)	
福岡市	上水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津 第 1 取水口	100,000	猪野ダム	4,910	揚水式ダム
			長谷川	福岡市東区大字 香椎字高道 第 3 取水口	(31,500)	長谷ダム	4,850	
福岡地区 水道企業団	用水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津	22,000	鳴淵ダム	4,160	

注)上水:上水道、用水:用水供給。()は内数。

出典:「平成 28 年度 福岡県の水道」(福岡県県土整備部水資源対策課)

(5) 地下水利用の状況

1) 上水道、用水供給

平成 26 年福岡県の工業(統計表)によると、福岡市の平成 26 年度の地下水は上水道、用水供給での利用はない。

なお、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。

2) 工業用水

平成 26 年度の地下水の工業用水(従業者 30 人以上の事業所)のでの利用状況を表 2.3-7 に示す。

表 2.3-7 地下水利用の状況(工業用水)

行政区域	使用量(m ³ /日)
福岡市	10,796
東 区	158

出典:ふくおかデータウェブ 平成 28 年経済センサス活動調査産業別集計(製造業)

2.3.3 社会資本整備等の状況

(1) 道路交通網の状況

事業実施区域及びその周囲の主要な道路交通網及び交通量調査の状況を、図 2.3-4 に示す。

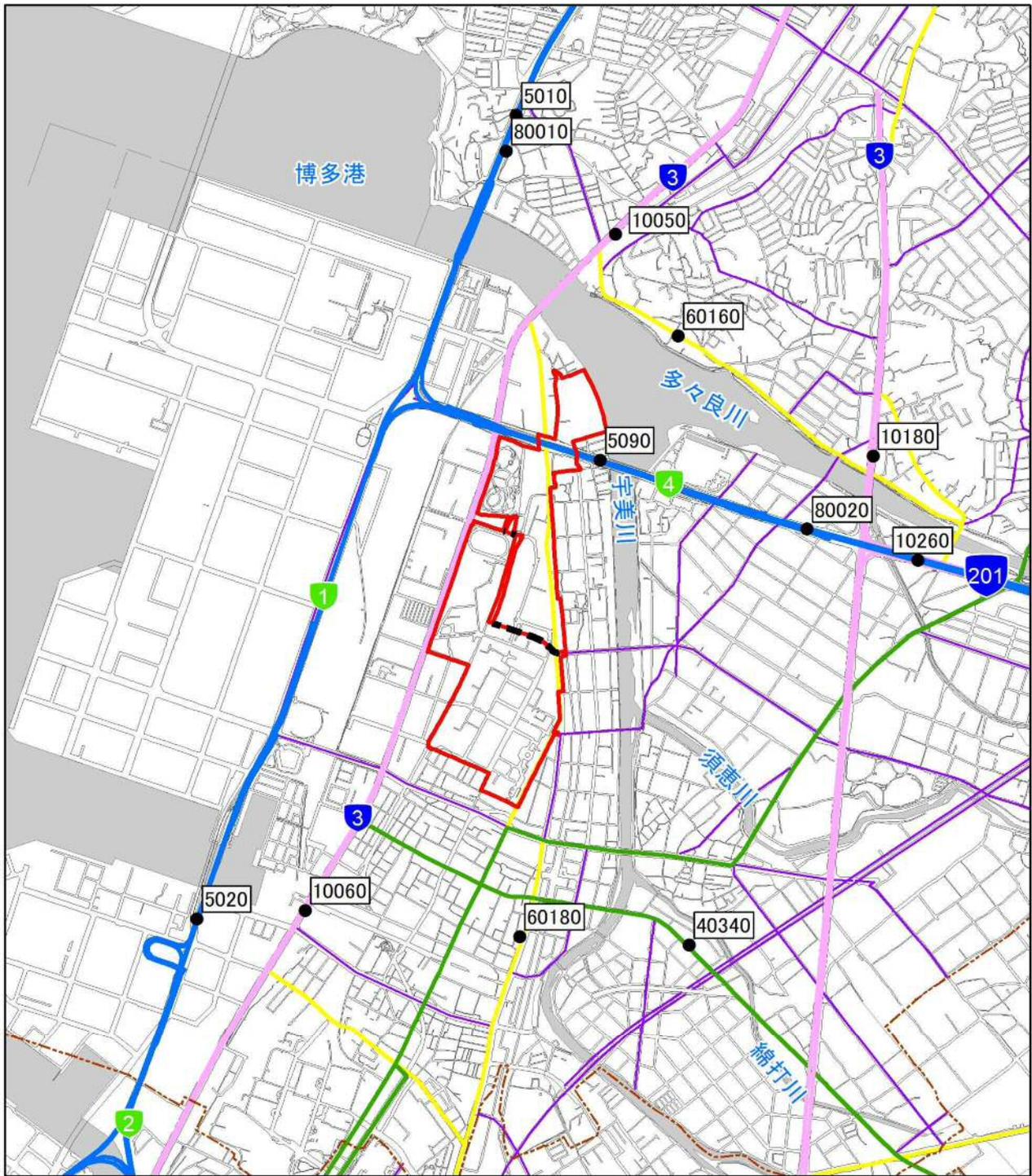
また、事業実施区域及びその周囲の主要な道路の交通量を表 2.3-8 に示す。

福岡都市高速道路 1 号香椎線(香椎 IC～貝塚 JCT : 20,254 台/日、貝塚 JCT～千鳥橋 JCT : 71,790 台/日)、事業実施区域の北側を東西に通過する福岡都市高速道路 4 号粕屋線(40,055 台/日)がある。また、西側に隣接し南北に通過する国道 3 号(54,409 台/日)、福岡都市高速道路 4 号粕屋線の並行路線の国道 201 号(37,159 台/日)及び幹線市道松島貝塚線(33,077 台/日)がある。また、国道 3 号(博多バイパス : 45,353 台/日)、主要地方道福岡太宰府線(11,189 台/日)、県道浜新建堅粕線(21,528 台/日)、福岡都市高速道路 1 号香椎線の並行路線の香椎箱崎浜線(18,552 台/日)がある。

表 2.3-8 事業実施区域及びその周囲の交通量

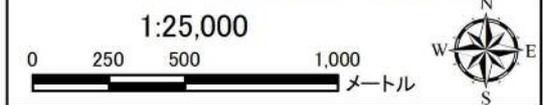
種 類	路線名	調査地点番号	平成27年度					平成22年度	
			12時間交通量(台)				24時間交通量合計(台)	昼夜率(%)	12時間交通量(台)
			小型車	大型車	合計	大型車混入率(%)			
都市高速道路	福岡都市高速道路1号線	5010	14,230	2,099	16,329	12.9	20,254	1.24	25,581
		5020	51,378	7,576	58,954	12.9	71,790	1.22	60,641
	福岡都市高速道路4号線	5090	29,665	4,376	34,041	12.9	40,055	1.18	31,418
一般国道	一般国道3号	10050	42,802	6,566	49,368	13.3	66,647	1.35	49,335
		10060	37,387	2,916	40,303	7.2	54,409	1.35	40,276
		10180	29,913	2,252	32,165	7.0	45,353	1.41	25,297
	一般国道201号	10260	19,070	8,053	27,123	29.7	37,159	1.37	23,379
主要地方道	福岡太宰府線	40340	8,065	815	8,880	9.2	11,189	1.26	8,924
一般県道	多田羅名島線	60160	5,069	17	5,086	0.3	6,256	1.23	4,062
	浜新建堅粕線	60180	15,589	1,230	16,819	7.3	21,528	1.28	20,897
幹線市道	香椎箱崎浜線	80010	14,037	571	14,608	3.9	18,552	1.27	15,356
	松島貝塚線	80020	14,843	10,601	25,444	41.7	33,077	1.30	28,171

出典：平成27年度 道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)一般交通量調査(国土交通省)



凡例

- | | |
|--|---|
| 事業実施区域 | — 福岡都市高速 |
| 北エリア・南エリア境界 | — 一般国道 |
| 市区町村界 | — 主要地方道 |
| 水域 | — 一般県道 |
| | — 幹線市道 |
| | ● 交通量調査地点 |



出典：福岡県土整備事務所管内図(平成 28 年 3 月 福岡県福岡県土整備事務所)
平成 27 年度 道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査) 一般交通量調査(国土交通省)

図 2.3-4 主要な道路交通網及び交通量調査の状況

(2) 鉄道輸送の状況

事業実施区域及びその周囲の鉄道網を図 2.3-5 に示す。

また、事業実施区域及びその周囲の鉄道利用者数を表 2.3-9 に示す。

事業実施区域からの距離及び1日平均乗車人員は、平成29年度では、JR箱崎駅(約300m、5,889人)、JR吉塚駅(約1.5km、14,445人)、JR千早駅(約1.8km、12,331人)である。

また、事業実施区域の貝塚公園東側に貝塚駅(西鉄貝塚線：8,097人/日、及び市営地下鉄箱崎線：7,258人/日)、南側に箱崎九大前駅(3,593人/日)がある。(福岡市営地下鉄及び西日本鉄道は、公表データに基づき1日あたりの乗車人員を算出。)

表 2.3-9 事業実施区域及びその周囲の鉄道乗車人員

種別	線名	駅名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
JR九州	鹿児島本線	箱崎	-	-	-	5,679	5,889
		吉塚	12,332	12,614	13,457	13,812	14,445
		千早	10,466	10,797	11,375	11,923	12,331
福岡市営地下鉄	箱崎線	箱崎宮前	3,429	3,736	3,856	3,885	4,275
		箱崎九大前	3,708	3,688	3,677	3,496	3,593
		貝塚	6,178	6,468	6,747	6,990	7,258
西日本鉄道	貝塚線	貝塚	6,903	7,156	7,564	7,862	8,097
		名島	1,166	1,244	1,311	1,429	1,490
		西鉄千早	2,314	2,473	2,690	2,868	3,027

注) JRは一日平均乗車人員。地下鉄は年間乗降客数、西鉄は年度乗降客数(乗車人員×2=乗降客数となる)の出典単位千人/年から人/日に換算した。

出典:

市営地下鉄及び西日本鉄道:「福岡市統計書(平成30年(2018年)版)」(福岡市ホームページ)

「福岡市統計書(平成29年(2017年)版)」(福岡市ホームページ)

「福岡市統計書(平成28年(2016年)版)」(福岡市ホームページ)

「福岡市統計書(平成27年(2015年)版)」(福岡市ホームページ)

JR; 交通・営業データ(JR九州ホームページ)

(3) 航空交通の状況

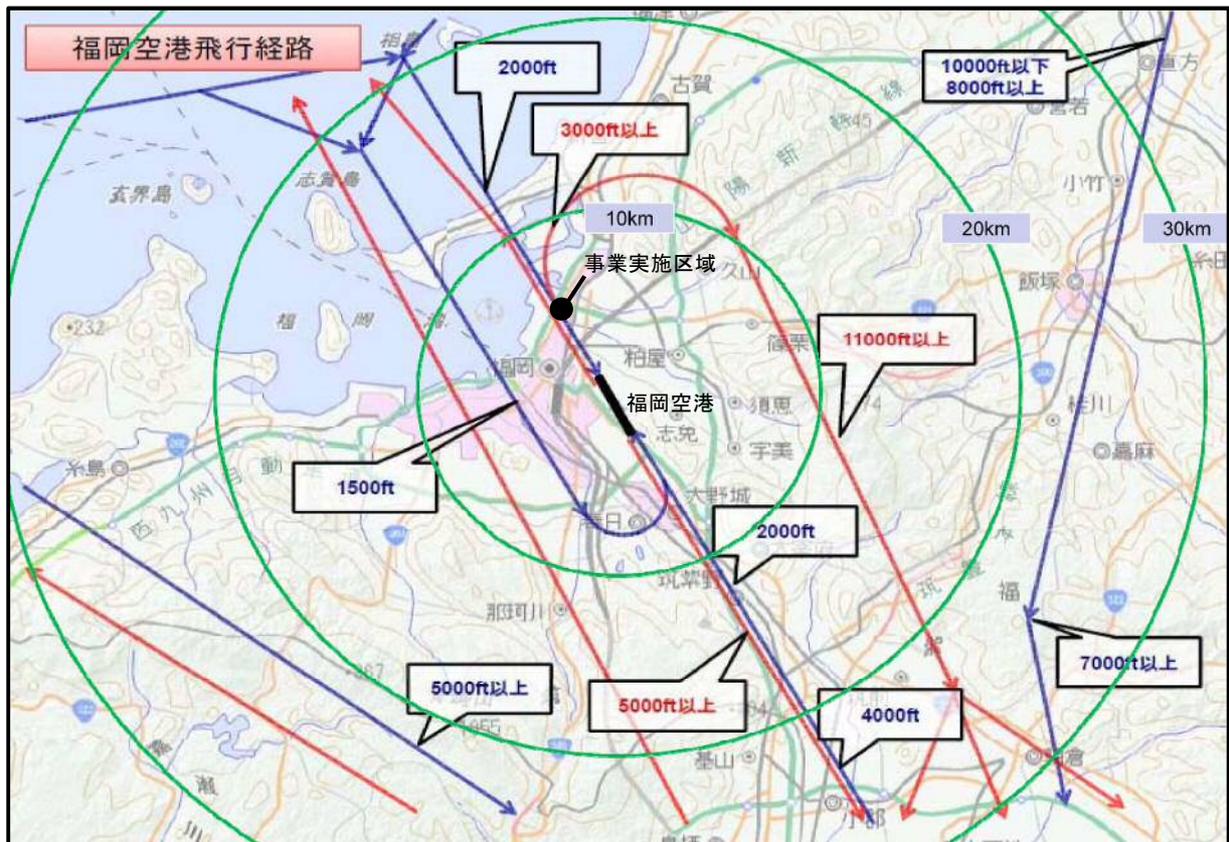
福岡空港における着陸回数、乗降客数、貨物取扱量を表 2.3-10 に示す。平成 29 年における着陸回数は 89,094 回、乗降客数は 23,797 千人、貨物取扱量は 260,069 トンとなっている。

また、福岡空港周辺の航空機の飛行経路を図 2.3-6 に示す。事業実施区域及びその周囲は、福岡空港から 10km 以内で、かつ、飛行経路の下に位置している。

表 2.3-10 福岡空港における着陸回数、乗降客数、貨物取扱量

年	着陸回数(回)			乗降客数(千人)			貨物取扱量(トン)		
	国際	国内	合計	国際	国内	合計	国際	国内	合計
平成25年	10,829	74,491	85,320	3,118	15,834	18,952	47,773	193,195	240,968
平成26年	11,707	74,114	85,821	3,467	16,237	19,704	50,043	201,013	251,056
平成27年	14,009	72,473	86,482	4,357	16,611	20,968	49,208	197,561	246,769
平成28年	16,383	71,702	88,085	4,991	17,004	21,995	57,236	197,955	255,191
平成29年	18,000	71,094	89,094	6,168	17,629	23,797	63,909	196,160	260,069

出典:「福岡市統計書(平成30年(2018年)版)」(福岡市ホームページ)



注) 赤矢印は離陸の経路、青矢印は着陸経路、数値は飛行高度を示している。

出典: 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ(参考資料)(平成 26 年 7 月、国土交通省ホームページ)

図 2.3-6 福岡空港周辺の航空機の飛行経路

(4) 学校・病院等

事業実施区域及びその周囲の学校・病院等を表 2.3-11 に示す。

表 2.3-11 事業実施区域及びその周囲の学校、病院等の施設数

学校							福祉施設		病院	図書館
幼稚園	保育園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学	特別支援学校	児童福祉施設	社会福祉施設		
3	10	5	1	0	0	0	3	5	14	1

出典：平成 30 年度教育便覧(福岡県ホームページ)

幼稚園を探そう！(一社福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ)

保育のひろば(福岡市保育協会ホームページ)

福岡県病院名簿(福岡県ホームページ)

高齢者保健福祉のあらまし(平成 28 年 7 月 福岡市保健福祉局)

福岡市の障がい福祉(平成 28 年 7 月、福岡市保健福祉局)

福岡県高齢者福祉施設等(福岡県ホームページ)

1) 幼稚園・保育園

事業実施区域及びその周囲の幼稚園・保育園を表 2.3-12 及び図 2.3-7 に示す。

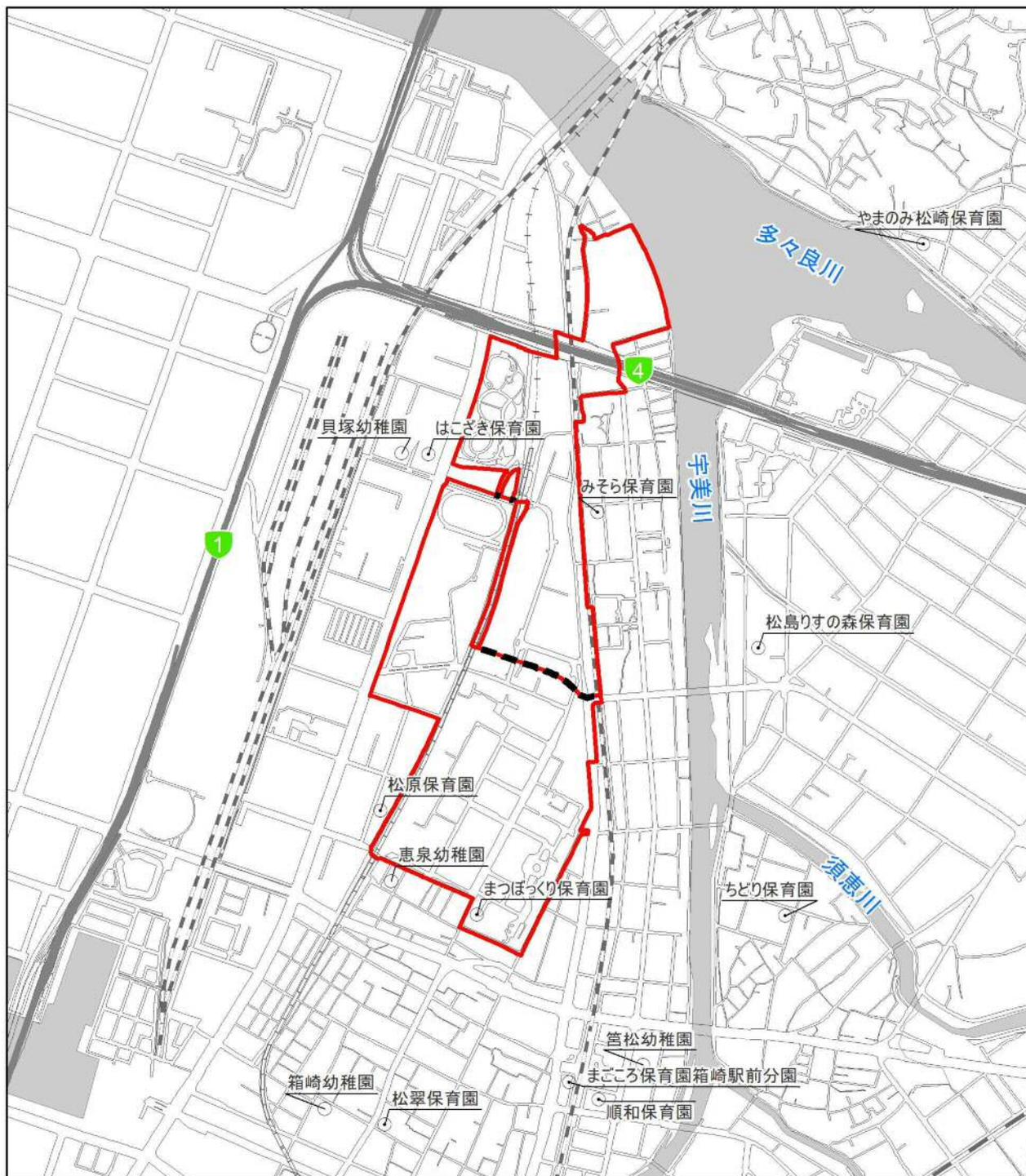
表 2.3-12 事業実施区域及びその周囲の幼稚園・保育園

番号	区分	名称	所在地
1	幼稚園	恵泉幼稚園	福岡市
2		菅松幼稚園	
3		箱崎幼稚園	
4		貝塚幼稚園	
5	学校等 保育園	はごぎき保育園	福岡市
6		みそら保育園	
7		松島りすの森保育園	
8		ちどり保育園	
9		まつぼっくり保育園	
10		まごころ保育園箱崎駅前分園	
11		松翠保育園	
12		やまのみ松崎保育園	
13		松原保育園	
14		順和保育園	

出典：平成28年度教育便覧(福岡県ホームページ)

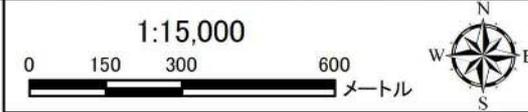
幼稚園を探そう！(一社福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ)

保育のひろば(福岡市保育協会ホームページ)



凡例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 福岡都市高速
- JR
- 新幹線
- 私鉄
- 地下鉄
- 水域
- 保育園
- 幼稚園



出典：平成30年度教育便覧(福岡県ホームページ)
 幼稚園を探そう!(一社福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ)
 保育のひろば(福岡市保育協会ホームページ)

図 2.3-7 事業実施区域及びその周囲の学校等(幼稚園・保育園)

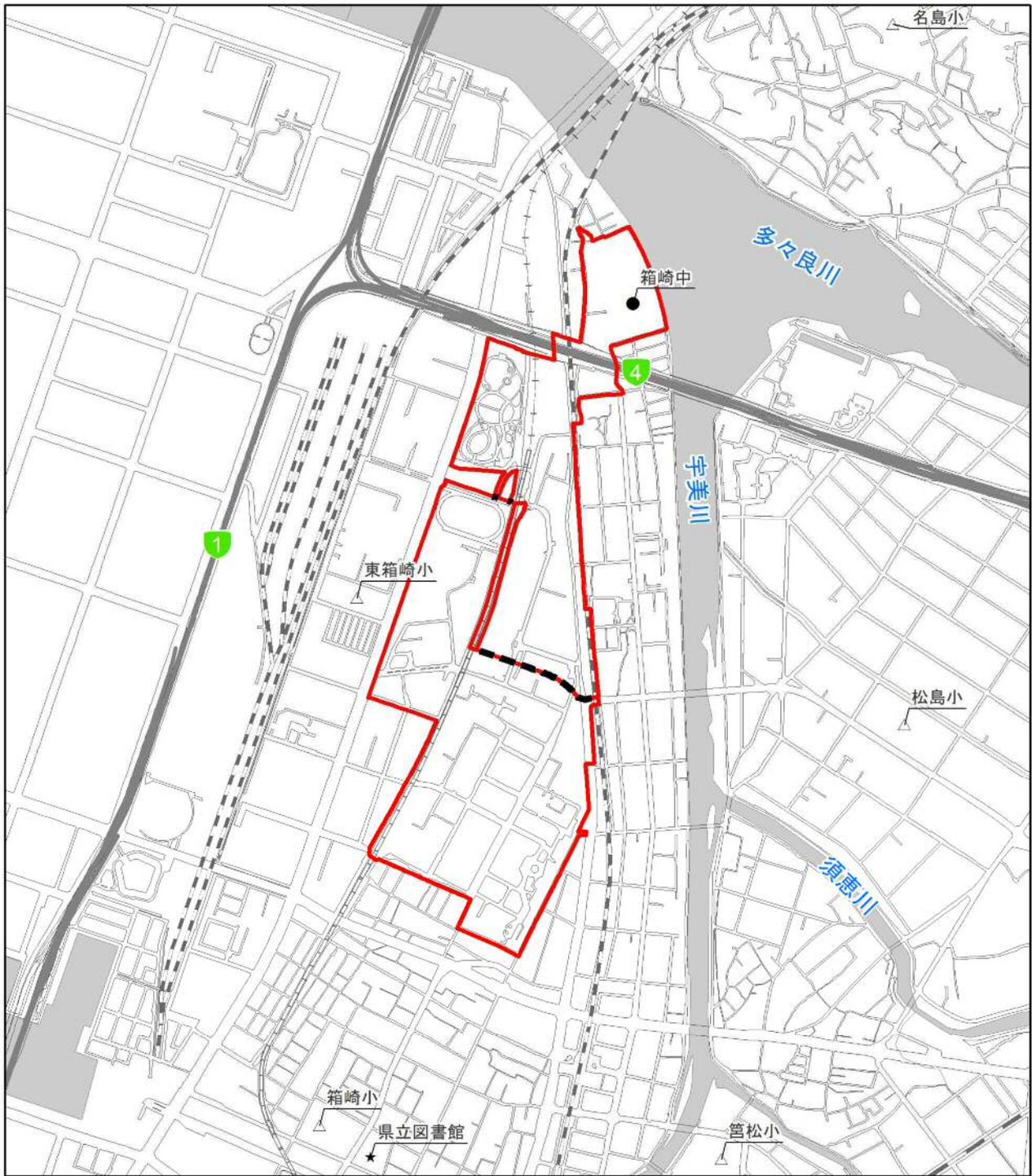
2) 小中学校、高等学校、大学、図書館

事業実施区域及びその周囲の小中学校、図書館を表 2.3-13 及び図 2.3-8 に示す。なお、高等学校、大学はない。

表 2.3-13 事業実施区域及びその周囲の小中学校、図書館

番号	区分		名称	所在地
1	学 校 等	小学校	名島小学校	福岡市
2			東箱崎小学校	
3			松島小学校	
4			筥松小学校	
5			箱崎小学校	
6		中学校	箱崎中学校	福岡市
-	図書館		県立図書館	福岡市

出典：平成30年度教育便覧(福岡県ホームページ)
福岡県立図書館ホームページ



凡例

- | | |
|---|-------|
| 事業実施区域 | △ 小学校 |
| ■ 北エリア・南エリア境界 | ● 中学校 |
| — 福岡都市高速 | ★ 図書館 |
| — JR | |
| — 新幹線 | |
| — 私鉄 | |
| — 地下鉄 | |
| ■ 水域 | |



出典：平成30年度教育便覧（福岡県ホームページ）

図 2.3-8 事業実施区域及びその周囲の学校等（小中学校、図書館）

3) 社会福祉施設

事業実施区域及びその周囲の社会福祉施設を表 2.3-14 及び図 2.3-9 に示す。

表 2.3-14 事業実施区域及びその周囲の社会福祉施設

番号	区分	名称	所在地
1	児童福祉施設	市立ふよう学園	福岡市
2		市立東障がい者フレンドホーム	
3		福岡育児院	
4	高齢者（老人）福祉施設	千代パピヨンデイサービスセンター	福岡市
5		いきいき箱崎	
6		サンシャイン	
7		老健はこざき	
8		ヒーリングハウス貝塚駅前	

出典：高齢者保健福祉のあらし（平成30年7月 福岡市保健福祉局）
 福岡市の障がい福祉（平成30年7月、福岡市保健福祉局）
 福岡県高齢者福祉施設等（福岡県ホームページ）

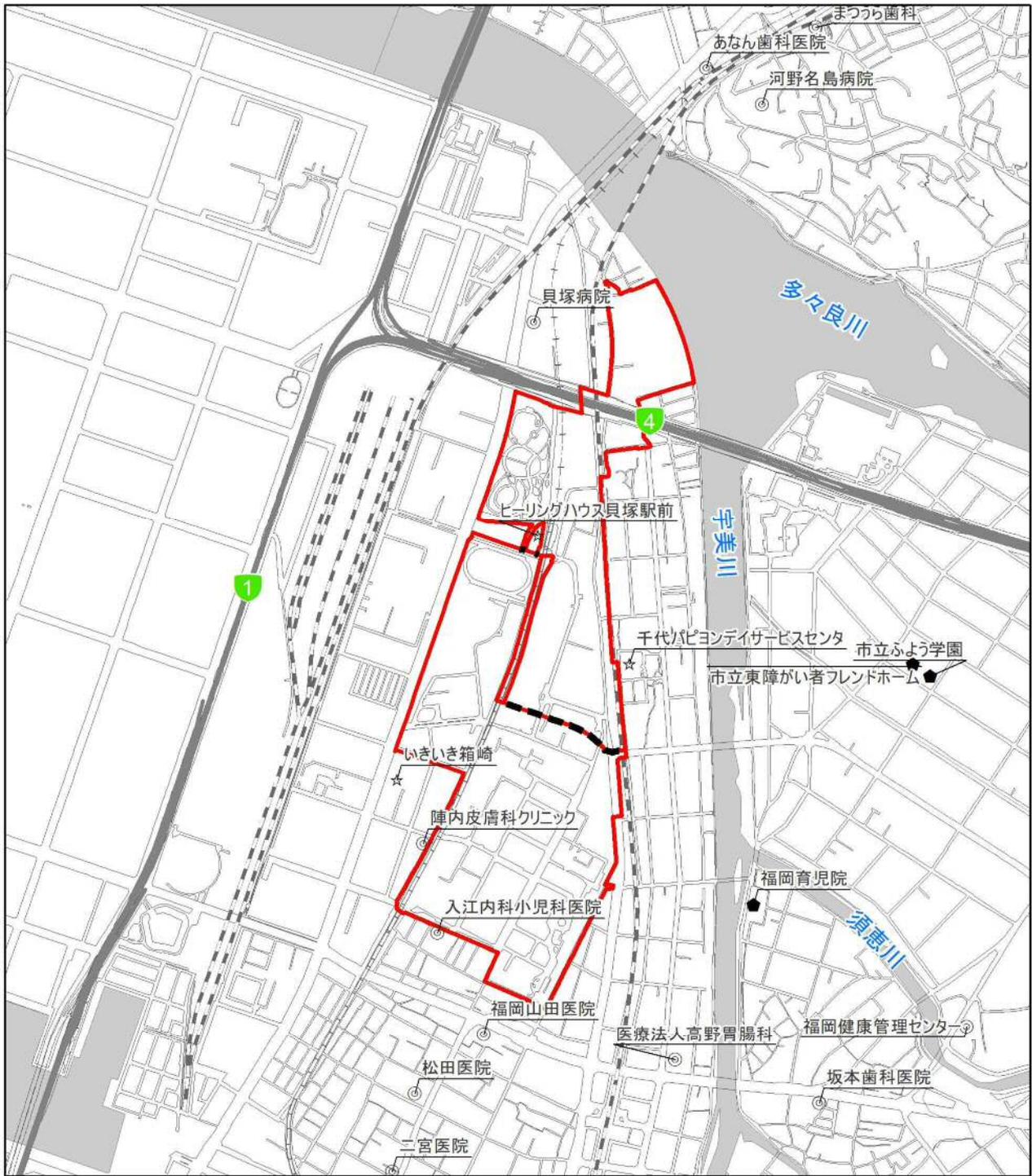
4) 病院

事業実施区域及びその周囲の病院を表 2.3-15 及び図 2.3-9 に示す。

表 2.3-15 事業実施区域及びその周囲の病院

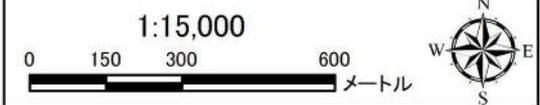
番号	区分	名称	所在地
1	病院	あなん歯科医院	福岡市
2		河野名島病院	
3		医療法人高野胃腸科	
4		福岡山田医院	
5		陣内皮膚科クリニック	
6		医療法人貝塚病院	
7		福岡健康管理センター	
8		井本クリニック	
9		坂本歯科医院	
10		松田医院	
11		入江内科小児科医院	
12		二宮医院	
13		うえひらウィメンズクリニック	
14		たなか内科クリニック	

出典：福岡県病院名簿（福岡県ホームページ）
 福岡市内の医療施設一覧（福岡市ホームページ）



凡例

- | | |
|---|----------|
| 事業実施区域 | ◎ 病院 |
| ■ 北エリア・南エリア境界 | ☆ 社会福祉施設 |
| — 福岡都市高速 | ● 児童福祉施設 |
| — JR | |
| — 新幹線 | |
| — 私鉄 | |
| — 地下鉄 | |
| ■ 水域 | |



出典：福岡県病院名簿(福岡県ホームページ)
 福岡市内の医療施設一覧(福岡市ホームページ)
 高齢者保健福祉のあらまし(平成28年7月 福岡市保健福祉局)
 福岡市の障がい福祉(平成30年7月、福岡市保健福祉局)
 福岡県高齢者福祉施設等(福岡県ホームページ)

図 2.3-9 事業実施区域及びその周囲の社会福祉施設、病院

(5) 下水道整備の状況

福岡市及び東区の公共下水道の整備状況を表 2.3-16 に示す。
福岡市東区の平成 29 年度における下水道普及率は、99.7%である。

表 2.3-16 公共下水道の整備状況(平成 29 年度)

(単位:人)

行政区域	総人口 (A)	区域内処理人口 (B)	普及率 B/A
福岡市	1,570,095	1,565,020	99.6%
東 区	314,134	313,323	99.7%

注)総人口は平成 30 年度当初(4月1日)現在の推計人口
出典:福岡市統計書(平成 30 年(2018 年)版)(福岡市ホームページ)

2.4 環境保全上の指定・規制の状況

2.4.1 環境基本法に基づく環境基準

環境基準は、「環境基本法」(平成5年 法律第91号)第16条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

(1) 大気汚染にかかる環境基準

大気汚染に係る環境基準は二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、表2.4-1～2に示すとおり定められている。

表2.4-1 大気汚染に係る環境基準(二酸化いおう等)

(大気の汚染に係る環境基準について 昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
最終改正 平成8年10月25日 環境省告示第73号)
(二酸化窒素に係る環境基準について 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
最終改正 平成8年10月25日 環境庁告示第74号)
(微小粒子状物質に係る環境基準について 平成21年9月9日 環境庁告示第33号)

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

注1) 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表2.4-2 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

(ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について 平成9年2月4日 環境庁告示第4号
最終改正 平成30年11月19日 環境省告示第100号)

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	

注1) 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用され、カドミウム等の27項目に関して、一律に定められており、環境基準は表2.4-3に示すとおりである。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準を設定しており、事業実施区域及びその周囲の公共用水域における環境基準の類型指定の状況は表2.4-4及び図2.4-1に示すとおりである。

河川に関する「生活環境の保全に関する環境基準」は表2.4-5に示すとおりである。

表 2.4-3 人の健康の保護に関する環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
最終改正 平成31年3月20日 環境省告示第46号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

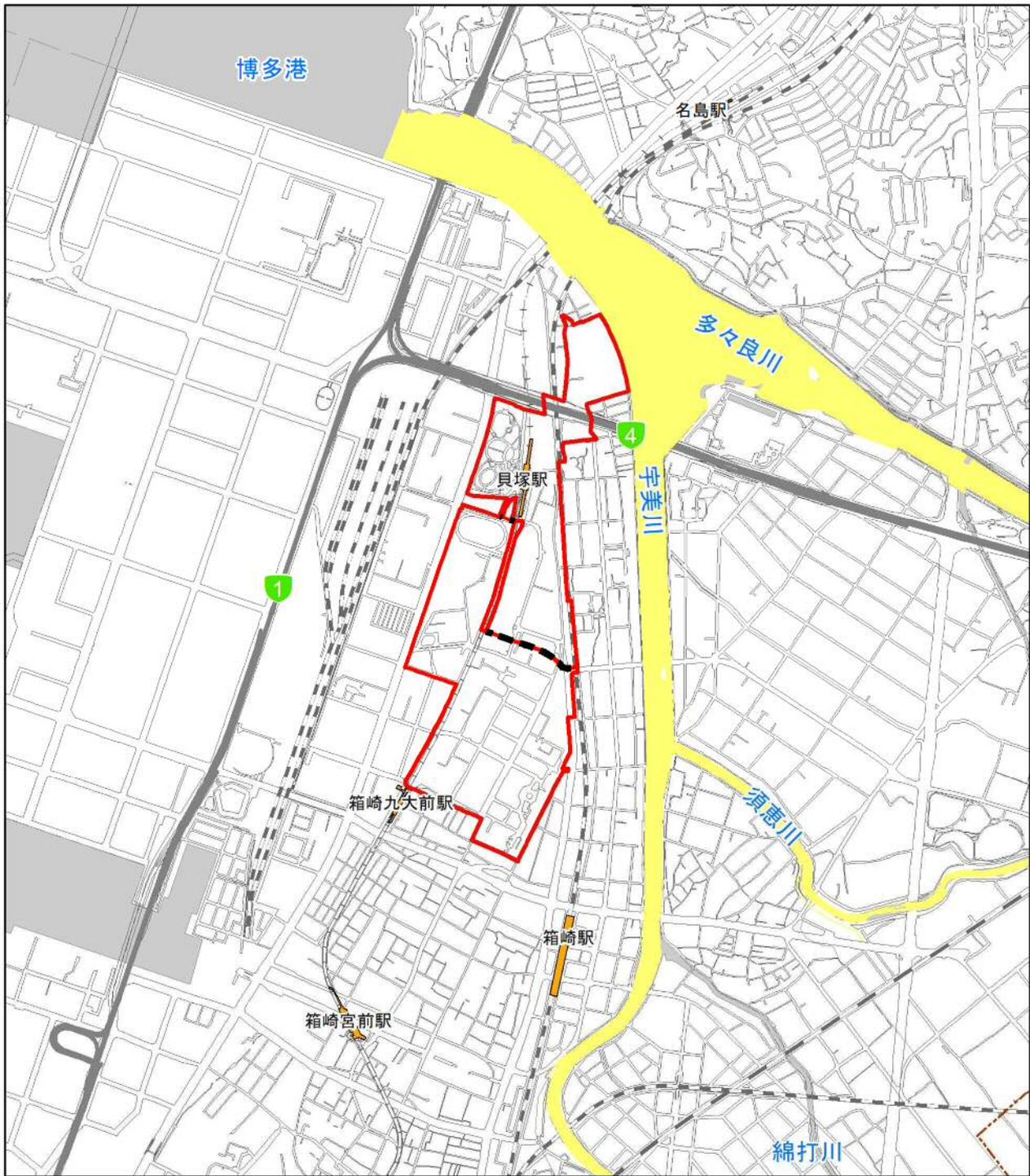
注2) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 2.4-4 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

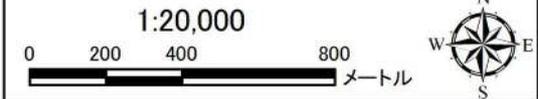
(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 昭和49年7月25日)

水域	範囲	該当類型	達成期間
多々良川下流	津屋堰から下流	C	直ちに達成
宇美川下流	亀山新橋から下流	C	5年以内で可及的速やかに達成
須恵川下流	南里井堰から下流	C	直ちに達成



凡例

- | | | |
|---|---|---|
| 事業実施区域 | 駅 | C類型 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | |
| 市区町村界 | 新幹線 | |
| 福岡都市高速 | 私鉄 | |
| 水域 | 地下鉄 | |



出典：水域別環境基準類型指定（福岡県ホームページ）

図 2.4-1 河川の類型指定の状況

表 2.4-5 生活環境の保全に関する環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
最終改正 平成31年3月20日 環境省告示第46号)

ア 生物化学的酸素要求量等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水道3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	-

【備考】1)基準値は、日間平均値とする。

2)農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 全亜鉛等

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

【備考】1)基準値は、年間平均値とする。

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 2.4-6 に示すとおりである。

表 2.4-6 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(地下水の水質汚濁に係る環境基準について 平成9年3月13日 環境庁告示第10号
最終改正 平成31年3月20日 環境省告示第54号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は 43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算数 0.2259を乗じたものと規格K0102の 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム等 29 項目について定められており、表 2.4-7 に示すとおりである。

表 2.4-7 土壌の汚染に係る環境基準

(土壌の汚染に係る環境基準について 平成3年8月23日 環境庁告示第46号
最終改正 平成31年3月20日 環境省告示第48号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法(環境省の定める方法)により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法(環境省が定める方法)により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注5) 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(5) 騒音に係る環境基準

1) 一般地域の騒音

騒音に係る環境基準は、表 2.4-8 示すとおりである。なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとなっている。

表 2.4-8 騒音に係る環境基準

(騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日 環境庁告示第64号
最終改正 平成24年3月30日 環境省告示第54号)
(地域の類型の当てはめ:平成24年4月1日 福岡市告示第113号)

<道路に面する地域以外の地域>

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注1) AAを当てはめる地域は、療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
 注5) 地域の類型の当てはめは、平成24年4月1日 福岡市告示第113号に基づいて以下とする。
 AA : 該当無し
 A : 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定する地域(以下、「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間及び区域の区分毎の規制基準(以下、「規制基準」という。)により第1種区域に区分された地域
 B : 指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
 C : 指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域
 除外: 工業専用地域、臨港地区、福岡空港

注6) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

<道路に面する地域>

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

<幹線交通を担う道路に隣接する空間>

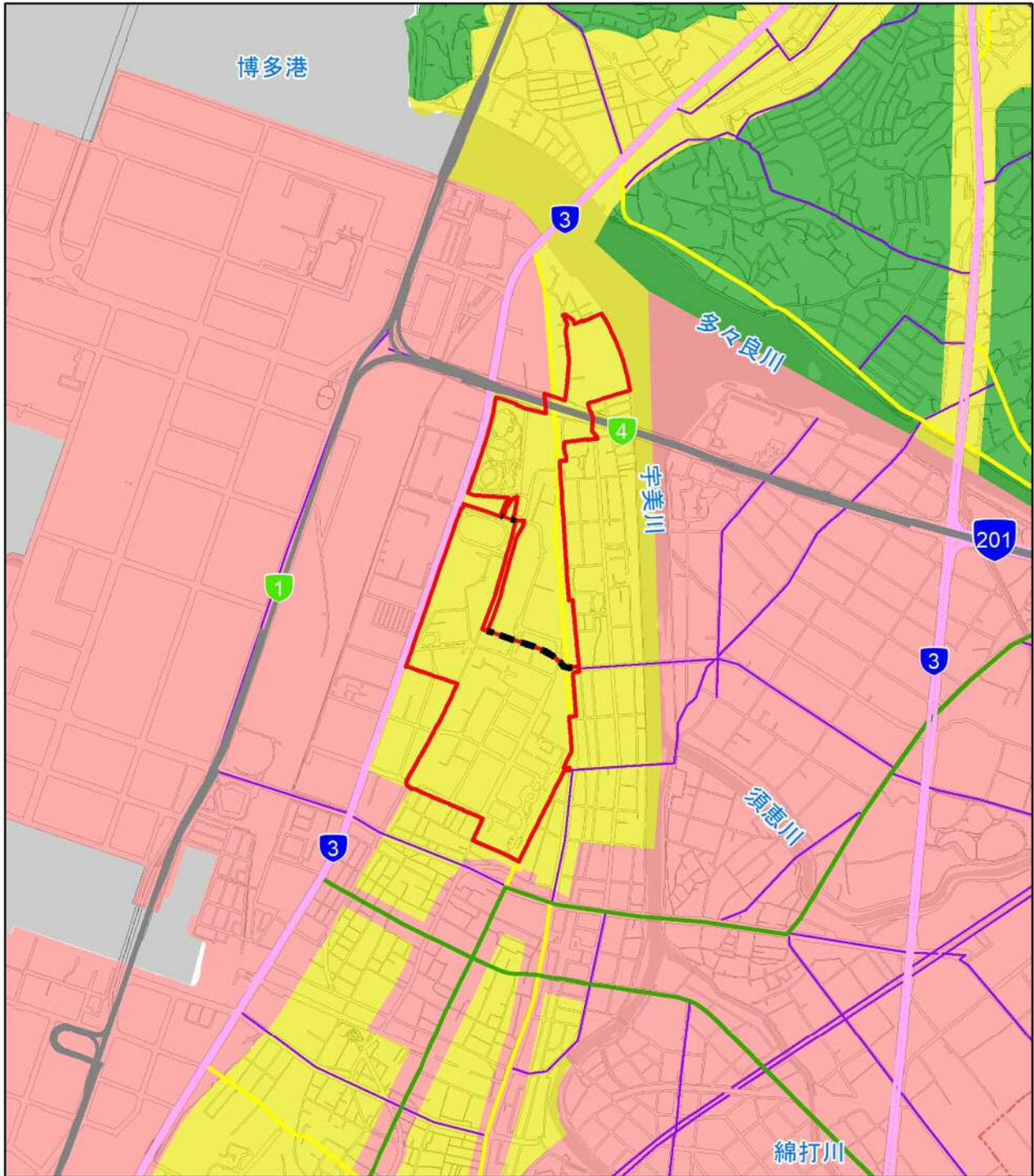
基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

<環境基準の適用除外について>

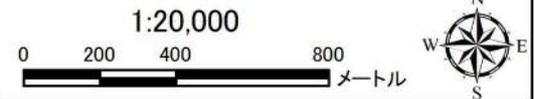
この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

また、「騒音に係る環境基準について」(平成10年 環境庁告示第64号)に基づく、事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定状況は図 2.4-2 に示すとおり、A類型、B類型、C類型である。



凡例

- | | | |
|--|--|--|
| 事業実施区域 | 一般国道 | A類型 |
| 北エリア・南エリア境界 | 主要地方道 | B類型 |
| 市区町村界 | 一般県道 | C類型 |
| 水域 | 幹線市道 | |
| 福岡都市高速 | | |



出典：騒音規制法及び振動規制法に係る指定区域図(平成27年3月 福岡市)

図 2.4-2 騒音に係る環境基準の類型指定状況

2) 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準は、表 2.4-9 示すとおりである。また、「航空機騒音に係る環境基準」(昭和 48 年 環境庁告示第 154 号)に基づく、事業実施区域及びその周囲の航空機騒音に係る環境基準の類型指定状況は図 2.4-3(1)に示すとおり類型Ⅱである。

なお、航空機騒音に係る環境基準は、環境省より平成 19 年 12 月 17 日付けで一部改正が告示されている。

表 2.4-9 航空機騒音に係る環境基準

(航空機騒音に係る環境基準について 昭和48年12月27日 環境庁告示第154号
最終改正 平成19年12月17日 環境省告示第114号)

(区域の区分:平成4年4月6日福岡県告示第672号 改正 平成30年3月23日福岡県告示第255号)

地域の類型	基準値(L _{den})	該当地区
I	57デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
Ⅱ	62デシベル以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

備考)環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

注1)地域の類型の当てはめは、平成4年4月6日 福岡県告示第672号、最終改正 平成25年福岡県告示第571号に基づいて以下とする。福岡空港関係は、福岡市(東区、博多区、中央区、南区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町のうち、

I :第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

Ⅱ :類型 I を当てはめた地域以外の地域。ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域(国土利用計画法)、河川区域(河川法)、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く。

注2)環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

a.測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(LAE)を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731に従うものとする。

b.測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。

c.測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。

d.評価は算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})を算出し、全測定日のL_{den}について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej} + 5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

(注:i,j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目,j番目及びk番目をいい、L_{AE,di}とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目のLAE、L_{AE,ej}とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目のLAE、L_{AE,nk}とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目のLAEをいう。また、T₀とは、規準化時間(1秒)をいい、Tとは、観測1日の時間(86,400秒)をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注:Nとは、測定日数をいい、L_{den,i}とは、測定日のうちi日目の測定日のL_{den}をいう。

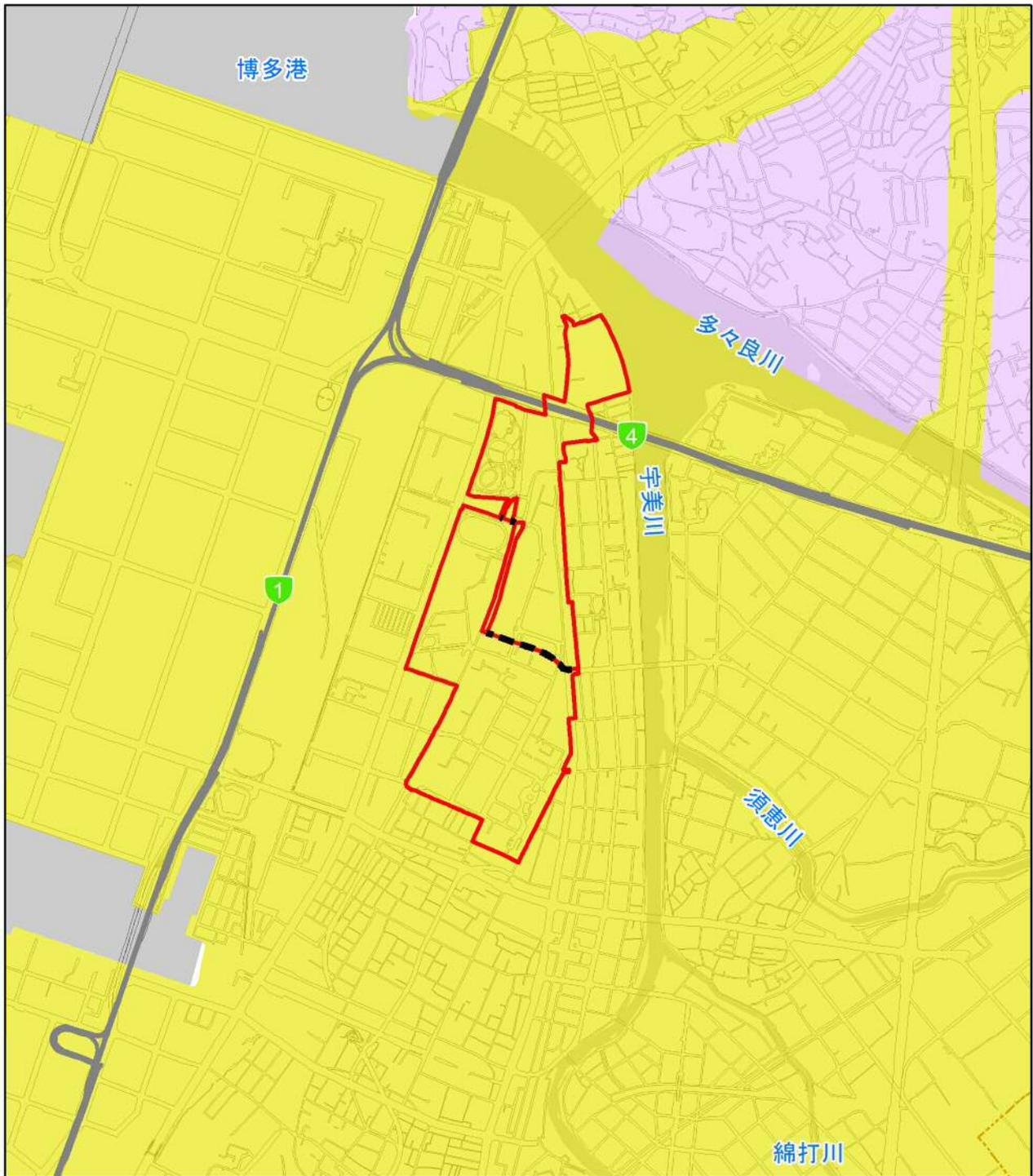
e.測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

また、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(昭和42年法律第110号)では、特定飛行場周辺において、航空機の騒音により生じる障害の防止、離着陸の頻繁な実施により生じる損失の補償のため、特定飛行場の設置者が講ずべき措置等を規定している。なお、特定飛行場とは、国管理空港として12空港(函館、仙台、東京国際、新潟、松山、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇)と会社管理空港として2空港(成田国際、大阪国際)の14空港を指す。本法律により区域指定の基準値及び対策事業の内容を表2.4-10に示す。事業実施区域及びその周囲の区域指定状況は、図2.4-3(2)に示すとおり北エリアの一部を除いて第一種区域に指定されている。

表 2.4-10 航空機騒音防止法に係る対策区域の類型とその基準と内容

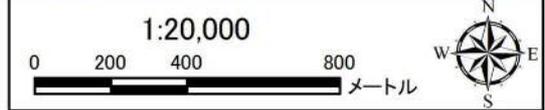
(昭和42年 法律第110号
最終改正 平成26年6月13日 法律第69号)

対策区域の類型	基準値(L _{den})	事業の内容
第一種区域	62デシベル以上	住宅の防音工事に対する助成
第二種区域	73デシベル以上	同区域外への移転補償、土地の買い入れ
第三種区域	76デシベル以上	緩衝緑地対等の整備



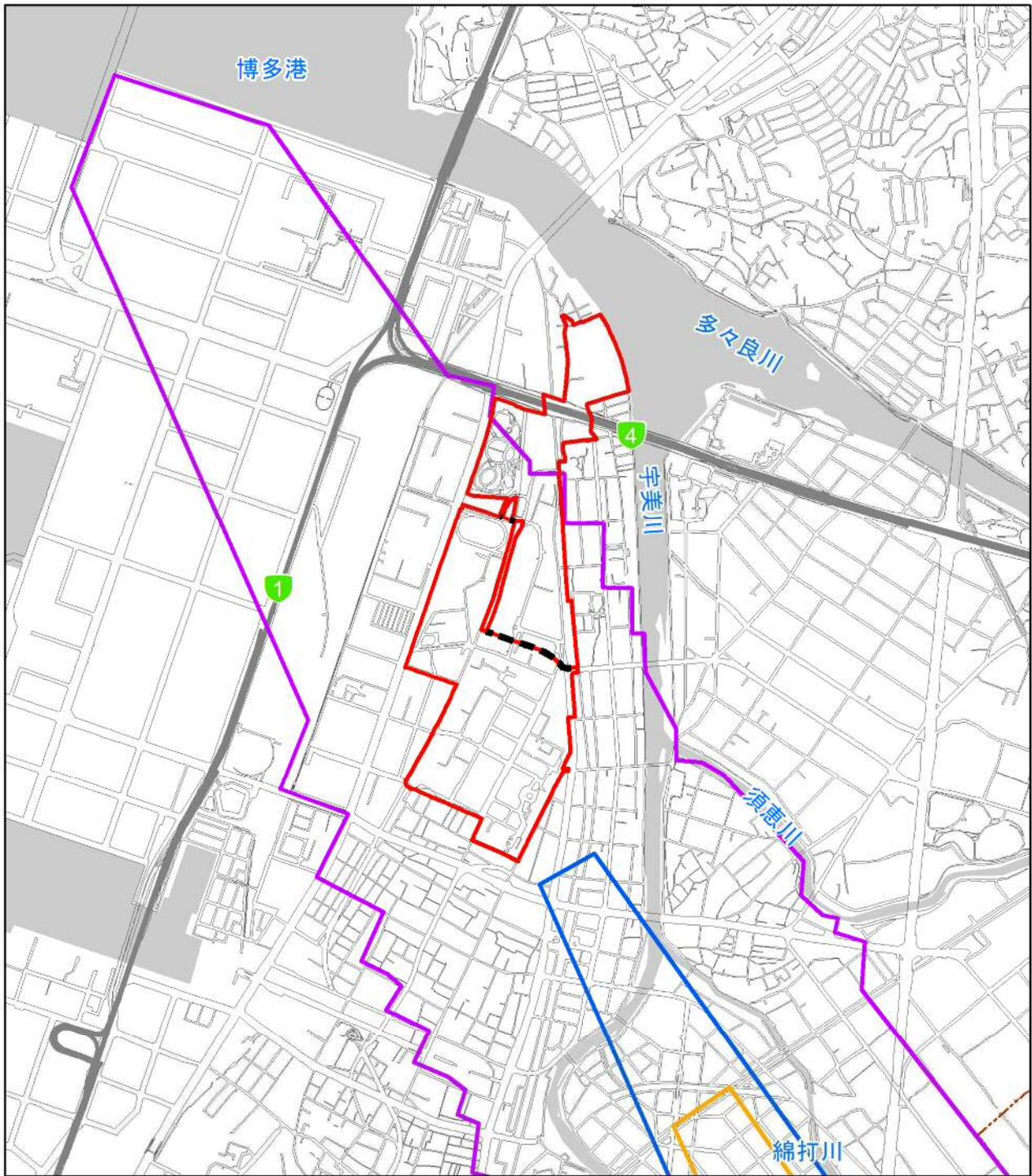
凡 例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 市区町村界
- 水域
- 福岡都市高速
- 類型 I
- 類型 II



出典：福岡都市計画総括図（平成 27 年 4 月 福岡市）

図 2.4-3(1) 航空機騒音に係る環境基準の類型指定状況



凡 例

- | | |
|--|---|
| 事業実施区域 | 航空機騒音防止法 |
| 北エリア・南エリア境界 | 第1種区域 |
| 市区町村界 | 第2種区域 |
| 水域 | 第3種区域 |
| 福岡都市高速 | |

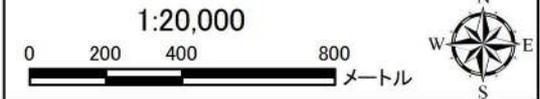


図 2.4-3(2) 航空機騒音防止法に係る区域の類型指定状況

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は、全国一律に設定されており、表 2.4-11 に示す。

表 2.4-11 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

(ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準
平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号 最終改正:平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年平均値)
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下(年平均値)
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考)1.大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2.水質の汚濁(水質の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3.水質の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4.土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

2.4.2 大気汚染に係る規制

(1) 施設の設置等に関する規制

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号 最終改正 平成27年6月19日法律第41号)では、同法で規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設を設置しようとする場合に届出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設、水銀大気排出施設の排出基準が定められている。

また、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成14年12月福岡県条例第79号)では、「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定するばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。

事業実施区域及びその周囲において、大気汚染防止法及び条例で規制されている物質及びその規制基準の概要(平成26年施行)を表2.4-12(1)に示す。

ばい煙発生施設又は特定物質(アンモニア等 28 物質)を発生する施設を設置しているものに対して、事故が発生した場合の応急措置及び復旧義務が課せられている。

表 2.4-12(1) 規制対象物質及びその規制基準の概要

規制物質		規制基準	法令	備考
硫黄酸化物		排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(排出量)を設定。 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ K値: 福岡市 8.76 その他の市町 17.5	大気汚染防止法 施行規則第3条	汚染地域に厳しくするため地域ごとに基準値を定めている。
ばいじん		0.04~0.5g/Nm ³ (一般排出基準)	同第4条	施設の種類及び規模ごとに基準値を定めている。
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	塩素	30mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	塩化水素	80mg/Nm ³ (700mg/Nm ³)	同第5条	施設を指定している。(内は廃棄物焼却施設のみ)。
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.0~20mg/Nm ³	同第5条	施設によって4種の基準がある。
	鉛及びその化合物	10~30mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	窒素化合物	新設: 60~400mg/Nm ³ 既設: 130~600mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。

出典:「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚・通令第1号 最終改正 平成26年環令第15号)

「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 28 年 9 月 26 日、環水大発第 1609264 号 環境省水・大気局長通達）によると、表 2.4-12(2)に示す、水銀に関する水俣条約の円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法等について、水銀排出施設に係る届出制度の創設や、水銀排出施設から水銀等を大気中に放出する者(水銀排出者)への排出基準の遵守義務づけ等の改正が行われている。

なお、施行期日は平成 30 年 4 月 1 日(水俣条約の発効がこれ以降となる場合は、条約発効日)である。

表 2.4-12(2) 水俣条約と大気汚染防止法の水銀排出施設及びその排出基準の概要

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
				新規施設	既存施設(注2)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		● 伝熱面積10m以上 ● 燃焼能力(注3)50L/時以上	8	10
	小型石炭混焼ボイラー(注4)			10	15
非鉄金属(銅、鉛、 亜鉛及び工業金) 製造に用いられる 精錬及び焙焼の 工程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉: ● 原料処理能力1t/時以上	15	30
		鉛又は亜鉛	金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。): ● 火格子面積1m以上 ● 羽口面断面積0.5m以上 ● 燃焼能力(注3)50L/時以上 ● 変圧器定格容量200kVA以上	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉: ● 原料処理能力0.5t/時以上 ● 火格子面積0.5m以上 ● 羽口面断面積0.2m以上 ● 燃焼能力(注3)20L/時以上	100	400
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉: ● 燃焼能力(注3)10L/時以上 ● 変圧器定格容量40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉: ● 原料処理能力0.5t/時以上	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水污泥焼却炉)		● 火格子面積2m以上 ● 焼却能力200kg/時以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物(注5)又は水銀含有再生資源(注6)を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)(施設規模による据切りはなし。)	50	100
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉		● 火格子面積1m以上 ● 燃焼能力(注3)50L/時以上 ● 変圧器の定格容量200kVA以上	50	80 (注7)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。
(注2) 施行日において既に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)
(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの
(注4) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの
(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。
(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。
(注7) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。

出典:改正大気汚染防止法(水銀大気排出規制)説明会資料(環境省ホームページ)

(2) 自動車排出ガスの規制

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号 最終改正 平成23年8月30日法律第105号)において規定される、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に福岡市は指定されていない。

2.4.3 水質汚濁に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号 最終改正 平成28年5月20日法律第47号)では、特定施設を設置し公共用水域に排水水を排水する工場・事業所に対して、表2.4-13(1)～(2)に示す排水基準が適用される。

表2.4-14に示すとおり、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月31日福岡県条例第8号 最終改正 平成24年6月1日福岡県条例第79号)においても規制対象工場・事業所の追加及び排水基準の強化(上乘せ排水基準)が定められている。

また、福岡市は「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月2日法律第110号 最終改正 平成27年10月2日法律第78号)の対象区域ではない。

なお、工場から公共下水道に排出される排水について、「下水道法」(昭和33年4月24日法律第79号 最終改正 平成27年5月20日法律第22号)及び「福岡市下水道条例」(昭和37年8月27日条例第44号)により表2.4-15(1)～(4)に示す下水排除基準が定められている。

表2.4-13(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による排水の汚染状態)

(排水基準を定める省令 昭和46年6月21日 総理府令第35号
最終改正 平成27年9月18日 環境省令第33号)

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	チウラム	0.06mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	ほう素 10(230)mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその化合物	8(15)mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注) ()内は海域に排出されるものの基準

表 2.4-13(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の排出水の汚染状態)

(排水基準を定める省令 昭和46年6月21日 総理府令第35号
最終改正 平成27年9月18日 環境省令第33号)

項 目		許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域に排出されるもの以外	5.8~8.6
	海域に排出されるもの	5.0~9.0
生物化学的酸素要求量(BOD) [海域・湖沼に排出されるもの以外]	日間平均	120 mg/L
	最大	160 mg/L
化学的酸素要求量(COD) [海域・湖沼に排出されるもの]	日間平均	120 mg/L
	最大	160 mg/L
浮遊物質(SS)	日間平均	150 mg/L
	最大	200 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L
	動植物油脂類含有量	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅含有量		3 mg/L
亜鉛含有量		2 mg/L
溶解性鉄含有量		10 mg/L
溶解性マンガン含有量		10 mg/L
クロム含有量		2 mg/L
大腸菌群数	日間平均	3,000 個/cm ³
窒素含有量	日間平均	60 mg/L
	最大	120 mg/L
燐含有量	日間平均	8 mg/L
	最大	16 mg/L

注) 生活環境の保全に関する項目については、1日当たりの平均的な排水量が50m³以上である工場又は事業場の排水水について適用する。

表 2.4-14 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準
(那珂川、御笠川及び河口海域を除く博多湾水域)

(水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例 昭和 48 年 3 月 31 日福岡県条例第 8 号)

事業場	業種 (施設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)										適用日			
		生物化学的酸素要求量(BOD)		化学的酸素要求量(COD)		浮遊物質(SS)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)		フェノール類含有量(mg/L)					
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大				
二 那珂川、御笠川及び河口海域を除く博多湾水域に排水を排出する特定事業場	下水道整備地域に所在するもの	全業種	20	30	20	30	70	100							
	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、飲料製造業、セメント製品製造業	90	120	90	120	120	150	20						
		と畜業	60	80	60	80	70	100							
		し尿処理施設	処理対象人員 2001 人以上	30	45			7	100						
			処理対象人員 2001 人以下	60	80			90	120						
			その他のし尿処理施設	30	45			70	100						
		下水道終末処理施設	20	30			70	100							
	その他の施設	90	120	90	120	120	150						平成 2 年 4 月 1 日から		
	新規事業場(昭和 48 年 8 月 2 日以後に特定事業場となった事業場)	し尿処理施設	30	45			70	100							
		下水道終末処理施設	20	30			70	100							
		追加指定施設	90	120	90	120	120	150						平成 2 年 4 月 1 日から	
		その他の施設	排水量 2,000m ³ /日以上	20	30	20	30	25	30	2	2	1			
			排水量 500~2,000m ³ /日以上	40	50	40	50	50	70	10	2	1			
			排水量 500m ³ /日未満	60	80	60	80	70	100	15	2	1			

備考

- この表に掲げる区域は、昭和 63 年 12 月 1 日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。
- 「特定施設」とは水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 日間平均は、日間平均値による許容限度で 1 日の排水量の平均的な汚水状態について定めたものである。
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が 50m³/日以上である特定事業場に係る排水水について適用する。
- BOD に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排水水に限って適用し、COD に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排水水(し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排水水を除く。)に限って適用する。(一の項にかかる上乗せ排水基準については備考 5 の規定を参照。)
- 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、次のとおりとする。
 - 下水道整備地域に所在していない特定事業場が、その地域に所在するものと同様の施設を有する場合は、下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
 - 下水道整備地域に所在している特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後 1 年を経過した日から適用する。
- 施行令第 72 号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場においては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
 - 施行令第 66 号の 2、第 66 号の 5 から第 66 号の 7 まで、第 68 号の 2 又は第 71 号の 2 に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く。)が施行令第 72 号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成 3 年 8 月 1 日以後に指定地域特定施設を設置する場合には、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
 - (1)以外の特定事業場においては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場においては工業出荷額の数値が最大のものをいう。)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合には、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 一の項において「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令第 1 号に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 48 年 4 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 二の項において「追加指定施設」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令第 1 号に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 49 年 8 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設ごとに、それぞれ基準日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたものをいう。

施行令第 66 号の番号	基準日
66-2.71-2	S49.12.1
64-2.69-2	S51.6.1
68-2.73-1	S54.5.10
18-2.18-3.21-2.21-3.21-4.	S57.1.1
23-2.51-2.51-3.63-2.70-2.	
71-4	
69-3	S57.7.1
65-3.66-4.66-5.66-6.67-7	S63.10.1
71-5.71-6	H3.10.1
63-3	H13.7.1
- 「合併処理を行うもの」及び「単独処理を行うもの」は、廃止前の建設省告示に定めるところによる。
- 本表では、一の「那珂川、御笠川及び河口海域に排水を排出する特定事業場」を省略している。

表 2.4-15(1) 下水排除基準

対象物質又は項目	単位	特定事業場		その他の事業場	
		日平均排水量	日平均排水量	日平均排水量	日平均排水量
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 (注1)	0.03 (注1)	0.03 (注1)	0.03 (注1)
シアン化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	230(10)(注2)	230(10)(注2)	230(10)(注2)	230(10)(注2)
ふっ素及びその化合物	mg/L	15(8)(注3)	15(8)(注3)	15(8)(注3)	15(8)(注3)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10(注4)	10(注4)	10(注4)	10(注4)
トリクロロエチレン	mg/L	0.1(注5)	0.1(注5)	0.1(注5)	0.1(注5)
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
フェノール類	mg/L	5		5	
銅及びその化合物	mg/L	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L	2(注6)	2	2	2
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10		10	
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	10		10	
クロム及びその化合物	mg/L	2	2	2	2
水素イオン濃度(pH)		5~9	5~11	5~9	5~11
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600		600	
浮遊物質(SS)	mg/L	600		600	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	(鉱油類) (動植物油脂類)	mg/L	5 20	5 60	20
温度	°C	45		45	
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220

(注1): 下水道法施行令の改正により、平成26年12月1日からカドミウム及びその化合物に係る基準が0.1mg/L以下から0.03mg/L以下に強化されました。

(注2)、(注3)については処理区域によって基準が異なります。排除する終末処理場を確認してください。また、業種によっては暫定基準が適用される場合もあります。

(注4): ダイオキシン類については、規制を受ける施設や地域が限定されています。

(注5): 下水道法施行令の改正により、平成27年10月21日からトリクロロエチレンに係る基準が0.3mg/L以下から0.1mg/L以下に強化されました。

(注6): 業種によっては暫定基準が適用される場合があります。

■(緑塗り部分)・・・特定事業場を対象とした下水の排除の制限に関する基準値です。この数値を超えるおそれがある場合には、水質の改善(改善命令)や公共下水道への下水排除の一時停止を命じられる場合があります。

また、基準値を超えた場合には、罰則が適用されます。

■(青塗り部分)・・・下水の水質がこの基準値に適合しない場合は、除害施設の設置など排除基準を守るため必要な措置を行わなければなりません。

基準を超えた場合には、水質の改善などの措置を命じられ、その措置命令に従わなかった場合には罰則が適用されます。

出典: 下水排除基準一覧表(福岡市ホームページ)

表 2.4-15(2) 下水排除基準のうち特定事業場に係るカドミウムの暫定除去基準
適用業種一覧(平成 26 年 12 月 1 日～平成 31 年 11 月 30 日)

業種	暫定排水基準	適用期間
金属鉱業	0.08mg/L	H31.11.30まで
非鉄金属第1次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	0.09mg/L	H29.11.30まで
非鉄金属第2次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	0.09mg/L	H29.11.30まで
溶融めつき業(溶融亜鉛めつきを行うものに限る。)	0.1mg/L	H29.11.30まで

出典:下水排除基準一覧表(福岡市ホームページ)

表 2.4-15(3) 下水排除基準のうち特定事業場に係るほう素、ふっ素の暫定除去基準
適用業種一覧(平成 28 年 7 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日)

有害物質の種類	業種その他の区分	暫定基準 (mg/L)
ほう素及びその化合物	電気めつき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	30
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	40
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	40
	貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	40
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。))から排出される水を受け入れており、かつ海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	50
	金属鉱業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	100
	うわ薬製造業(うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	140
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500
ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	12
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	12
	電気めつき業(1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。))の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ)を除く。以下、この欄において同じ。))を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30
	電気めつき業(1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50
備考	この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合で異なる基準が定められているときは、当該工場又は事業場については、それらの基準のうち最大のものを適用する。	

なお、特定施設番号74いわゆる共同処理場に該当する施設を有する事業場は、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準が適用されます。

出典:下水排除基準一覧表(福岡市ホームページ)

表 2.4-15(4) 下水排除基準のうち特定事業場に係る亜鉛の暫定基準適用業種一覧

(平成 23 年 12 月 11 日～平成 33 年 12 月 10 日)

業 種	暫定基準
金属鋳業	5 mg/L
電気めっき業	
下水道業(金属鋳業または電気めっき業に属する特定事業場(下水道法「昭和33年法律第79号」第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	

注) 日平均排水量が 50m³/日以上の特特定業場については、暫定基準が適用。

出典: 下水排除基準一覧表(福岡市ホームページ)

2.4.4 騒音に係る規制

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号 最終改正 平成26年6月18日法律第72号)に基づき、騒音を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所(特定工場等)の事業活動に伴う騒音、並びに建設工事(特定建設作業)に伴う騒音について規制が定められている。また、自動車騒音は措置を要請する限度が定められている。

(1) 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設〔金属加工機械等11種類〕を設置する工場又は事業所)において発生する騒音の規制基準を表2.4-16に示す。また、事業実施区域及びその周囲における騒音規制地域の指定状況を図2.4-4に示す。

表 2.4-16 特定工場等の騒音に係る規制基準

(特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年11月27日厚・農・通・運告示第1号 最終改正 平成18年9月29日環告第132号)
(区域の区分 平成9年3月31日 福岡市告示第74号 最終改正 平成30年福岡市告示第233号)

区域の区分 \ 時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

注1)時間の区分は以下のとおりである。

昼間 午前8時から午後7時まで
朝 午前6時から午前8時まで
夕 午後7時から午後11時まで
夜間 午後11時から翌日の午前6時まで

注2)第1種、第2種、第3種及び第4種区域とは次に掲げる区域である。

第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注3)騒音規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械：圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のもの。)、製管機械、ベンディングマシン(ロール式で、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの。)、液圧プレス(矯正プレスを除く。)、機械プレス(呼び加圧能力が 294キロニュートン 以上のもの。)、せん断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの。)、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン、プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)、タンブラー、切断機(といしを用いるもの。)
- ・空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの。)
- ・土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの。)
- ・織機(原動機を用いるもの。)
- ・建設用資材製造機械：コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m^3 以上のもの。)、アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のもの。)
- ・穀物用製粉機(ロール式で、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの。)
- ・木材加工機械：ドラムバーカー、チップパー(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの。)、碎木機、帯のこ盤(製材用：原動機の定格出力が 15kw 以上のもの。木工用：原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの。)、丸のこ盤(製材用：原動機の定格出力が 15kw 以上のもの。木工用：原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの。)、かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの。)
- ・抄紙機
- ・印刷機械(原動機を用いるもの。)
- ・合成樹脂用射出成形機
- ・鋳造型機(ジヨルト式のもの。)

注4)騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z八七三ー一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
(二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
(三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
(四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

注5)区域の区分については、平成9年3月31日 福岡市告示第74号 最終改正 平成30年福岡市告示第233号に基づき以下とする。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
第2種区域：主として第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域
第3種区域：主として近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域
第4種区域：主として工業地域、工業専用地域
除外地域：福岡空港

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づき、指定地域内における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 2.4-17 に示す。

また、事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況を図 2.4-4 に示す。

表 2.4-17 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

(特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準 昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号 最終改正 平成12年環告第16号)
(区域の区分 昭和61年4月1日 福岡市告示第74号 最終改正 平成30年福岡市告示第233号)

規制種別	区域の区分	基準
敷地境界における騒音の大きさ	第1号区域	85デシベル以下
	第2号区域	
作業ができる時間	第1号区域	午前7時から午後7時
	第2号区域	午前6時から午後10時
1日における延作業時間	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
同一場所における作業期間	第1号区域	連続6日以内
	第2号区域	
日曜・休日における作業	第1号区域、第2号区域	禁止

- 注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業である。
- ・くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打ちくい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業は除く。)
 - ・びょう打機を使用する作業
 - ・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
 - ・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の出力が15kw以上のものに限り)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
 - ・コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限り)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限り。)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)
 - ・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限り。)を使用する作業
 - ・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限り。)を使用する作業
 - ・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限り。)を使用する作業
- 注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z八七三ーに定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
- 注3) 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うにあたり、1日における作業時間を「1日における延作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮することができる。
- 注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。
- 注5) 区域の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第74号 最終改正 平成30年福岡市告示第233号に基づいて以下とする。
- 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域
第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域。
- なお、第1種及び第2種区域は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に示す内容と同様である。
- 第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域

(3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表 2.4-18 に示す限度を超えることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとし、また必要と認められるときは道路管理者又は管理行政機関の長に道路部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

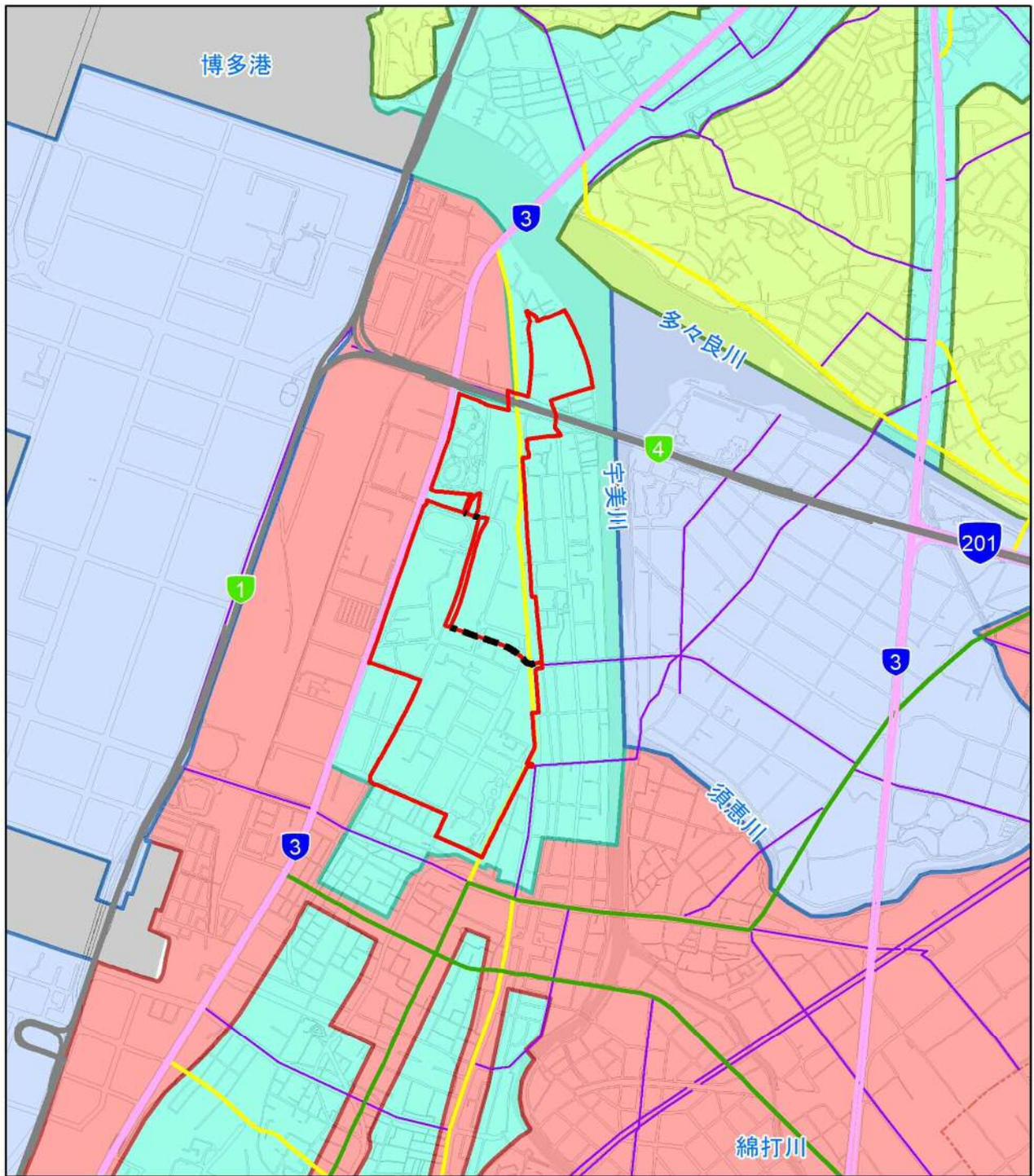
また、事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況を図 2.4-4 に示す。

表 2.4-18 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））

（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成12年3月2日 総理府令第15号 最終改正 平成23年11月30日 環境省令第32号）
（区域の区分 平成12年3月30日 福岡市告示第86号 最終改正 平成27年福岡市告示第115号）

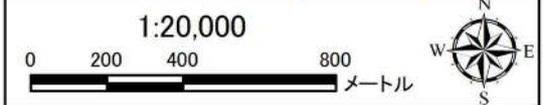
区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

- 注1) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間75デシベル、夜間70デシベルとする。
- 注2) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(指定都市の長)が定めた区域をいう。
a区域:専ら住居の用に供される区域
b区域:主として住居の用に供される区域
c区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 注3) 区域の区分は、平成12年3月30日 福岡市告示第86号 最終改正 平成27年福岡市告示第115号に基づいて、「特定工場等の騒音の規制基準」の規制区域の区分のうち、以下の区分とする。
a区域:第1種区域
b区域:第2種区域
c区域:第3種、第4種区域
- 注4) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
等価騒音レベルとは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合(非定常音、変動騒音)に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したもの。



凡例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 市区町村界
- 水域
- 福岡都市高速
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 幹線市道



凡例	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	a区域
	第2種区域		b区域
	第3種区域	第2号区域	c区域
	第4種区域		

出典：騒音規制法及び振動規制法に係る指定区域図（平成27年3月 福岡）

図 2.4-4 騒音規制区域図

2.4.5 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号 最終改正 平成26年6月18日法律第72号)に基づき、振動を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所(特定工場等)の事業活動に伴う振動、並びに建設工事(特定建設作業)に伴う振動について規制が定められている。また、道路交通振動は措置を要請する限度が定められている。

(1) 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設〔金属加工機械等10種類〕を設置する工場又は事業所)において発生する振動の規制基準を表2.4-19に示す。また、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況を図2.4-5に示す。

表 2.4-19 特定工場等の振動に係る規制基準

(特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 昭和51年11月10日環告第90号 最終改正 平成12年3月28日環告第18号)
(区域の区分 平成9年3月31日 福岡市告示第77号 最終改正 平成30年福岡市告示第235号)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
	第1種区域		60デシベル以下
第2種区域		65デシベル以下	60デシベル以下

注1)時間の区分は以下のとおりである。

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

注2)第1種、第2種区域とは次に掲げる区域である。

第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域:住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注3)振動規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械:液圧プレス(矯正プレスを除く。)、機械プレス、せん断機(原動機の定格出力が1原動機の定格出力が1kw以上のもの。)、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw以上のもの。)
- ・圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。)
- ・土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。)
- ・織機(原動機を用いるもの。)
- ・コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力合計が2.95kw以上のもの。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの。)
- ・木材加工機械:ドラムバーカー、チップパー(原動機の定格出力が2.2kw以上のもの。)
- ・印刷機械(原動機の定格出力が2.2kw以上のもの。)
- ・ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの。)
- ・合成樹脂射出成形機
- ・鋳造型機(ジョルト式のもの。)

注4)区域の区分について、平成9年3月31日 福岡市告示第77号 最終改正 平成30年福岡市告示第235号に基づき以下とする。

第1種区域:主として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、

第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域、都市計画区域外

第2種区域:主として、近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

除外する区域:福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部

(2) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく、指定地域内(第1号区域)における特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表2.4-20に示す。

また、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況を図2.4-5に示す。

表2.4-20 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

(振動規制法施行規則 昭和51年11月10日総令第58号 最終改正 平成27年環令第19号)
(区域の区分 平成9年3月31日 福岡市告示第78号 最終改正 平成30年福岡市告示第235号)

規制種別	基準
敷地境界における振動の大きさ	75デシベル以下
作業ができる時間	午前7時から午後7時
1日における延作業時間	10時間以内
同一場所における作業期間	連続6日以内
日曜・休日における作業	禁止

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業である。

- ・ くい打機(もんけん及び圧入式くい打ちくい抜き機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- ・ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・ 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・ ブレーカー(手持式ものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの振動が発生する場合に勧告又は命令を行うにあたり、1日における作業時間を「1日あたりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 第1号区域は、振動規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

第1種区域。第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域

第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域

なお、第1種及び第2種区域は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す内容と同様である。

注6) 区域の区分は、平成9年3月31日 福岡市告示第78号 最終改正 平成22年福岡市告示第23号に基づいて、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域が第1号区域で、第2号区域は福岡市にはない。

(3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表 2.4-21 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものと定められている。

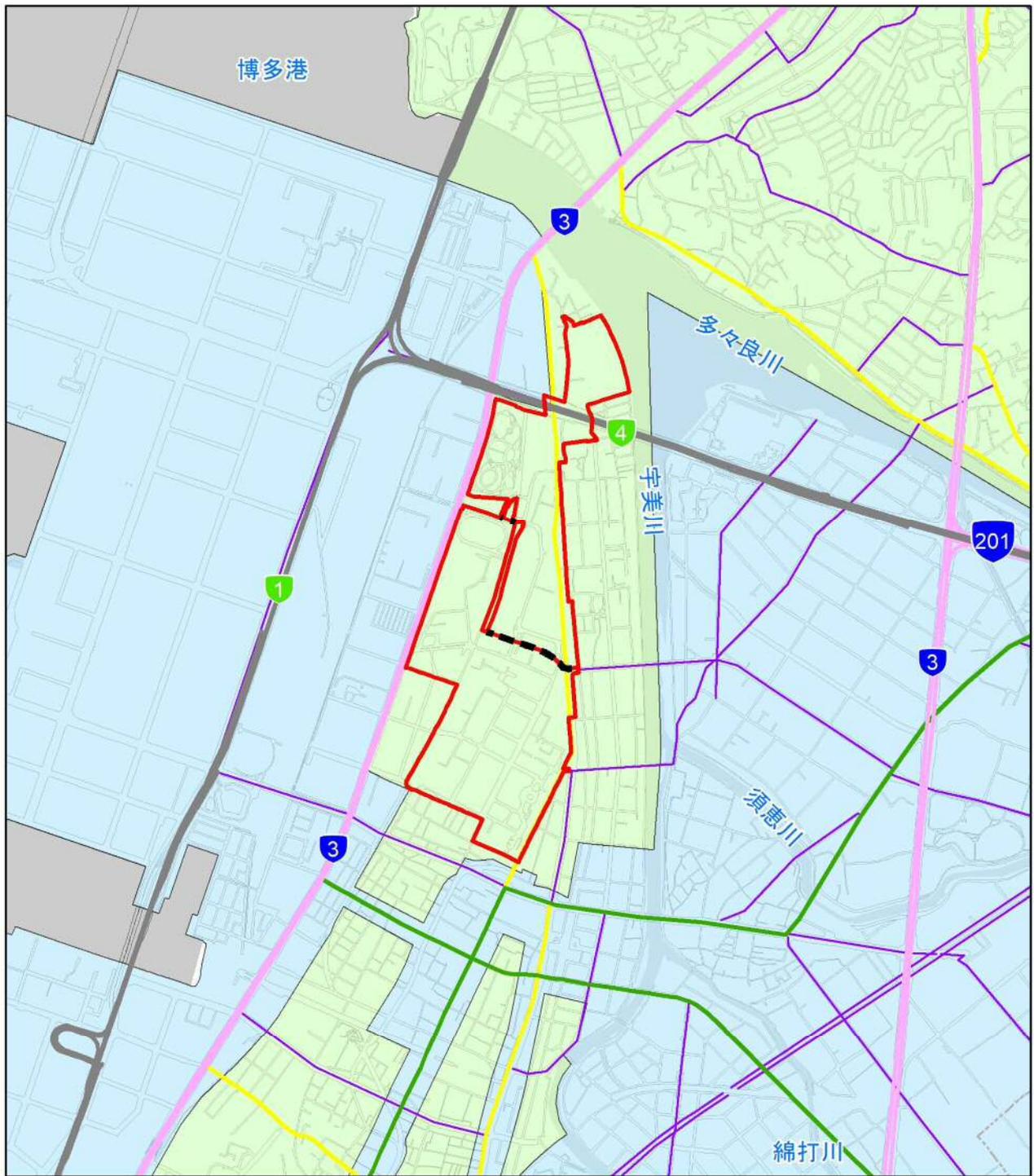
また、事業実施区域及びその周囲における振動規制区域の指定状況を図 2.4-5 に示す。

表 2.4-21 道路交通振動の要請限度(振動レベル(L₁₀))

(振動規制法施行規則 昭和51年11月10日総令第58号 最終改正 平成23年環令第32号)
(区域の区分 昭和61年4月1日 福岡市告示第79号 最終改正 平成24年福岡市告示第170号)

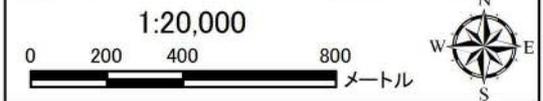
区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日の午前8時まで)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

- 注1) 第1種及び第2種区域とは次に掲げる区域をいう。
 第1種区域: 主として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域、都市計画区域外
 第2種区域: 近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
- 注2) 区域の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第79号 最終改正 平成24年福岡市告示第170号に基づいて、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す特定工場等の振動の規制基準の区域の区分による。
- 注3) 時間の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第79号 最終改正 平成元年12月21日福岡市告示第261号に基づいて、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す特定工場等の振動の規制基準の時間の区分による。
- 注4) L₁₀は測定した振動レベルの80%レンジ上端値を示し、その振動レベル以上の時間が測定時間の10%を占めているレベルをいう。



凡 例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 市区町村界
- 水域
- 福岡都市高速
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 幹線市道



凡 例	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域		第2種区域

出典：騒音規制法及び振動規制法に係る指定区域図（平成 27 年 3 月 福岡市）

図 2.4-5 振動規制区域図

2.4.6 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年6月10日法律第91号 最終改正 平成23年12月14日法律第122号)に基づき、福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質ごとに事業所の敷地境界の基準を定めている。特定悪臭物質の規制基準を表2.4-22に示す。

また、福岡市は、「福岡市悪臭対策指導要綱」(福岡市、平成7年6月1日)を施行し、表2.4-23に示すとおり、悪臭防止法を補完し、必要に応じて臭気指数による指導を行っている。

表 2.4-22 悪臭に係る規制基準

(悪臭防止法施行規則 昭和47年5月30日総令第39号 最終改正 平成23年環令第32号)
(規制基準 福岡市告示82号 最終改正 平成8年福岡市告示4号)

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

表 2.4-23 指導基準(臭気指数)

区分		指導基準 (臭気指数)
敷地境界		10
排出口	排出口の高さ 5m以上15m未満かつ 排ガス量が300Nm ³ /分以上	25
	排出口の高さ 5m以上30m未満	28
	排出口の高さ 30m以上50m未満	30
	排出口の高さ 50m以上	33

出典:福岡市悪臭対策指導要綱(福岡市、平成7年6月1日)

2.4.7 土壌汚染対策法による要措置区域の指定に係る基準等

「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号 最終改正 平成29年6月2日法律第45号)に基づく、要措置区域の指定に係る指定基準及び地下水基準を表2.4-24に示す。

表2.4-24 土壌汚染対策法による要措置区域の指定に係る指定基準及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準及び地下水基準 (土壌汚染対策法施行規則 平成14年12月26日環令第29号 最終改正 平成29年環令第29号)			措置の選択の指標
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準	
第一種 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下	1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下	0.4mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—	0.03mg/L以下	0.3mg/L以下
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下	1.5mg/L以下
	第二種 (重金類等)	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物		水銀が0.0005mg/L以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が0.0005mg/L以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
砒素及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下	24mg/L以下
ほう素及びその化合物		1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下	30mg/L以下
第三種 (農薬)	シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下
	テオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
	テウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003mg/L以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1mg/L以下

注1)地下水基準:地下水汚染の判定基準(規則別表第1)

注2)要措置区域の指定に係る基準(汚染状態に関する基準):都道府県知事等が要措置区域または形質変更時届出区域として指定する際の基準

注3)土壌溶出量基準:地下水経路の摂取による観点から定められた基準(規則別表第3)

注4)土壌含有量基準:汚染された土壌の直接摂取による観点から定められた基準(規則別表第4)

注5)第二溶出量基準:措置の選択または決定の判断を行う観点からの指標(規則別表第2)

2.4.8 地下水の採取に係る規制

事業実施区域及びその周囲において、「工業用水法」(昭和31年6月11日法律第146号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号)及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月1日法律第100号 最終改正 平成12年5月31日法律第91号)に基づき、地下水採取が規制されている地域はない。

2.4.9 自然環境法令による指定状況

(1) 自然公園

事業実施区域及びその周囲において、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号)に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資することを目的として、第10条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第41条の規定により指定された都道府県立自然公園はない。

(2) 自然環境保全地域

事業実施区域及びその周囲において、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号)に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域はない。

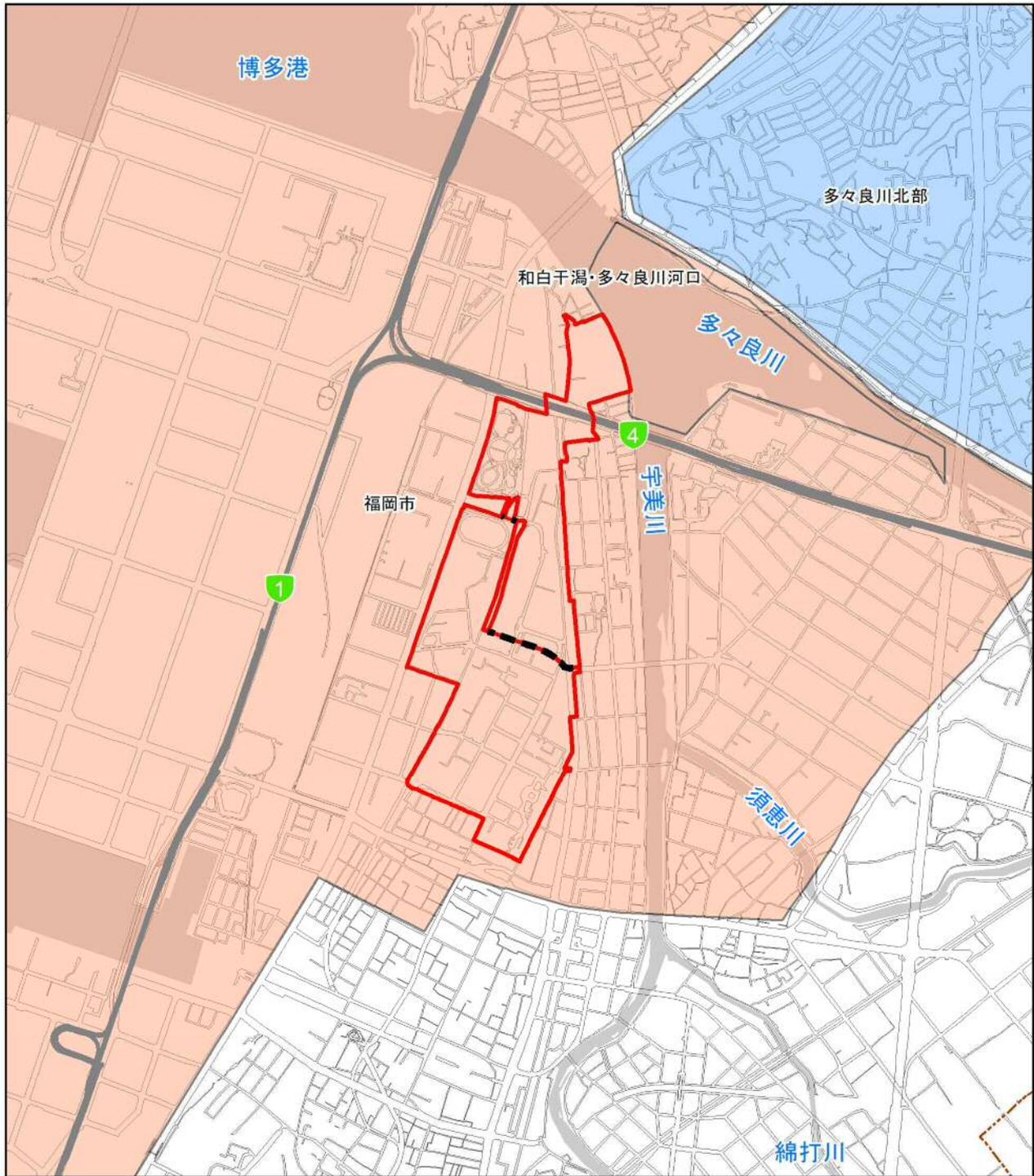
(3) 鳥獣保護区

事業実施区域及びその周囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号 最終改正 平成26年5月30日法律第46号) 第28条第1項の規定に基づく鳥獣保護区等の指定状況を表2.4-25及び図2.4-6に示す。

表 2.4-25 鳥獣保護区等の指定状況

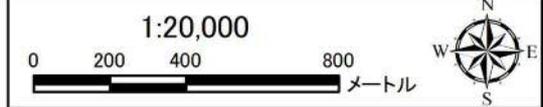
区分	名称	面積(ha)	指定区分	期限
鳥獣保護区	和白干潟・多々良川河口	291	国	2023.10.31
	福岡市	26,417	県	2026.11.14
特定猟具(銃器)使用禁止区域	多々良川北部	310	県	2026.11.14

出典:平成30年度 福岡県鳥獣保護区等位置図(平成30年8月 福岡県)



凡 例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 市区町村界
- 水域
- 福岡都市高速
- 鳥獣保護区
- 特定猟具(銃器)使用禁止区域



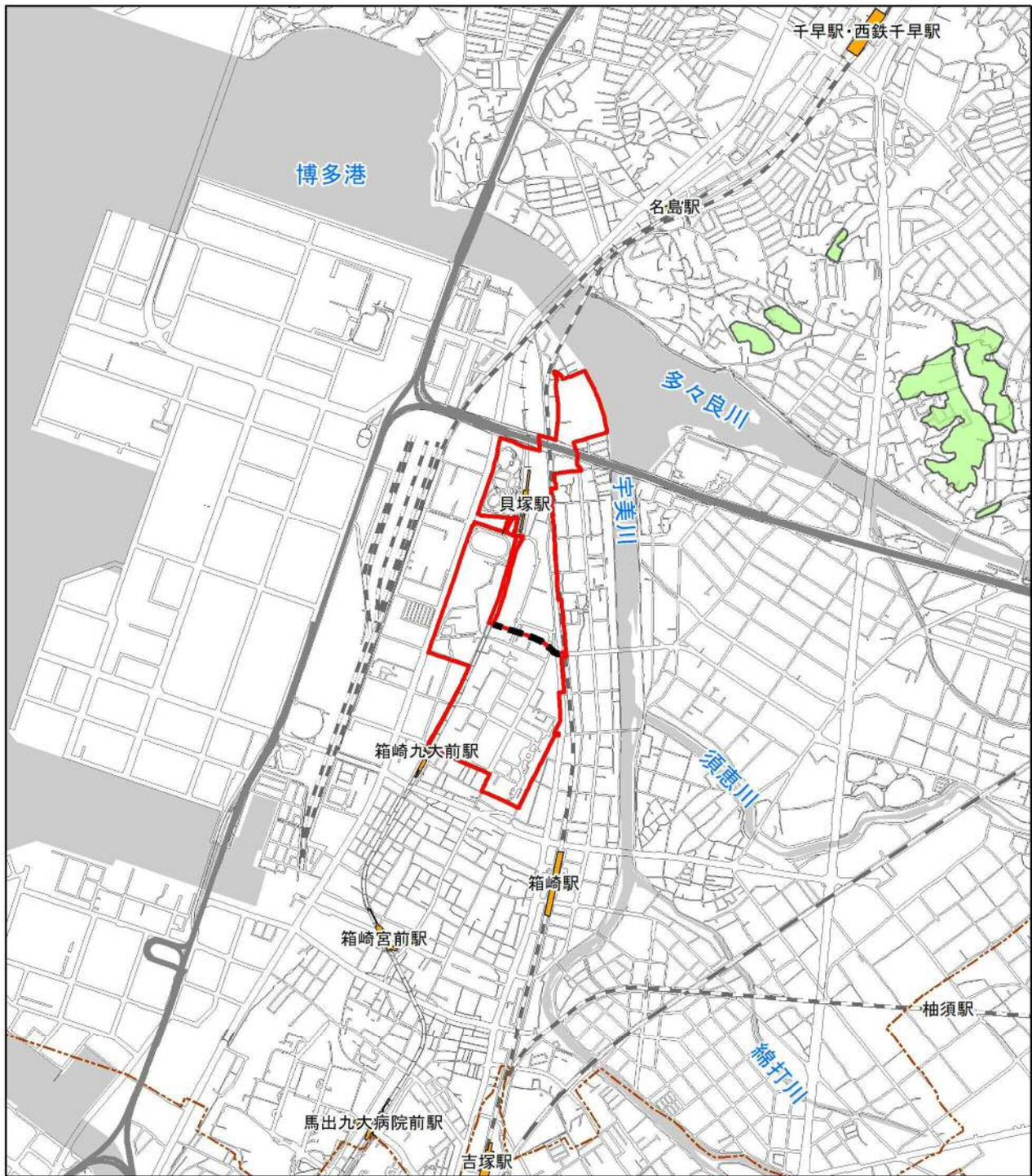
出典：平成 30 年度福岡県鳥獣保護区等位置図(平成 30 年 8 月、福岡県)

図 2.4-6 鳥獣保護区等の指定状況

(4) 保安林

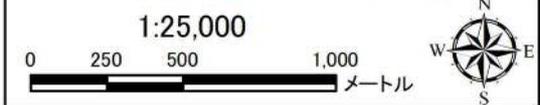
事業実施区域及びその周囲において、「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号 最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)の規定により指定された保安林はない。

なお、森林地域の指定状況を図 2.4-7 に示す。森林地域は全て「森林法」第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となる民有林の区域である。



凡例

- | | | |
|---|---|--|
| 事業実施区域 | 駅 | 森林地域 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | |
| 市区町村界 | 新幹線 | |
| 水域 | 私鉄 | |
| 福岡都市高速 | 地下鉄 | |



出典：ふくおか森林オープンデータ(福岡県)

図 2.4-7 森林地域の指定状況

(5) 風致地区等

事業実施区域及びその周囲において、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号最終改正 平成27年6月26日法律第50号)第8条第1項第7号の規定に基づく、都市における風致の維持を目的として定められた風致地区を表2.4-26に示す。

また、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号)第12条に規定され、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成している特別緑地保全地区を表2.4-27に示す。

風致地区及び特別緑地保全地区の指定状況を図2.4-8に示す。

表 2.4-26 風致地区の指定状況

(平成29年3月31日現在)

地区名	計画年月	面積(ha)
名島	昭和45年6月	18.6
松崎	昭和45年6月	22.4
笹崎宮	昭和45年6月	8.2

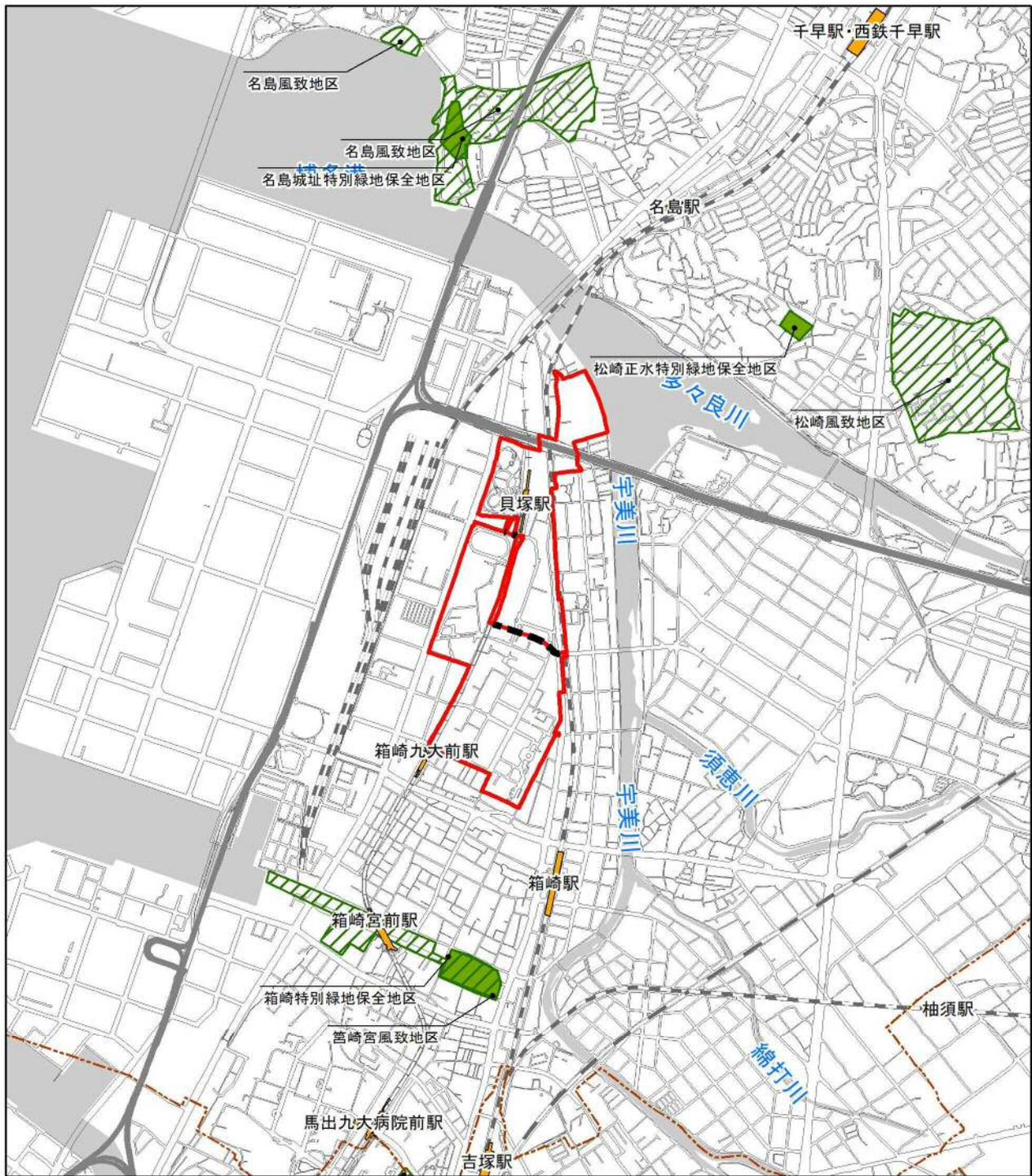
出典:都市緑化データベース(国土交通省)

表 2.4-27 特別緑地保全地区の指定状況

(平成29年3月31日現在)

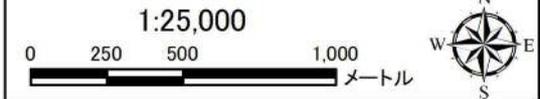
地区名	計画決定年	面積(ha)
箱崎	昭和50年2月27日	2.6
松崎正水	平成9年12月25日	0.7
名島城址	平成11年7月1日	1.5

出典:都市緑化データベース(国土交通省)



凡例

- | | | |
|---|---|--|
| 事業実施区域 | 駅 | |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | 風致地区 |
| 市区町村界 | 新幹線 | 特別緑地保全地区 |
| 水域 | 私鉄 | |
| 福岡都市高速 | 地下鉄 | |



出典：福岡都市計画総括図（平成 27 年 4 月 福岡市）

図 2.4-8 風致地区等の指定状況

(6) 景観形成地区

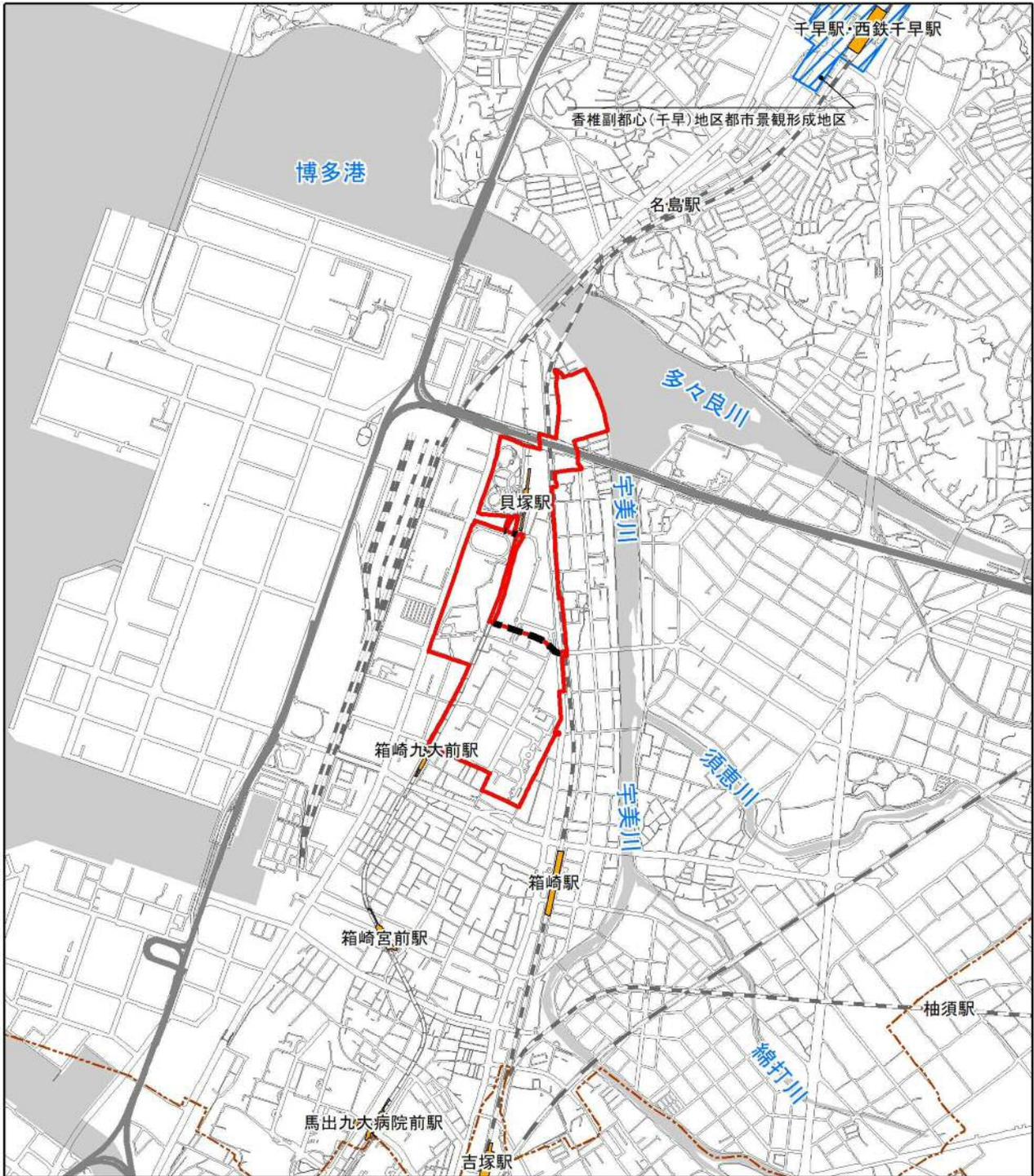
福岡市は「福岡市都市景観形成基本計画」(昭和 63 年 3 月)及び「福岡市景観計画」(平成 24 年 4 月)に基づき、景観形成を重点的に図る地区を「都市景観形成地区」として指定し、各地区の景観形成方針・基準に基づき助言・指導を行い地区内の景観を誘導している。また、地区内においては、建築物の新築等、工作物の新設等、広告物の表示等の行為に際して、建築主などに届出を義務づけており、この届出行為が「景観法」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正平成 27 年 6 月 26 日法律第 50 号)による届出対象行為となっている。

事業実施区域及びその周囲の景観形成地区を表 2. 4-28 及び図 2. 4-9 に示す。

表 2. 4-28 景観形成地区の指定状況

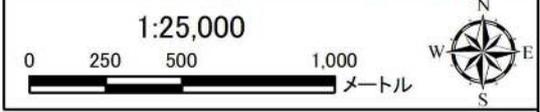
地区名	指定年月日	面積(ha)
香椎副都心(千早)地区	平成17年4月25日	17.6

出典:福岡市景観計画(平成28年3月 福岡市)



凡例

- | | | |
|---|---|---|
| 事業実施区域 | 駅 | |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | 都市景観形成地区 |
| 市区町村界 | 新幹線 | |
| 水域 | 私鉄 | |
| 福岡都市高速 | 地下鉄 | |



出典:福岡市景観計画(平成24年4月 福岡市)

図 2.4-9 景観形成地区の指定状況

2.4.10 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

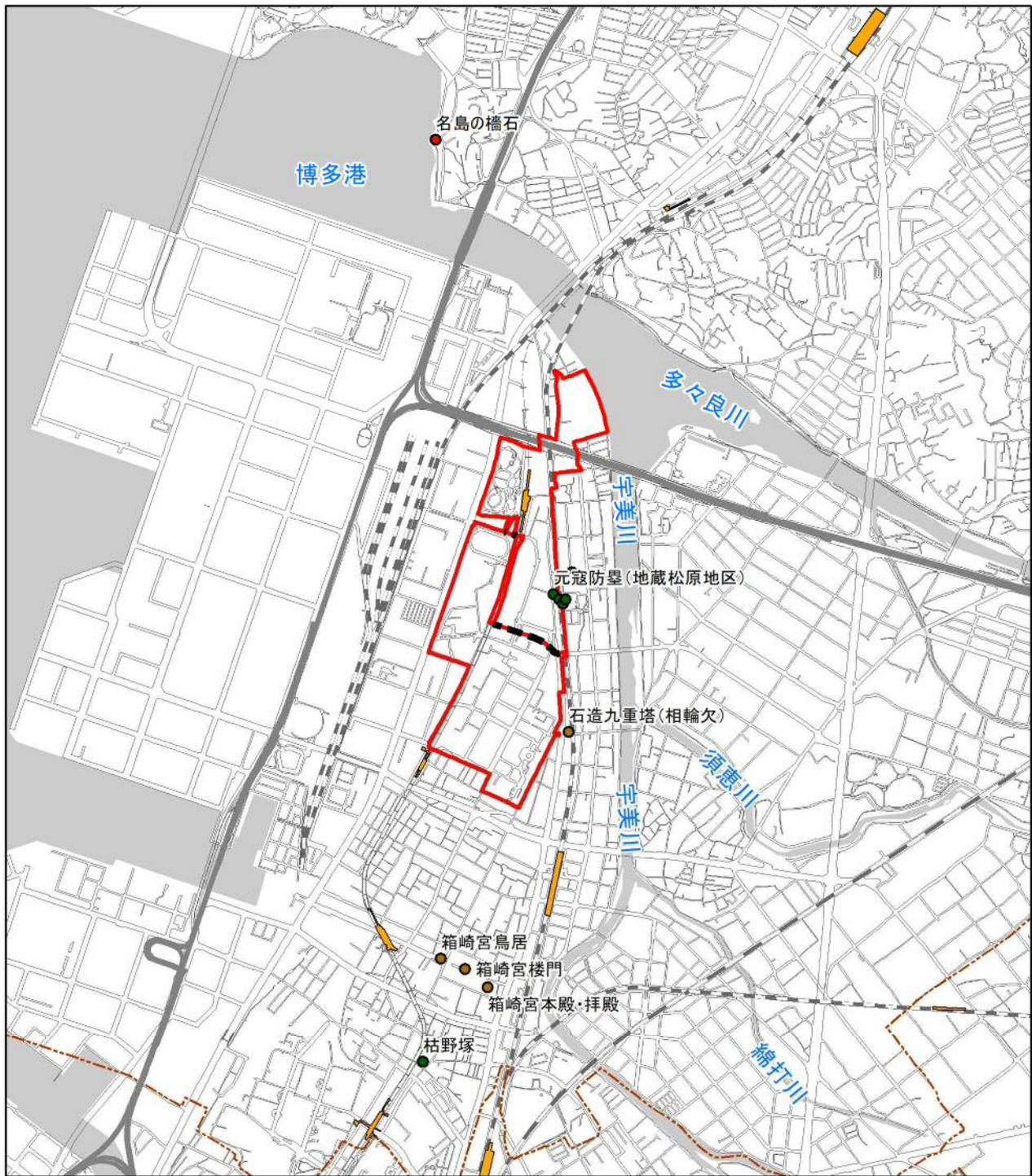
事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号)、福岡県文化財保護条例(昭和30年4月条例第25号)、福岡市文化財保護条例(昭和48年3月31日条例第33号 最終改正 平成24年3月29日条例第37号)に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は、表2.4-29及び図2.4-10に示すとおりである。

表 2.4-29 事業実施区域及びその周囲における指定文化財の概要

区分	指定機関	名称	所在地	指定年月日
史跡	国	元寇防塁(地藏松原地区)	福岡市東区筥松4丁目1、箱崎6丁目8	昭和6年3月30日
	県	枯野塚	福岡市東区馬出5丁目	昭和31年7月28日
天然記念物	国	名島の檣石	福岡市東区名島1丁目名島神社境内及び公有海面	昭和9年5月1日
有形文化財 (建造物)	国	筥崎宮鳥居	福岡市東区箱崎1丁目	昭和30年6月22日
		筥崎宮楼門		明治35年4月17日
	筥崎宮本殿、筥崎宮拝殿			明治40年5月27日
	県	石造九重塔(相輪欠)		福岡市東区箱崎6丁目

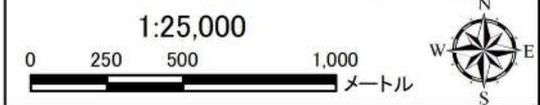
出典：福岡県指定文化財目録(平成27年5月 福岡県教育庁総務部文化財保護課)
平成30年度版 教育要覧(平成30年11月 福岡市教育委員会)

また、埋蔵文化財包蔵地は、図2.4-11に示すように事業実施区域及びその周囲に元寇防塁、箱崎遺跡、吉塚本町遺跡、多々良遺跡、名島城跡、名島檣石、名島古墳(消滅)が分布しており、事業実施区域内には、元寇防塁と箱崎遺跡が含まれている。



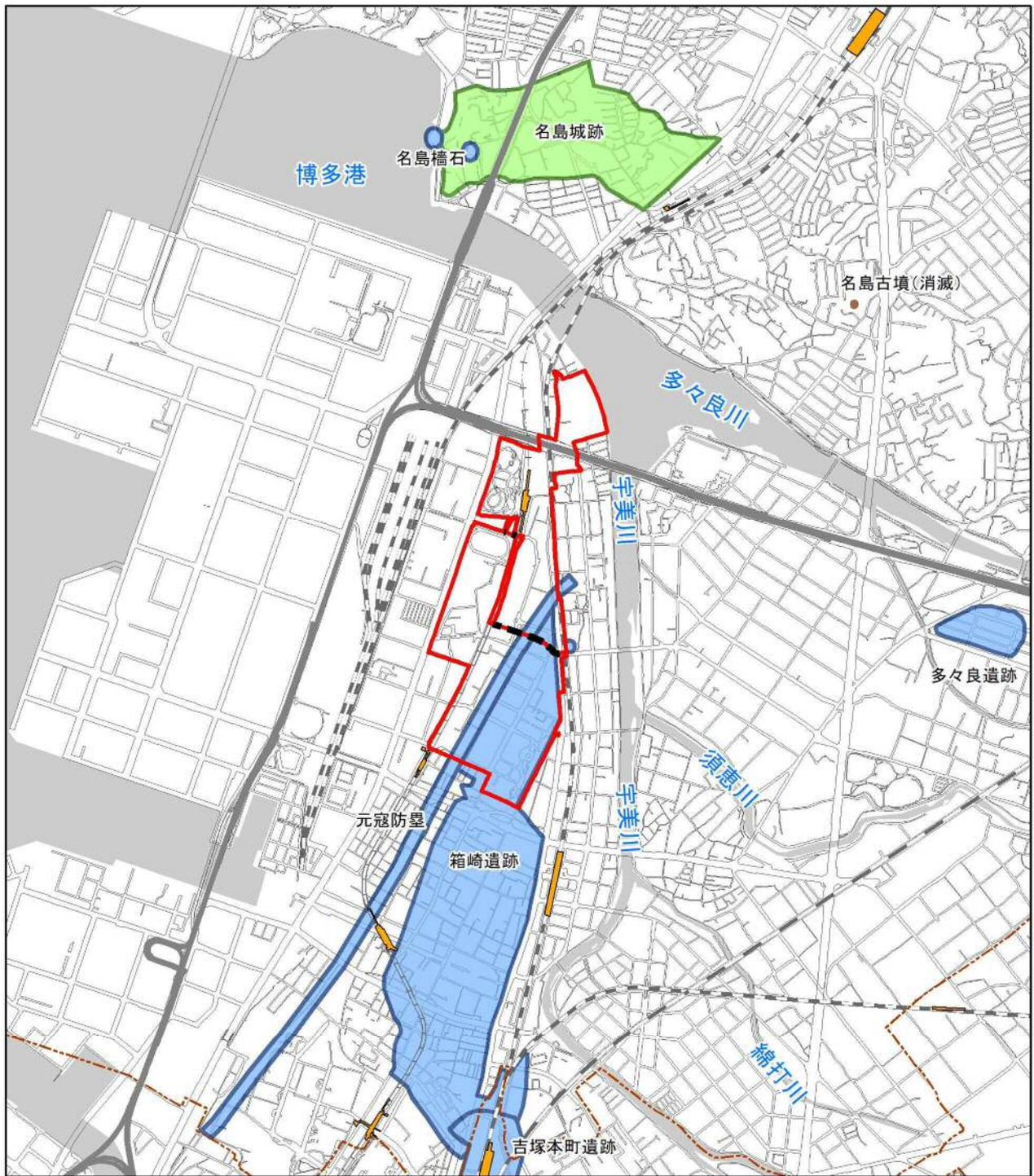
凡例

- | | | |
|---|---|--|
| 事業実施区域 | 駅 | |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | ● 史跡 |
| 市区町村界 | 新幹線 | ● 天然記念物 |
| 水域 | 私鉄 | ● 有形文化財(建造物) |
| 福岡都市高速 | 地下鉄 | |



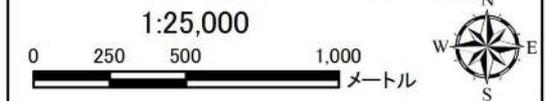
出典：福岡市文化財情報検索（福岡市経済観光文化局）

図 2.4-10 史跡、名勝、天然記念物の指定状況



凡例

- | | |
|---|---|
| 事業実施区域 | 駅 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR |
| 市区町村界 | 新幹線 |
| 水域 | 私鉄 |
| 福岡都市高速 | 地下鉄 |
| | 遺跡 |
| | 古墳 |
| | 城跡 |



平成 31 年 3 月時点 包蔵地

出典：福岡市埋蔵文化財包蔵地分布図【Web版】(福岡市経済観光文化局)

図 2.4-11 埋蔵文化財包蔵地分布図

2.4.11 防災関連法令等による指定状況等

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施区域及びその周囲において、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号、最終改正 平成17年7月6日法律第82号)第3条の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図2.4-12に示す。

(2) 砂防指定地

事業実施区域及びその周囲において、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号、最終改正 平成25年11月22日法律第76号)に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した砂防指定地はない。

(3) 地すべり防止区域

事業実施区域及びその周囲において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号、最終改正 平成26年6月13日法律第69号)に基づき、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とした地すべり防止区域はない。

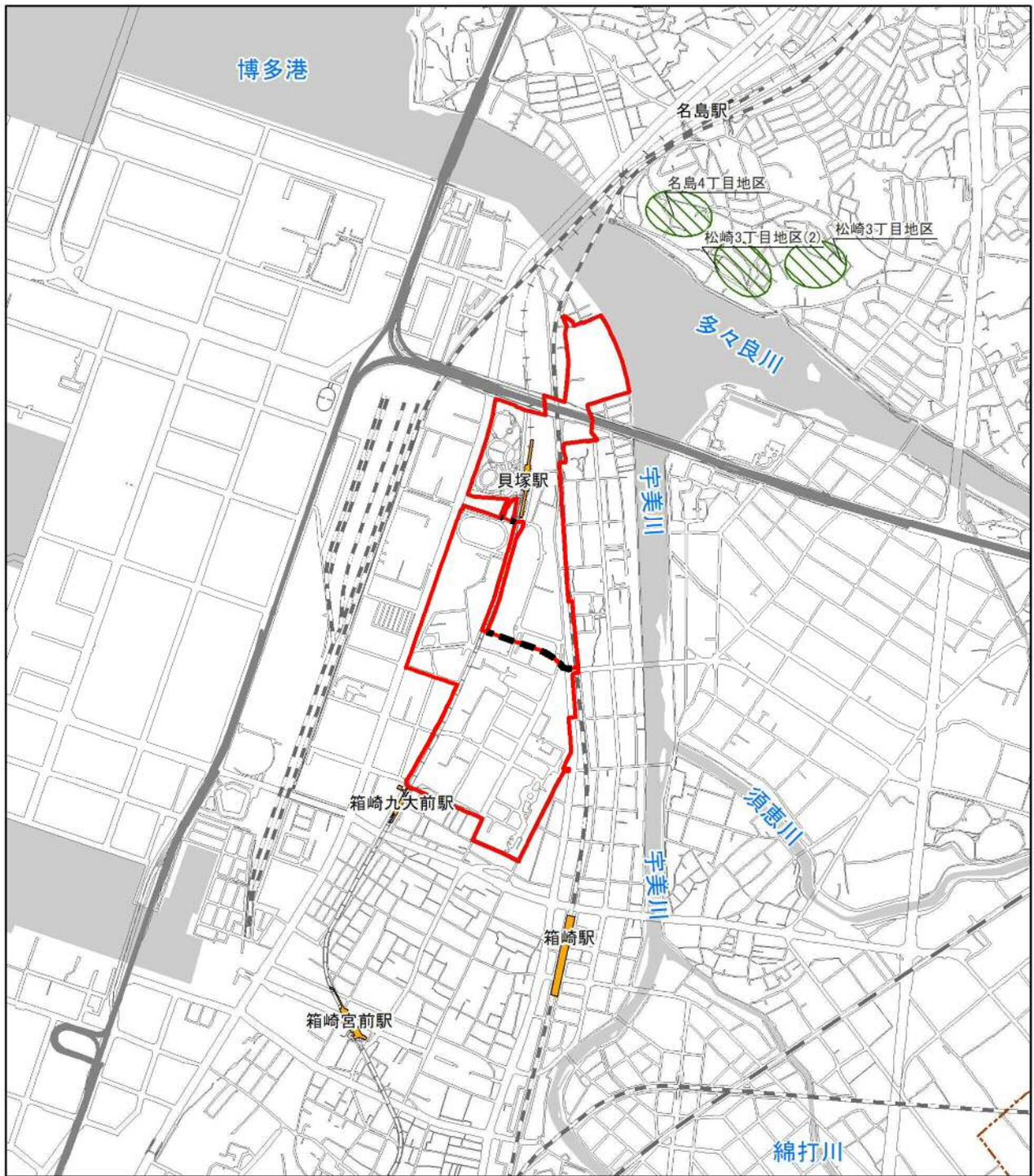
(4) 地震等による被害予想等

事業実施区域及びその周囲において、福岡県津波浸水想定の設定について(平成28年2月、福岡県HP：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tsunami.html>)による津波浸水想定図(想定震源はF60(西山断層)と対馬海峡東の断層、2011年、2012年の潮位観測結果に基づく朔望平均満潮位をベースに設定した場合)を図2.4-13に示す。

なお、公表された津波浸水想定は、レベル2津波(最大クラスの津波)を対象としたものである。

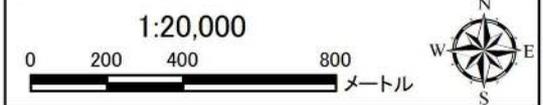
(5) 降雨による被害予想等

事業実施区域及びその周囲において、水防法の改正(平成27年5月)に基づく「想定される最大規模の降雨」による洪水浸水想定区域図の公表(平成30年4月、福岡県)による洪水浸水想定区域図を図2.4-14(1)～(2)に示す。多々良川の最大規模降雨による洪水では、事業実施区域の一部で地域が浸水した場合に想定される水深が0.5m未満となると想定されている。また、宇美川の最大規模降雨による洪水では、事業実施区域の全域で0.5m未満もしくは0.5～3.0m未満の水深になると想定されている。



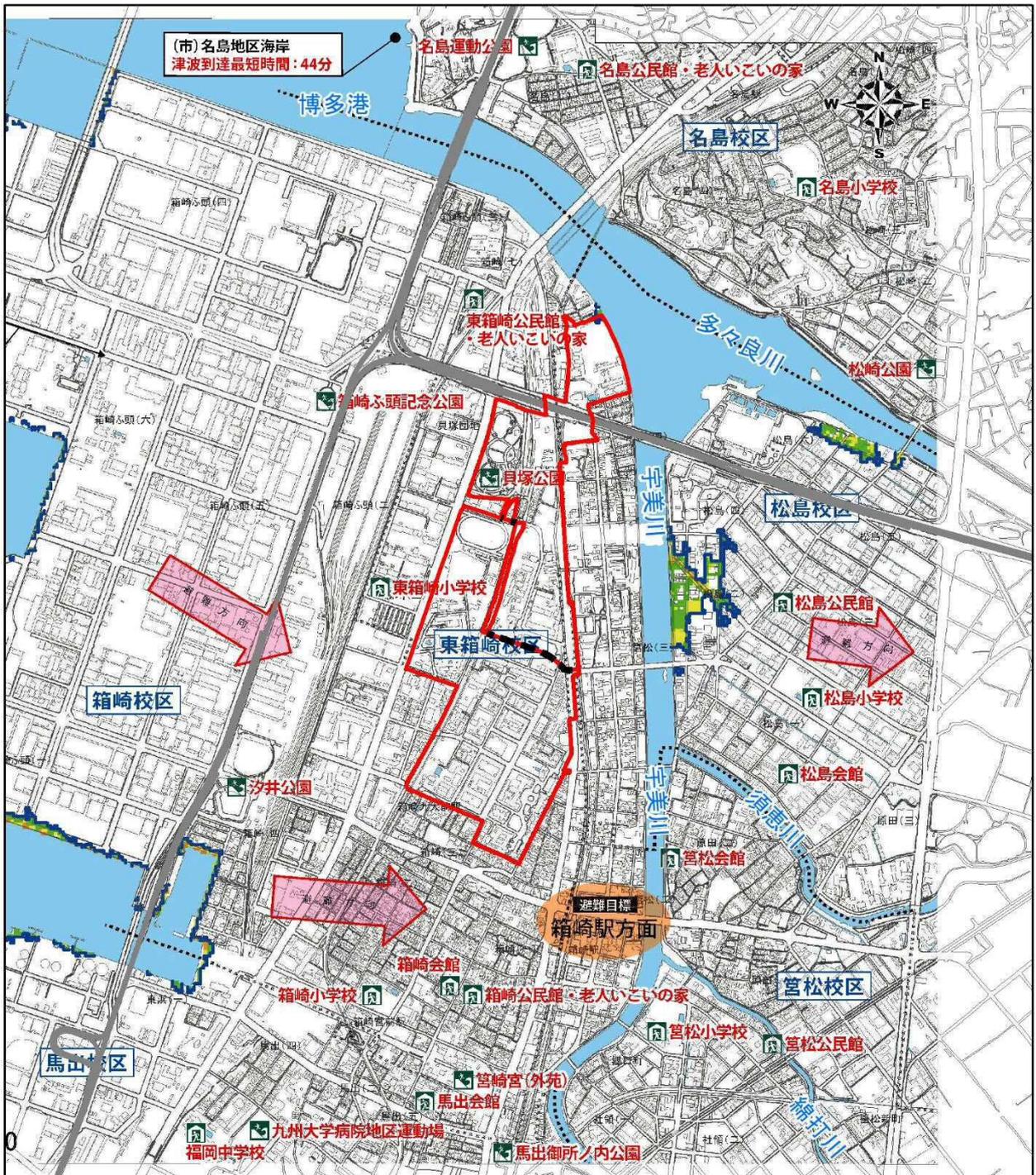
凡例

- | | | |
|--|---|--|
| 事業実施区域 | 駅 | |
| 北エリア・南エリア境界 | JR | 急傾斜地崩壊防止区域 |
| 市区町村界 | 新幹線 | |
| 水域 | 私鉄 | |
| 福岡都市高速 | 地下鉄 | |



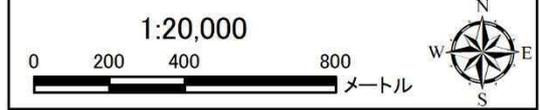
出典：福岡県土整備事務所管内図（平成28年3月 福岡県福岡県土整備事務所）

図 2.4-12 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



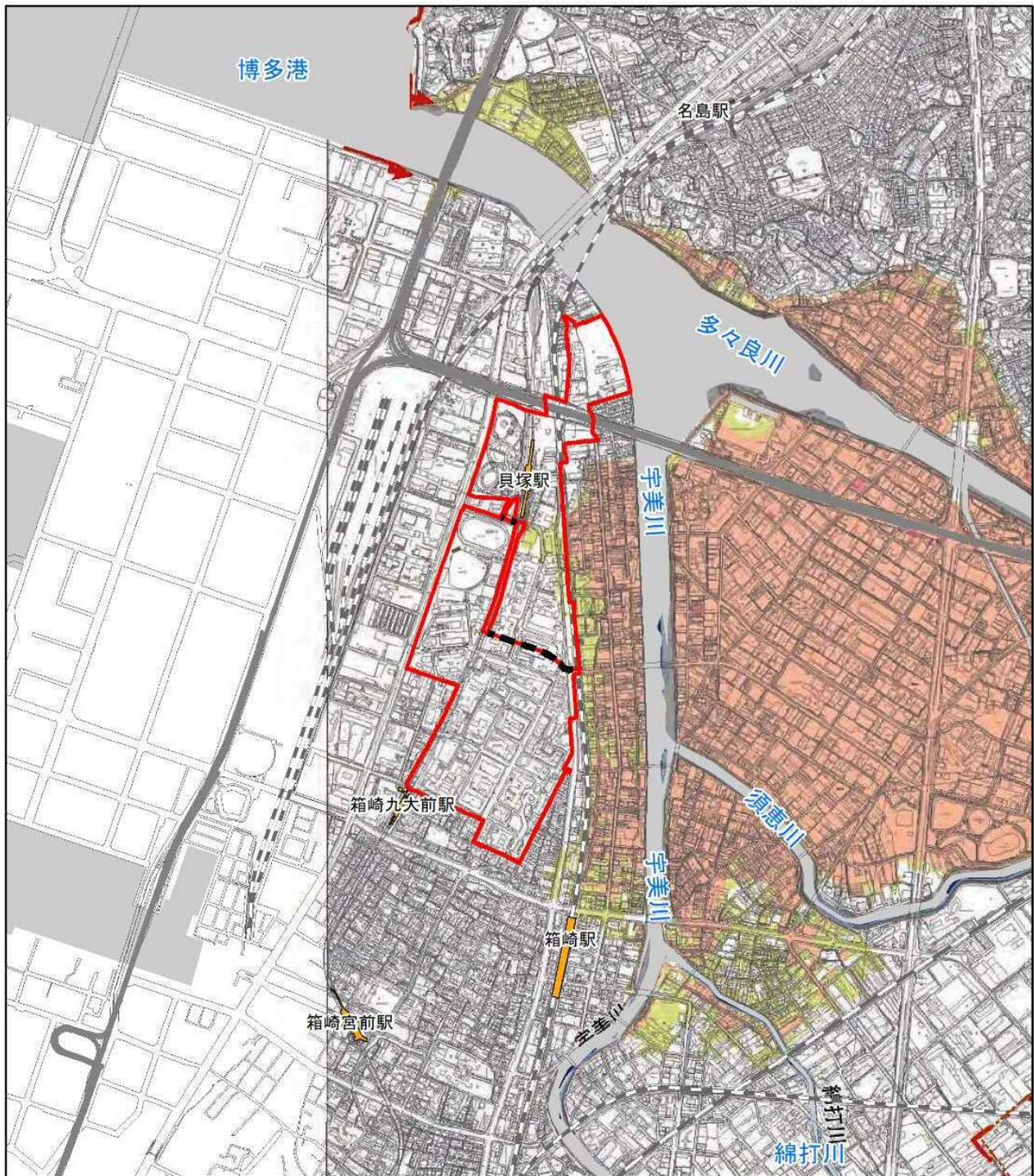
凡例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 福岡都市高速
- 避難所
- 津波避難場所
- ➔ 避難方向
- ➔ 予想津波到達ライン
- 行政区界
- 校区界



出典：津波ハザードマップ箱崎校区（平成 29 年 11 月、福岡市）

図 2.4-13 津波の浸水予想図



凡例

- | | |
|--|---|
| 事業実施区域 | 駅 |
| 北エリア・南エリア境界 | JR |
| 市区町村界 | 新幹線 |
| 水域 | 私鉄 |
| 福岡都市高速 | 地下鉄 |

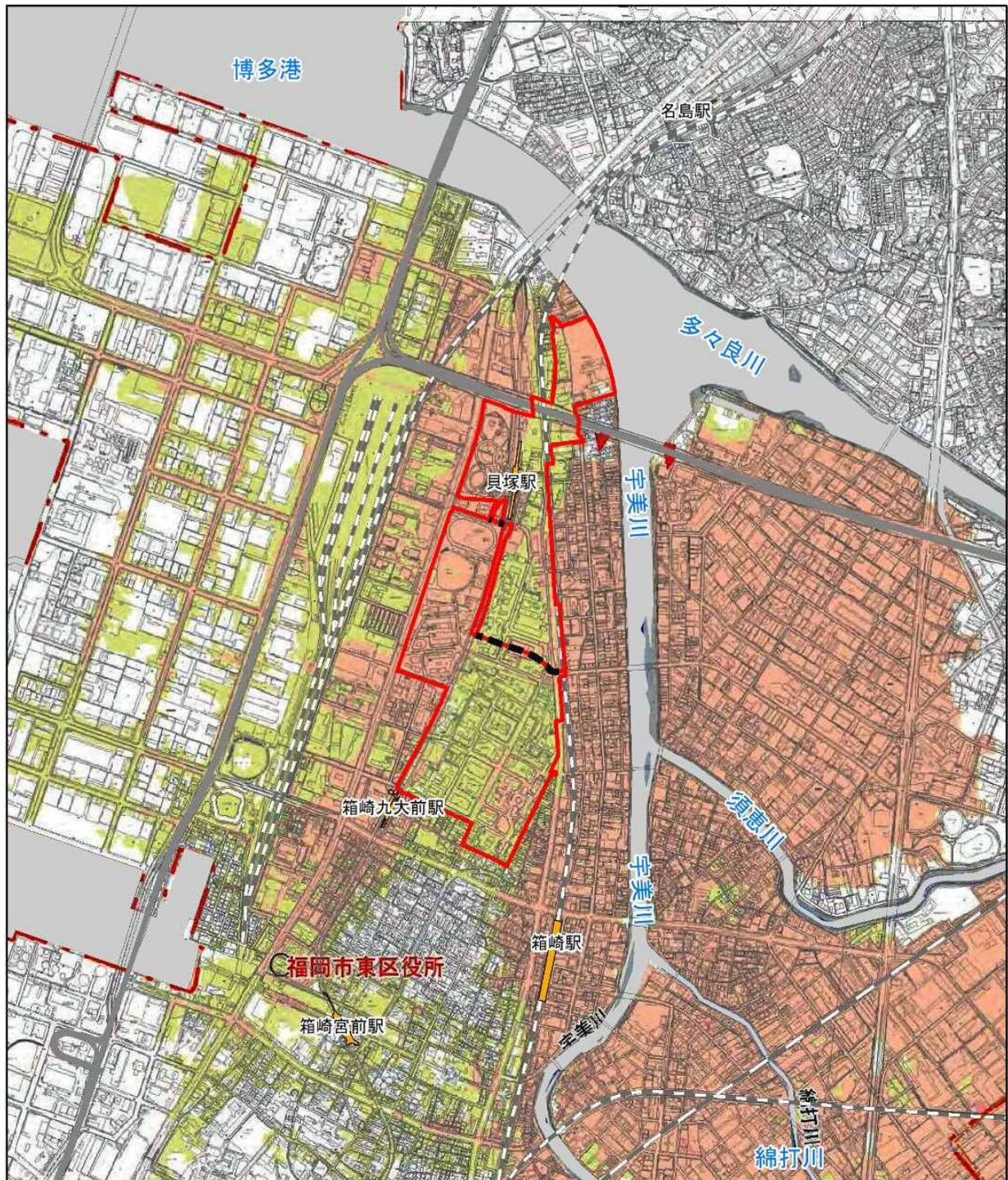


浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域

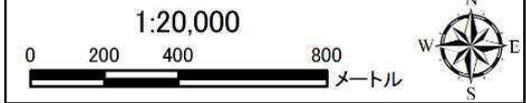
出典:多々良川水系多々良川洪水浸水想定区域図(平成30年4月27日公表、福岡県)

図 2.4-14(1) 多々良川洪水浸水想定区域図(最大規模降雨)



凡例

- 事業実施区域
- 北エリア・南エリア境界
- 市区町村界
- 水域
- 福岡都市高速
- 駅
- JR
- 新幹線
- 私鉄
- 地下鉄



浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域

出典：多々良川水系宇美川洪水浸水想定区域図(平成30年4月27日公表、福岡県)

図 2.4-14(2) 宇美川洪水浸水想定区域図(最大規模降雨)

2.5 その他の必要な事項

2.5.1 公害苦情件数

福岡市及び東区における平成 29 年度の公害苦情件数を表 2.5-1 に示す。

福岡市の公害苦情件数は 408 件あり、騒音が 209 件と最も多く、次いで大気汚染と悪臭が 63 件であった。

表 2.5-1 公害苦情件数(平成 29 年度)

単位:件

行政区域	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	総数
福岡市	63	49	209	17	63	7	408
東区	35	9	42	3	18	5	112

出典:福岡市統計書(平成 30 年(2018 年)版)(福岡市ホームページ)

2.5.2 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

(1) 福岡県環境総合基本計画

福岡県では、「豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県」を目指す「福岡県環境総合ビジョン(第三次福岡県環境総合基本計画)」を平成24年度に策定(計画期間:平成25年度～平成29年度)し、これまで各種施策を推進してきた。

その結果、平成28年度末時点で、当該計画で設定した18の指標のうち、14項目で目標を達成している。

一方で国内外では、表2.5-2に示すように様々な状況の変化が生じていることから、これまでの成果を踏まえつつ、このような状況の変化に的確に対応するため、特にSDGsの考え方を活かして、新たな福岡県環境総合ビジョン(第四次福岡県環境総合基本計画)を策定された。

表 2.5-2 前計画策定以降(平成25年度～)の状況の変化

項 目	状 況 の 変 化
持続可能な社会への国際的な取組み	平成27年9月に開催された国連サミット SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)が採択された。
地球温暖化対策の進展	平成27年11月からフランスのパリで「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、パリ協定が採択された。
循環型社会への国際的な取組みの進展	平成28年5月に富山で開催されたG7環境大臣会合において、「富山物質循環フレームワーク」が合意された。
各分野における生物多様性主流化への取組み	平成28年にメキシコのカンクンで行われた「生物多様性条約第13回締約国会議(COP13)」において、引き続き愛知目標達成に向けた努力が、締約国に求められている。
度重なる大規模災害の発生と災害廃棄物処理	被災地の速やかな復旧・復興を図るため、福岡県災害廃棄物処理計画を策定し、体制整備を進めている。
福岡県総合計画の策定	平成29年3月、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示す、県の行政運営の指針として福岡県総合計画を策定。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、図2.5-1に示すような「気候変動への具体的な対策」など17のゴールと169のターゲットが示されている。



図 2.5-1 SDGsにおける17のゴール

[計画の位置付け]

本計画の位置づけとしては、表 2.5-3 に示す福岡県総合計画を踏まえた 7 つの柱をもとに、先行して策定されている福岡県生物多様性戦略や福岡県廃棄物処理計画、福岡県地球温暖化対策実行計画とも整合させて福岡県の環境の将来像を具体化するものである。

[計画の役割]

- 県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱
- 県民・事業者・行政など、すべての主体が環境について考え行動する際の指針

[計画期間]

- 平成 30(2018)年度からの 5 年間
 - ・昨今の環境行政へのニーズや課題の変化を速やかに反映させて実効性を確保するため 5 年間の計画とする。
 - ・ただし、環境の状況変化、国内外の環境政策の動向及び次期総合計画策定の議論などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行う。

[計画の構成]

「県民幸福度日本一」の福岡県を目指す福岡県総合計画を踏まえて、環境の視点から、前計画に引き続いて、7 つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿と、現状と課題、施策の方向、目標・指標を示す。

表 2.5-3 福岡県総合計画を踏まえた 7 つの柱

低炭素社会の推進	温室効果ガスの排出削減と吸収源対策(緩和策)
	気候変動の影響への適応(適応策)
循環型社会の推進	資源の消費抑制、資源循環利用の推進
	資源循環利用に関する産業の育成
	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
自然共生社会の推進	生物多様性*の保全と自然再生の推進
	生物多様性*の持続可能な利用
健康で快適に暮らせる生活環境の形成	統合的な対策
	大気環境の保全
	水環境の保全
	土壌環境の保全
	化学物質等による環境・健康影響対策
	その他の生活環境の保全
国際環境協力の推進	環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
	民間国際環境協力の促進
経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進	経済・社会のグリーン化の推進
	グリーンイノベーション*の推進
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
	環境を考えて行動する人づくりの推進

(2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、平成28年3月に平成32年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

この計画では、環境分野における基本計画である福岡県環境総合基本計画を支える計画として、3R(排出抑制、再使用、再生利用)を推進し、さらに、廃棄物の適正な処理を行うことにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

表 2.5-4 福岡県廃棄物処理計画

《一般廃棄物の平成32年度の目標》

- 1 ごみ総排出量：平成26年度比2%減(1,820千t)(国の目標 平成24年度比12%減)
※ 平成20年度と比較すると、平成26年度は1人1日当たりの排出量は6%の減少となったが、2%の人口増のため、4%の減少に止まった。
- 2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量：平成26年度比約1%減(538g)(国の目標 平成24年度比500g減)
- 3 再生利用率：ごみ総排出量の23%(419t)(国の目標27%)
- 4 最終処分量：平成26年度比2%減(191千t)(国の目標 平成24年度比14%減)

区 分	福岡県の 32年度目標値	国の 32年度目標値
ごみ総排出量の増減率	-2%(26年度比)	-12%(24年度比)
1人1日当たり家庭系ごみ ^{注)} 排出量	538g(26年度比)	500g
再生利用率	23%(総排出量比)	27%(総排出量比)
最終処分量の増減率	-2%(26年度比)	-14%(24年度比)

注) 生活系ごみ(計画収集量-直接搬入量)から資源ごみを控除した量

《産業廃棄物の平成32年度の目標》

- 1 排出量：平成25年度比3%増以内の抑制(15,716千t)(国の目標 平成24年度比3%増)
- 2 再生利用率：汚泥以外は排出量比の90%、汚泥は排出量比の6%(国の目標 全体で56%)
- 3 最終処分量：平成25年度比3%増以内の抑制(648千t)(国の目標 平成24年度比1%減)

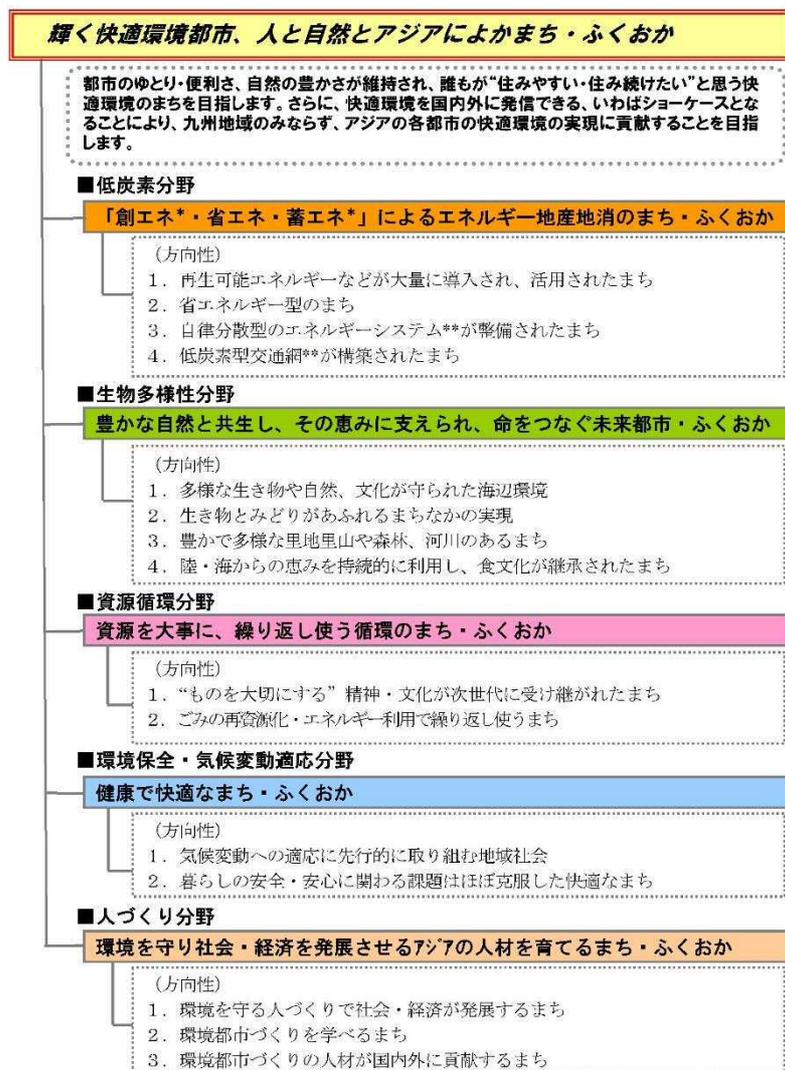
区 分	福岡県の 32年度目標値		国の32年度目標値
排出量の増減率	3%増以内の抑制 (25年度比)		+3%(24年度比)
再生利用率	汚泥以外	90%(排出量比)	56%(排出量比)
	汚泥	6%(排出量比)	
最終処分量の増減率	3%増以内の抑制 (25年度比)		-1%(24年度比)

(3) 福岡市新世代環境都市ビジョン

福岡市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」が平成 25 年 3 月に策定されている。

この計画では、「福岡市環境基本計画(第 2 次)」の「めざすべき姿」などを引き継ぎながら、一方で、社会・経済と環境の統合的向上による新たな価値の創出を目指している。そのため、従来の環境分野に比べ、安全・安心、ビジネス、交通、教育等の社会・経済の要素もより幅広く取り込む形で、平成 62 年の将来像が設定され、取組の方向性が示されている。

また、環境基本計画や環境分野の個別計画だけでなく、今後、策定・改定される他の行政分野の計画においても、環境都市づくりの面で指針となるものと位置づけられている。



出典：福岡市新世代環境都市ビジョン（平成 25 年 3 月、福岡市）

図 2.5-2 福岡市新世代環境都市ビジョンにおける取組の方向性

(4) 福岡市環境基本計画(第三次)

福岡市では、「福岡市環境基本条例」(平成8年9月26日 条例第41号)に基づき「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置づけられる計画である。平成9年に環境基本計画(第一次)、平成18年に環境基本計画(第二次)を策定し、平成26年9月に環境基本計画(第三次)を策定している。

この計画では、「めざすまちの姿」「豊かな自然と歴史に恵まれ、未来へのちつなぐまち」の実現に向けて、市民・事業者・行政などを各主体が、それぞれの果たすべき責務と公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組みを進めていく方向性を示している。また、環境基本条例第7条第6項に基づき策定された部門別計画の上位計画となる。



出典：福岡市環境基本計画（平成26年9月、福岡市）

図 2.5-3 福岡市環境基本計画(第三次)における施策の体系

(5) 福岡市地球温暖化対策実行計画

福岡市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画かつ、「福岡市環境基本計画(第三次)」の部門別計画として、「福岡市地球温暖化対策実行計画」を平成28年12月に策定している。

これによると、「未来につなぐ低炭素のまちづくり(地球にやさしい暮らしと都市活動とが調和した発展を続けるまち・ふくおか)」を基本理念として掲げている。

「福岡市地球温暖化対策実行計画」の概要を表 2.5-5 に示す。

表 2.5-5 「福岡市地球温暖化対策実行計画」の概要

基本理念	未来につなぐ低炭素のまちづくり (地球にやさしい暮らしと都市活動とが調和した発展を続けるまち・ふくおか)
対象	二酸化炭素(CO ₂) メタン(CH ₄) 一酸化二窒素(N ₂ O) ハイドロフルオロカーボン類(HFCs) パーフルオロカーボン類(PFCs) 六ふっ化硫黄(SF ₆) 三ふっ化窒素(NF ₃)
目標	【中期目標】 2030(平成42)年度までに2013(平成25)年度比で28%削減 【長期目標】 2050(平成62)年度までに2013(平成25)年度比で80%削減
施策等	基本方針1(家庭・業務部門の省エネの促進) ・日常生活や事業活動でエコドライブを実践 ・既存建築物や住宅の省エネ改修 ・LED照明、高効率給湯器などのエネルギー消費効率に優れた機器の積極的な導入・利用 基本方針2(再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等の導入・活用) ・太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を住宅やビルなどで積極的に導入 ・ZEB・ZEH*などのエネルギーマネジメントシステムや蓄電池の導入 ・地中熱などの未利用エネルギーの利用 ・清掃工場での廃棄物や水処理センターでの消化ガスを活用して発電 基本方針3(環境にやさしい交通体系の構築) ・公共交通機関や自転車、徒歩での移動 ・燃費性能の優れた自動車の積極的な導入 ・充電設備や水素ステーションの設置など次世代自動車利用環境の整備 ・パークアンドライドやカーシェアリングの積極的な利用 基本方針4(廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進) ・古着の回収や使用済小型電子機器に含まれるレア金属の再資源化 ・製造、流通、販売の各段階で廃棄物を発生抑制 ・発生抑制・再使用を中心とした3Rの推進 基本方針5(気候変動への適応) ・自然災害：ハザードマップの提供、調整池の設置 ・水資源：節水行動の推進、水源かん養林の育成 ・健康被害：熱中症対策、ヒートアイランド対策 ・自然生態系：身近な生きものの生息環境の保全 ・農作物：環境に適した品種の開発・導入の検討
実績	福岡市における温室効果ガス排出量 9,048,000t-CO ₂ /年(2013(平成25)年度) (基準年(2004(平成16)年度)比で約36%増) 運輸(自動車)部門の二酸化炭素排出量 1,838,506t-CO ₂ /年(2013(平成25)年度)

※ZEB・ZEH：再生可能エネルギーと省エネルギー技術を組み合わせることで、正味の温室効果ガス排出がゼロになるビルや住宅

出典：「福岡市地球温暖化対策実行計画」(平成28年12月、福岡市)

(6) 福岡市環境配慮指針(改定版)

福岡市では、「福岡市環境基本計画(第三次)」が目指すまちの姿である「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」を実現するために、福岡市内で実施される都市基盤整備事業や開発事業等の「構想」「計画」「施工」「供用」の各段階にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針」を平成28年9月に改定している。

この指針では、「生物多様性ふくおか戦略」(平成24年5月)の地域特性区分と整合を図り、福岡市を8つの特性に従い区分し、それぞれの区分に応じた環境配慮事項を示している。

また、福岡市環境影響評価条例の対象事業及び福岡市の主な開発関連事業を考慮して19区分とし、それぞれの事業特性に応じ環境配慮事項を整理している。

《地域特性別環境配慮事項》

沿海部(中心市街地・港湾地域)

河川・河口は生物の生息・生育場所として、人の安らぎの場として、ヒートアイランド現象の緩和の場として重要であり、その機能を考慮した環境配慮

内陸部(市街住宅地域)

周辺緑地や水辺環境を利用する生物の生息・生育環境の創出や生態系ネットワークの形成を考慮した環境配慮

河川部

多様な水生生物の生息・生育環境の保全のため、水域の連続性の確保や河床構造が単調にならないよう考慮した環境配慮

《事業特性別環境配慮事項》

前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業

施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地など)、水環境(地下水脈など)の分断・消失への配慮

土地区画整理事業

居住空間形成のため快適性や安全性の確保、人と自然との触れ合いの活動の場の確保が重要

施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地など)、水環境(地下水脈など)の分断・消失への配慮

(7) 生物多様性ふくおか戦略

1) 戦略の位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、平成24年5月に策定されたものである。

また、「福岡市新・基本計画」並びに「福岡市環境基本条例」に基づいて策定している「福岡市環境基本計画」を踏まえ、福岡市の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで本市の魅力を増進するという観点から、行政・まちづくりの基本的方向性を示すものである。

2) 戦略の概要

a) 戦略の期間

多くの生物が複雑に絡み合い構成されている生物多様性を維持・向上していくためには、非常に長い期間と継続的な取組みが必要であると考えられる。また、上位に位置づけられる「生物多様性国家戦略」が「100年後も豊かな生物多様性を守り続けるために」という考えに基づいて策定されていることも踏まえ、本戦略の期間も100年間とし、長期目標の100年後を見据えつつ、当面10年程度の取組みをとりまとめている。

b) 戦略の対象地域

本戦略の対象地域は、福岡市新・基本計画の対象とする福岡市全域とする。

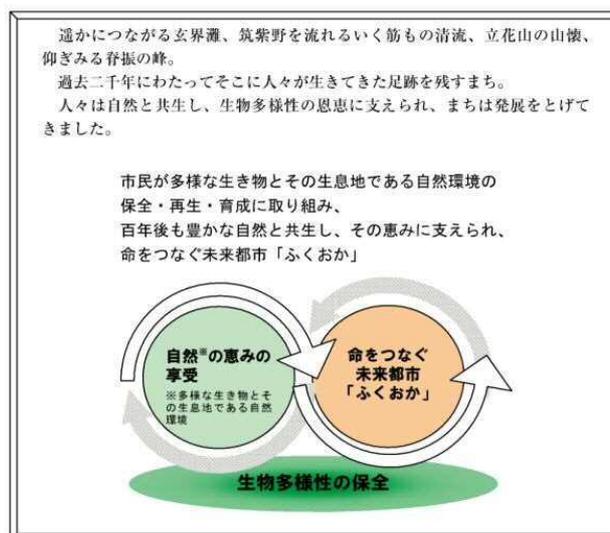
ただし、生物多様性に関する問題は、山地の連なりや河川の流域など行政区域の外側とも密接な関係を持つほか、野生生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響なども考慮する必要があることから、対象地域を越え、広域に視野を広げた取組みも検討している。

c) 戦略の理念

本戦略の理念として「生物多様性国家戦略」の「生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念」を以下のとおり示している。

- ① すべての生命が存立する基盤を整える
- ② 人間にとって有用な価値を持つ
- ③ 豊かな文化の根源となる
- ④ 将来にわたる暮らしの安全性を保証する

また、100年後の将来像を掲げ、さらに生物多様性の観点から市域を8つに区分し、各区分の地域特性に従い、それぞれの地域別に目標を示している。



出典：生物多様性ふくおか戦略（平成25年4月、福岡市）

図 2.5-4 100年後の将来像(イメージ)

3) 戦略の方向性

福岡市の生物多様性のポテンシャルを踏まえ、当初10年間の施策の方向性を次のように定めている。

- ① 市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させる
- ② ふくおかの魅力が生物多様性の恵みに支えられていることを理解し、重要性を認識できる人や組織の形成を支援する
- ③ 海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、ふくおかの多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保する
- ④ 動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生きものを守り、豊かな生物相の回復を目指す
- ⑤ ふくおかの地理的特性を活かして生物多様性に配慮したまちづくりを推進する
- ⑥ 安心して暮らせるふくおかの都市基盤をつくる
- ⑦ 生物多様性の恵みを活かしてふくおかの魅力を増進する
- ⑧ 生物多様性に育まれてきたふくおか固有の文化を継承する
- ⑨ 生物多様性の恵みを活かして新たなふくおかの文化を創造する
- ⑩ ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取組みを推進する
- ⑪ ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域と連携していくための仕組みやルールを構築する

(8) 新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)

福岡市では、平成16年12月に第3次の一般廃棄物処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、ごみの削減目標を掲げるとともに、市の特性を踏まえ、市民・事業者と協働して、3Rの推進に取り組んできた。

第4次計画(平成23年12月)においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たな、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向けた重点施策として、家庭ごみについては、2R(リデュース・リユース)に重点をおいた3Rの意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみについては、資源化の余地があるごみの減量・資源化を推進することを目的としている。

1) 計画の概要

a) 目標年次

西部工場の更新時期(平成39年)、人口のピーク予測(平成35年)、循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画による中長期的なイメージの時期(平成37年)を考慮して、平成21年度を基準年次とし、計画期間を平成24年度から平成37年度までの14年間としている。また、平成27年(第1次)、平成32年(第2次)に中間目標を設定している。

b) 基本方針

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」の実現に向け、次の3つの基本方針に基づき取り組む。

- ① 循環型社会づくりのさらなる推進
- ② 処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③ 持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

2) 計画の目標

本計画の数値目標として、ごみ処理量を平成21年度の約58万トンから約11万トン削減し、平成37年度には約47万トン以下となることを目指す。

また、ごみのリサイクル率は平成21年度の28%から10ポイント向上させ、平成37年度には38%以上となることを目指す。

さらに、ごみ減量に向けた3Rの取組状況及びごみの適正処理の取組状況について、多面的に把握し、これを施策に反映させるため、6つの取組指標(3R率、3R実践度、有害廃棄物分別の実践度、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量)を設定する。

3) 計画を推進するための柱

目標達成に向け、以下に示す「4つの柱」を連携させた施策を展開する。

- ① 市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進
- ② 3Rの基盤整備
- ③ 経済的手法の活用
- ④ 人づくり

(9) 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014

国土交通省では、国および地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月）を策定している。この建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を基本として、九州地方建設副産物対策連絡協議会が、九州地方の建設リサイクルのより一層の推進を図るため、九州地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」を平成 27 年 3 月に策定している。

この計画では、循環型社会の構築の観点から、以下の目標指標が定められている。

表 2.5-5 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014 における目標 (九州地域全体)

対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標 () 内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.3% 99.0%	99%以上 (99%以上) 99%以上 (99%以上)
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	92.1% 88.9%	95%以上 (95%以上) 90%以上 (90%以上)
建設混合廃棄物	排出率 再資源化・縮減率	3.0% 49.6%	2.5%以下 (3.5%以下) 50%以上 (60%以上)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.3%	96%以上 (96%以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	77.2%	78%以上 (80%以上)

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：九州地方における建設リサイクル推進計画 2014 (平成 25 年 3 月) 国土交通省